
松沢マニフェスト進捗評価結果報告書

—平成19～20年度（2期目前半の評価）—

目次

はじめに	1
1 全体の評価結果	2
2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）	10
3 分野別・政策別の評価結果	11
資料編	74

平成21年6月1日

松沢マニフェスト進捗評価委員会

はじめに

- ・ 「松沢マニフェスト進捗評価委員会」は、松沢成文神奈川県知事が平成19年4月の知事選挙の際に掲げた『神奈川県力全開宣言―マニフェスト2007』の進捗状況の評価し、今後の県政の取組みに反映させるとともに、県民によるマニフェスト評価や県政参加を支援・促進することを目的として、平成20年3月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。知事1期目に設置された同委員会（平成16～19年）を継承して、自立的な「第三者評価（外部評価）」の機関として設置されたものですが、今期は、より広くかつ具体的に県民の意見を反映させるため、新たに「県民モニター委員」（41名）を委嘱し、その意見を踏まえて評価を行う体制をつくりました。
- ・ このたび、知事の2期目前半にあたる平成19～20年度（2年間）におけるマニフェストの進捗状況について評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さまに公表いたします。
- ・ マニフェストの進捗評価は、第1期の委員会と同様に、個々の政策に対する評価結果をもとに全体の評価を行うという「積み上げ方式」で実施しました。松沢知事の2期目のマニフェストは、条例宣言などより多岐にわたっていることや、数値目標が掲げられていない政策が少なくないこと等の特徴があるため、1期目に採用した「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法ではなく、記載された内容をどこまで実現しているかという評価に一本化するとともに、その結果についてはよりわかりやすく「評点」として数値化しました。ただし、この評点は、あくまで「4年間で実現すべき内容・水準」に照らしてどの程度実現したかという継続的な視点からの評価結果であることにご留意いただきたいと思います。
- ・ また、当委員会は、マニフェストの進捗評価を県政運営に反映させることも目的としていることから、1期目と同様に、「マニフェストの推進と県政運営の課題」についても検討いたしました。今回は、2期目前半を振り返って課題だと思われる点について記載しましたので、参考にさせていただきたいと存じます。
- ・ 平成15年にわが国にマニフェストが登場し、首長選挙においては定着しましたが、当選後の進捗評価についてはまだ十分な取組みが行われておらず、その体制や方法にも定まったものがないのが現状です。私たち委員会においても、よりよい評価方法をめざして検討・工夫を行っていくつもりですが、ぜひ県民、NPO、マスコミの皆さまもそれぞれの評価方法を検討し、松沢知事のマニフェストの進捗状況の評価していただければ幸いです。
- ・ 選挙においてマニフェストが定着するにつれて、逆に県民の皆さまのマニフェストに対する関心が薄まっているようにも感じます。多くの県民やマスコミの皆さまが、マニフェストとそれを実現するための自治体運営に関心を持ち、活発な議論が行われることを期待いたします。この報告書がそのひとつの材料として活用されれば幸いです。

平成21年6月1日

松沢マニフェスト進捗評価委員会
委員長 小池 治

1 全体の評価結果

(1) 評価の方法

- ・ 1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法をとったが、2期目の松沢知事のマニフェストは、1) 条例宣言などより多岐にわたっていること、2) 各政策を構成する「目標」や「具体的方策」に独立した内容が記載されていること、3) 具体的方策には数値目標が掲げられていないことなどの特徴があるため、「記載された内容をどこまで実現しているか」という点に一本化するとともに、その結果についてはわかりやすいよう「評点」という形で数値化した。なお、マニフェストの性格上、あくまで4年間で実現すべき内容を満点として評価した。
- ・ 評価の手順としては「積み上げ型」の方法をとり、まず、各政策を構成する「目標」と「具体的方策」がそれぞれどこまで実現されているかについて5点満点で評価し、次に、その平均点をもとに「政策」（または条例）ごとと同じく5点満点で評価し、さらに、それを「分野」ごとに集計して5点満点で評価し、最後に、「全体」の評価として政策別の評点を合計して100点満点に換算して評点を算出するという方法をとった。同時に、それぞれの評価の「理由」を明らかにするとともに、「今後の課題」等を記載した（評価方法の詳細については「資料編」参照）。
- ・ 評価の基準（5点満点）については、表1のとおり、目標実現の度合い（政策の場合）または進捗状況（条例の場合）に応じて点数をつけることとした。

図1 マニフェスト進捗評価の方法（フロー）

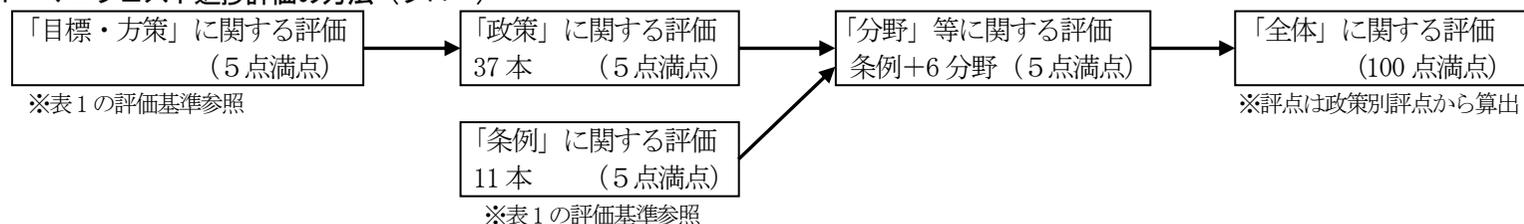


表1 マニフェスト進捗評価の基準（概ねの基準）

評点	条例に関する評価基準（条例宣言の場合）※1	目標・方策に関する評価基準（政策宣言の場合）
0点	全く検討していない段階	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む）	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）	数値目標※2または期待される施策事業※3について概ね1/4以上を実現した場合
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	条例が施行された段階	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

- ※2 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。数値目標について当初値（例：18年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件=6割達成）。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。
- ※3 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

（2）評価結果の概要

【評点別件数の状況】

- ・平成20年度末における進捗状況を「評点別」の件数で見ると、表2のとおり、目標を実現した「5点」満点は2件（4.2%）にとどまっているものの、目標の概ね3/4を実現した「4点」が13件（27.1%）、目標の概ね1/2を実現した「3点」が18件（37.5%）となっている。これらを合わせると、目標の概ね半分以上を実現した政策は33件（68.8%）となる。
- ・これに対し、目標の概ね1/4を実現した「2点」は15件（31.3%）であり、約3割の政策については引き続き努力が必要となっている。
- ・以上に対して、施策事業に着手しただけで成果が出ていないという「1点」および施策事業に着手もしていない「0点」の政策は皆無であり、すべての政策について何らかの成果が出ていることは評価できる。
- ・この評点別件数の状況を昨年度（19年度末）と比較すると、図2、図3のとおり、1点（14件→0件）と2点（24件→15件）は大きく減少し、逆に3点（8件→18件）と4点（1件→13件）は大きく増加した。とくに、目標の概ね3/4を実現した「4点」が12件も増えたことは注目される。この結果、目標を半分以上実現した政策（3点以上の政策）は、10件（20.9%）から33件（68.8%）へと一気に3倍以上に増加した。

【分野別の評点の状況】

- ・次に、この進捗状況を「分野別」にみると、表2、図4のとおり、「条例宣言」は条例が施行された「5点」が2件、議会で可決されたがまだ施行されていない「4点」が6件となっている。折り返し時点で11件中8件（72.7%）の条例が成立したことは、他の政策が複数の目標等を有しているのに対して、条例の制定・施行という1つの目標であることを考慮しても特筆に値する。次いで「V マネジメント」は「4点」が2件、「3点」が3件で、全政策（5件）が概ね1/2以上の実現となっている。「II 人づくり」や「III 経済」も比較的高い実現状況となっている。
- ・これに対し、「II 暮らし」「IV 環境」「VI 自治」は4点以上の政策がなく、やや苦戦している。
- ・分野別の「平均点」をみると、図5のとおり、「条例宣言」（3.73）、「V マネジメント」（3.40）、「II 人づくり」（3.13）、「III 経済」（3.00）と高いのに対して、「IV 環境」（2.40）、「II 暮らし」（2.42）、「VI 自治」（2.60）とやや低くなっている。
- ・この平均点を昨年度と比較すると、「条例宣言」が2.0から3.73に（1.9倍）大きく上昇し、次いで「III 経済」が1.7から3.00に（1.8倍）にそれぞれ上昇している。これに対して、「IV 環境」は2.0から2.40へ（1.2倍）、「II 暮らし」も1.6から2.42へ（1.5倍）とあまり上昇していないし、満点の半分の2.5にも達していない。また「I 人づくり」は、平均点は低くないものの、2.5から3.13へ（1.3倍）と停滞傾向が見られる。いずれも短期間では成果が出にくい政策が多いことは理解できるが、今後一層の工夫と努力が求められよう。

【全体の評点の分析】

- ・以上の48件の条例・政策の評点を合計すると146点（240満点中）であり、これを100満点に換算すると60.8点となる（政策別評点の平均は3.04点）。

$$5 \text{点} \times 2 \text{件} + 4 \text{点} \times 13 \text{件} + 3 \text{点} \times 18 \text{件} + 2 \text{点} \times 15 \text{件} = 146 \text{点} \quad 146 \text{点} \div (5 \text{点} \times 48 \text{件}) = 60.8 \text{点}$$
- ・昨年度は合計95点、100点換算で39.6点だったから、約1.54倍の伸びとなっている。

- ・以上から、平成 20 年度末時点におけるマニフェストの実現状況は 100 点満点でおよそ 60 点（5 点満点で 3 点）といえる。これは平均的には「数値目標または期待される施策事業について概ね 1/2 以上を実現した状態」であるが（表 1 参照）、そもそも新規の施策・事業には最初に「検討・準備期間」を要するのが通常だから、知事 4 年の任期の折り返し時点で「成果」が 1/2 以上表れていることは高く評価できる。
- ・こうした評価結果は、後述する県民モニター委員の評価・意見とも概ね符合している。
- ・もっとも、この評点は、「条例宣言」の条例が 20 年度に次々と可決されたこと（平均 3.73 点）が全体を押し上げた結果であること、「Ⅱ 暮らし」や「Ⅳ 環境」の分野を中心に長期的な取組みを要する政策ほど実現状況が低い傾向がみられることに注意を要する。また、20 年度後半からの世界的な景気後退とこれに伴う税収の激減によって、今後の各政策の実現には困難も予想されるため、状況の変化に応じた戦略的な対応が求められる。
- ・また、当委員会では、マニフェストの第 3 部「県民運動の提唱」と第 4 部「知事の行動宣言」についても点検を行った。このうち県民運動については、まだ県職員や県民には浸透していない状況がみられたこと、運動の成果がどう効果につながるかわかりにくいものがあること等から、今後の取組方法を検討する必要がある。
- ・以上より、今年度の評価結果として次の結論を導くことができる。

【結論】

- ・平成 19～20 年度（2 年間）の松沢マニフェストの進捗状況は、全体としては 6 割の出来であり、順調かつ良好といえる。
- ・とくに「条例宣言」で約束した 11 件の条例のうち 8 件が 2 年間で成立したことは、高く評価できる。
- ・ただし、「暮らし」「環境」「自治」の分野で進捗がやや苦戦しているほか、「人づくり」分野で停滞傾向がみられること、また昨年来の景気後退と税収減少のために今後の政策実現が困難となることも予想されることから、今後、いっそうの工夫と努力が求められる。

※進捗状況の評価にあたっては、表 1 のとおり、施策事業に着手等をした段階で「1 点」（100 点満点で 20 点）とし、数値目標等の 1/4 以上を達成した段階で「2 点」（100 点満点で 40 点）とし、それ以降、1/4 の達成度ごとに加点する基準を採用していること（すなわち評点と目標達成度は一致しないこと）に注意していただきたい。この基準は、施策事業の実施には一般に検討・準備期間が必要であること、条例に関する評価と政策に関する評価との整合を図る必要があること等を考慮したものである。ただし、数値目標が掲げられていない政策については「期待される施策事業」を想定して評価していること、条例や制度をつくれれば一度に目標を達成できる（5 点となる）政策や施策事業も存在すること（4 年間で同じように進捗するとは限らないこと）に注意する必要がある。

表2 分野別の評点状況（平成20年度末）

区分	条例宣言	I 人づくり	II 暮らし	III 経済	IV 環境	V 福祉	VI 自治	合計【割合】
5点	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 【4.2%】 (1/2.1%)
4点	6 (1)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	13 【27.1%】 (1/2.1%)
3点	1 (0)	5 (4)	3 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	3 (0)	18 【37.5%】 (8/16.7%)
2点	2 (4)	1 (4)	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0 (3)	2 (3)	15 【31.3%】 (24/50.0%)
1点	0 (5)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 【0.0%】 (14/29.2%)
0点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (0/0.0%)
総件数	11	8	7	7	5	5	5	48 【100%】
総評点	41 (22)	25 (20)	17 (11)	21 (12)	12 (10)	17 (12)	13 (8)	146 (95)
平均点	3.73 (2.0)	3.13 (2.5)	2.42 (1.6)	3.00 (1.7)	2.40 (2.0)	3.40 (2.4)	2.60 (1.6)	3.04 (2.0)
分野別評点	4点 (2)	3点 (3)	2点 (2)	3点 (2)	2点 (2)	3点 (2)	3点 (2)	—

※ () 内は前年度 (19年度) の状況を示す。

図2 評点別政策件数の変化

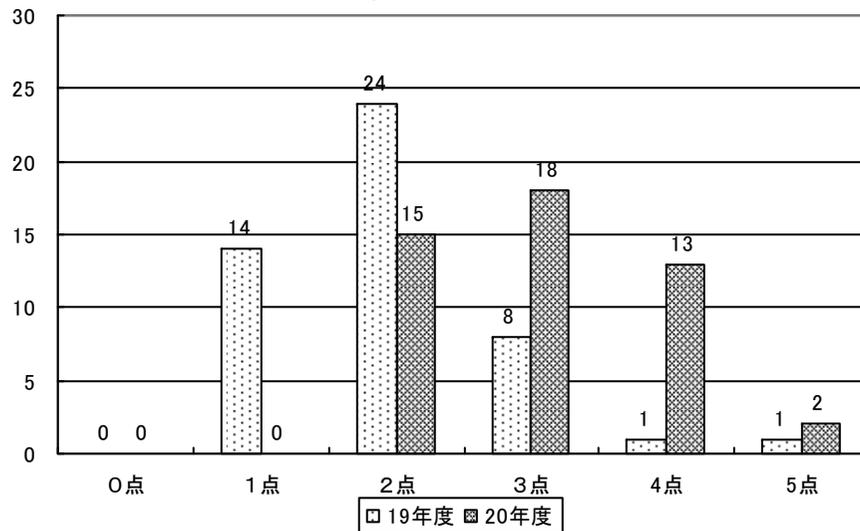


図3 評点別政策件数(構成)の変化

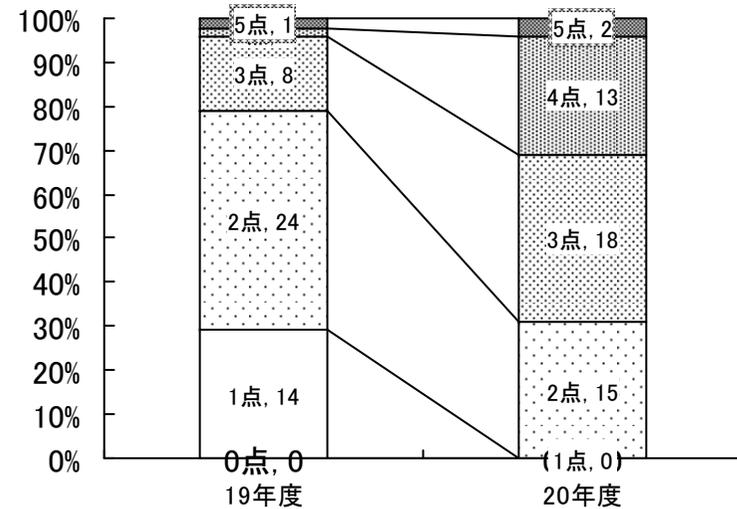


図4 分野別評点(構成)の状況

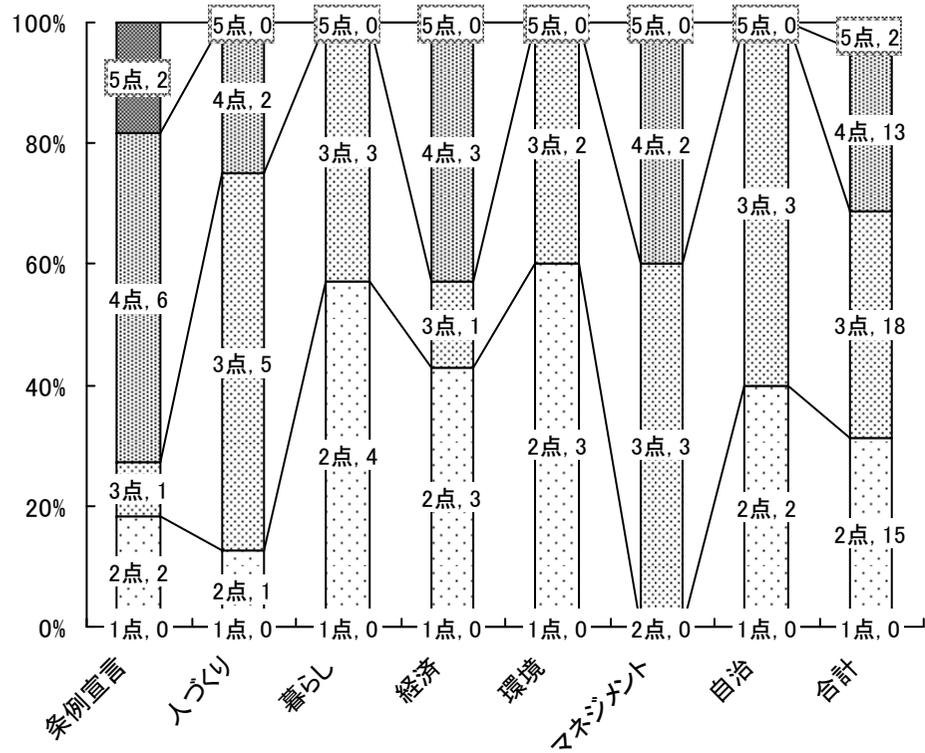


図5 分野別平均点の変化

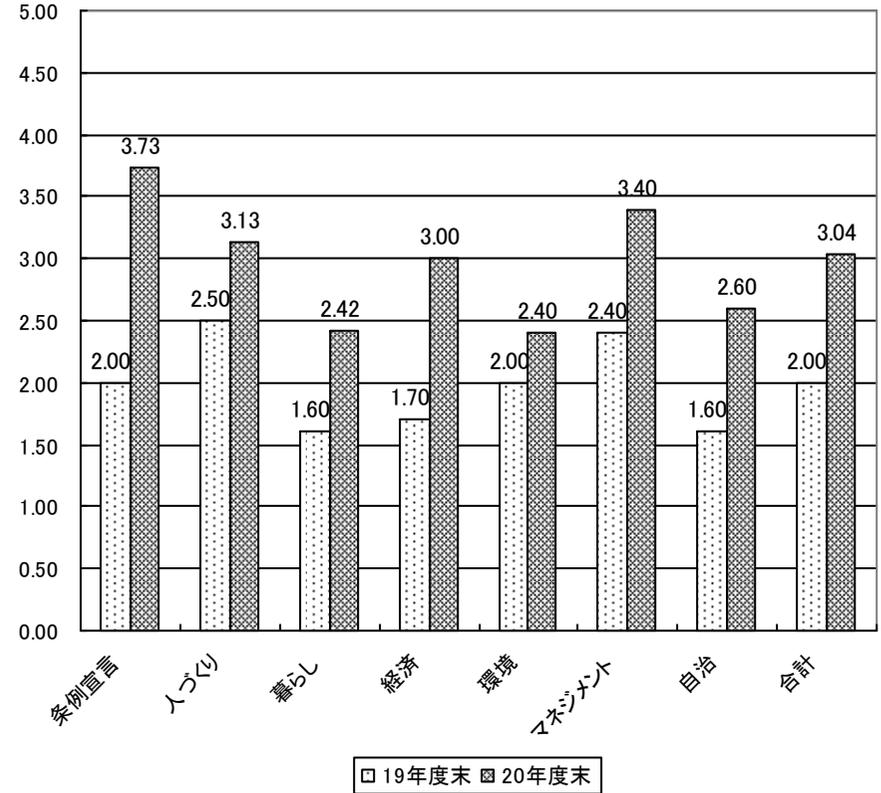


表3 分野別・政策別の評価結果一覧

	条例・政策名	評点(前年)	理由(要点)	平均点
第1部	条例宣言(条例マニフェスト)	4(2)	前年度の評点を8件が上回った。任期4年間の中間点としては、相当早いペースで取組みの成果が表れている。	3.73
1	公共的施設における禁煙条例	4(1)	条例が議会修正の上、制定された段階(施行は22年度)。修正内容はマニフェストから後退するものではない。	
2	地球温暖化対策推進条例	3(1)	条例案が議会で継続審議となり、制定に至っていない段階。	
3	遺伝子組換え農作物規制条例	2(1)	条例骨子案の公表に至っていない段階。食の安全・安心推進条例(仮称)と調整されているが、やむを得ない内容。	
4	犯罪被害者等支援条例	4(1)	条例が議会で可決され、制定された段階(施行は21年度)。	
5	中小企業活性化条例	4(2)	条例が議会で可決され、制定された段階(施行は21年度)。	
6	文化芸術振興条例	5(2)	すでに施行済み(20年度)。	
7	みんなのバリアフリー推進条例	4(1)	条例が議会で可決され、制定された段階(施行は21年度)。	
8	県民パートナーシップ条例	2(2)	条例骨子案を公表し、県民参加を行っている段階。	
9	県職員等不正行為防止条例	5(5)	すでに施行済み(19年度)。	
10	知事多選禁止条例	4(4)	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていない段階(施行日は未定)。	
11	自治基本条例	4(2)	すでに施行されたが(21年3月)、制定過程への県民の主体的な関わりが十分とはいえない。	
第2部	政策宣言			平均点
I	未来への人づくり	3(3)	半分の政策について昨年度より評点が上がった。全体の評点は昨年度と同じだが、内容は確実に前進している。	3.13
1	県立学校の施設再整備	4(3)	「まなびや計画」は着実に実施されている。	4.0
2	教育行政のシステム改革	3(3)	すべての目標・方策について着実な実施がみられる。	3.3
3	新しい県立学校づくり	3(3)	養護学校3校の新設、クリエイティブスクールの前倒し実施など各目標・方策について着実な進展がみられる。	3.5
4	教員の人材確保と育成	4(2)	「ティーチャーズカレッジ」の創設、教員採用特別選考の受験年齢制限の事実上撤廃は、評価できる。	4.5
5	良き市民となるための教育	3(3)	模擬投票は20年度は不実施。インターンシップ体験生徒数は増加せず、シチズンシップ教育は一部校に限定。	3.8
6	スポーツ振興と部活動活性化	3(2)	部活動の加入率、全国大会への出場率などの具体的な成果に直接結びついていない。	3.6
7	地域ぐるみで子育て支援	2(2)	子育て支援に熱心に取り組む認定事業者数は前年度から77増加した。	2.3
8	いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3(2)	「学校緊急支援チーム」の20年度派遣数は12件と依然として低い水準にとどまっている。	3.9
II	安心な暮らし	2(2)	6件の政策について評点が上昇したが、今後目標を達成するためには、いっそうの努力が必要。	2.42
9	日本一の治安の実現	3(2)	刑法犯認知件数が増加したため、高く評価できない(小数点以下切り下げ)。交通事故死者数は目標達成。	3.4
10	基地対策の着実な推進	3(2)	国への要望に成果がある点や、日米合同訓練は評価できるが、県民意識の高さを考慮(小数点以下切り下げ)。	3.4
11	がんに負けない神奈川づくり	3(2)	全国初の禁煙条例の制定は高く評価できる。その他の取組についても進展がみられた。	3.0
12	県立病院改革で医療向上	2(1)	県立病院など3医療機関とともに改革に着手し、準備事業が進められている。	2.0
13	介護人材育成と産科医療充実	2(2)	産科医を増やすための県の努力は評価できる。潜在的助産師・看護師等の再就職支援は効果をあげている。	2.2
14	高齢者の介護充実と虐待防止	2(1)	積極的な取組が行われているが、施設の整備面でも質の向上面でも、目標への到達度はまだ低い。	2.1
15	障害者の地域生活支援	2(1)	雇用率は次第に向上。市町村への支援は積極的だが、事業の成果を数字で表す努力がほしい。	2.1
III	強い経済	3(2)	実績は全体として着実に前年度を上回っている。数値目標を掲げている政策には相当のばらつきがある。	3.00
16	インベスト神奈川で産業競争力強化	2(1)	企業誘致数など前年を上回る実績を残した点は評価できる(小数点以下切り上げ)。	2.3

17	羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	3 (2)	グランドデザインが策定されたため評点は上昇。具体的方策はまだ途上である(小数点以下切り下げ)。	3.1
18	高速交通ネットワークの整備	2 (2)	超高速鉄道整備の提案は評価できるが、道路関係の進捗は1/2に達していない(小数点以下切り下げ)。	2.8
19	中小企業の支援強化と活性化	4 (3)	全体として順調に進捗しているが、方策の平均値が4点にとどまっている(小数点以下切り下げ)。	4.3
20	かながわツーリズムの新展開	4 (2)	前半2年目としては、着実に進捗している。	4.0
21	地産地消とブランド化で農水産業振興	2 (1)	方策の平均点が前年度比で高いことを評価(小数点以下切り上げ)。目標の実績値が前年同様であることは残念。	1.9
22	産業人材育成と就職支援	4 (1)	目標の評点が前年度の1から5になったため、評点が上がっている。	4.0
IV	豊かな環境	2 (2)	地球温暖化対策行動推進条例の提案、みどりスペースの増加等は評価できるが、丹沢大山再生等は参加者激減。	2.40
23	神奈川発・地球温暖化対策	2 (2)	地球温暖化対策推進条例の提案は一步前進。CO2排出量は2006年暫定値が出たため、評価を見直した。	2.2
24	究極のエコカー電気自動車の開発普及	2 (1)	電気自動車はまだ市販に至っていないが、導入に向けた方策はとられている。	1.6
25	環境共生の都市づくり	3 (2)	みどりのスペースは着実に増加。	2.8
26	なぎさと川の保全・再生	2 (2)	海岸侵食対策はまだ検討段階。旧吉田邸は今年3月に焼失。	1.7
27	丹沢大山の再生と花粉症対策	3 (3)	継続事業も含めて、事業は進捗している。	2.7
V	先進のマネジメント	3 (2)	政策の全てで昨年度より進展が見られる。「部局政策宣言」の達成状況を評価し公表していることは評価できる。	3.40
28	新たな行財政改革でスマートな県庁	4 (3)	職員数・人件費削減、第三セクター削減、県税事務所の事務の外部委託は、着実に実行されている。	4.0
29	県民と協働する県政	3 (2)	県民公募委員配置の徹底は、現行委員の任期終了まで新たな委員を設置できないため評価が低くなった。	2.3
30	政策主導の組織マネジメント	4 (3)	すべての部局長が「部局政策宣言」を策定し、達成状況を評価し公表していることは評価できる。	4.0
31	新時代の人材マネジメント	3 (2)	「管理職登用試験」「キャリア開発センター」は検討段階である。	2.9
32	かながわブランド戦略	3 (2)	21年度から実施するプロモーション計画が策定された。インターネットサイトが構築された。	3.0
VI	新しい自治	3 (2)	取組みは大幅に進展。市町村合併、県民協働の推進等には改善の余地があるが、モニター委員の意見も考慮。	2.60
33	分権改革と道州制の推進	2 (1)	条例の制定が着実に進んだが、国の実施が状況を左右するものが多く、まだ実現段階に至っていない。	2.2
34	首都圏連合と山静神三県連合の展開	3 (2)	目標・方策とも、継続的に取り組む内容が主で、中間点として妥当な状況と考えられる。	3.0
35	市町村合併と政令市移行支援	3 (2)	本県の市町村合併は困難であるなか、継続的取組みがなされ、相模原市の政令市移行に向けた調整も進んだ。	2.8
36	協働型社会かながわの創造	3 (2)	着実に進行している。県民提案事業など次年度以降の進展が見込まれる部分も少なくない。	2.6
37	自治体外交の展開	2 (1)	各方面で自治体外交を展開していること等は評価できる。ただし、自治体外交は行政主導の面が否めない。	2.3
第3部 県民運動の提唱		—		
①	あいさつ一新運動	—	課題がある。【理由】評価できる点もあるが、庁内で職員から積極的に実践すべきところ、来庁者への挨拶は不十分。	
②	コミュニティ体操推進運動	—	概ね良好。【理由】標語の募集など、あらゆる機会を使ってPRを行っているものの、まだ県民への浸透が足りない。	
③	もったいない実践運動	—	課題がある。【理由】新たな啓蒙活動は評価できるが、登録者がどのような実践をするのか見えない。エコボも工夫を。	
第4部 知事の行動宣言		—		
①	ウィークリー知事現場訪問	—	概ね良好。【理由】目標に向かって順調に進んでいる。より多くの県民と交流が図れるような現場訪問を。	
②	マンスリー知事学校訪問	—	概ね良好。【理由】目標に向かって順調に進んでいる。さらに多くの生徒と交流が図れるような学校訪問を。	
③	県民との対話ミーティング	—	概ね良好。【理由】目標に向かって順調に進んでいる。多くの県民がこのような機会を認知するような努力を。	

※右端の「平均点」は、各分野を構成する「政策」の評点の平均点、及び各政策を構成する「目標・方策」の評点の平均点を示す(これをもとに該当欄の評点を導いた)。

(3) 県民モニター委員の意見

- マニフェストの進捗評価に県民の意見・実感を反映させるため、委員会では、昨年度から県民から公募した「県民モニター委員」（49名）を委嘱し、県民の目線で評価することを依頼している。今回の評価にあたっては、県民モニター委員の意見を聴いたところ、その概要は次のとおりであった（回答：30名。詳細は資料編・資料2参照）。これらの評価は、知事の2年間の取組みに対する印象による評価であり、資料に基づく正確な評価ではない（希望者には関係資料を送付）が、マスコミ等を通じて形成される県民の受けとめ方・印象を示す貴重なデータと考えられる。
- まず、知事の取組み全体をどう評価するかについて、5段階（100点満点）で尋ねたところ、「60～80点」がもっとも多く14名（46.7%）、次いで「80点以上」が13名（43.3%）、「40～60点」が3名（10.0%）となっている。この評点は、これまで述べてきた委員会の評点と異なり、2年間の取組みに限った評価であり（つまり2年間で期待される取組みを100点とした場合の評価）、かつ積み上げ式の評価ではないが、かなり高い評価だといえよう。昨年度（19年度末）の評価結果と比べると、「80点以上」が増加しており（9名・30.0%→13名・43.3%）、全体の評価結果は上昇している。
- 次に、分野別の取組みをどう評価するかについて5点満点で尋ねたところ、「条例宣言」がもっとも高い評価であり（平均4.3）、次いで「I 人づくり」「II 暮らし」「III 経済」「VI 自治」が同程度であり（3.9）、「V マネジメント」はやや低く（3.8）、「IV 環境」が最も低い結果となった（3.6）。といっても「条例宣言」以外は有意な差異はない。「条例宣言」の評価が高いのは、受動喫煙防止条例等の取組が印象的だったことによると推測される。
- 全体として、県民モニター委員の受けとめ方としても、知事のマニフェストへの取組みは順調であると評価されていることがわかる。

図6 県民モニター委員の評価(全体)

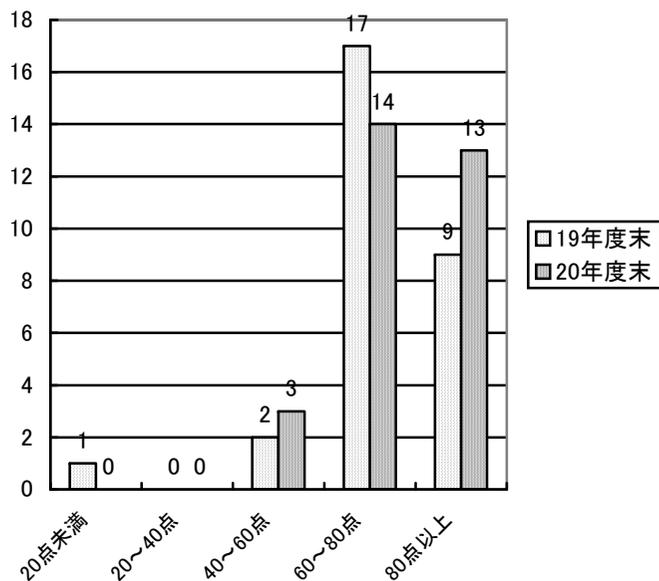
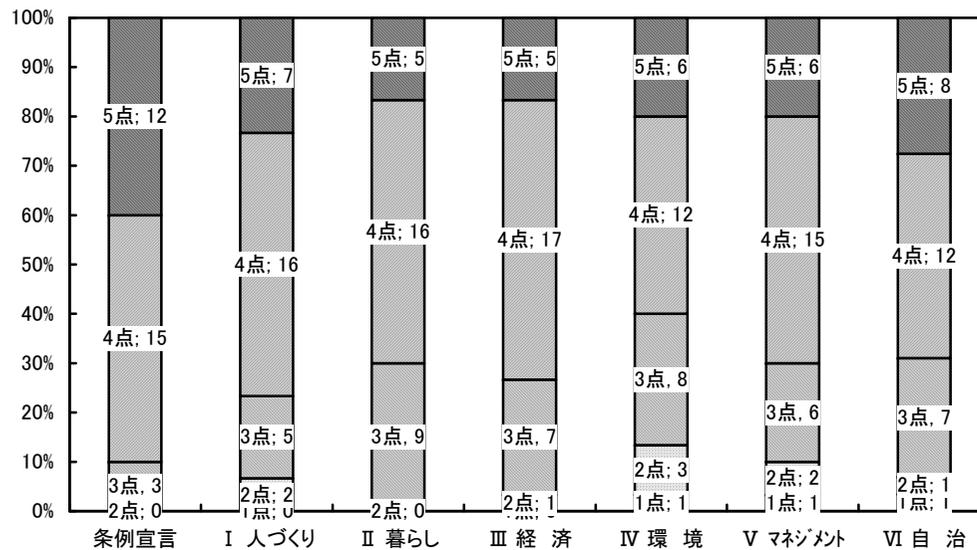


図7 県民モニター委員の評価(分野別)



2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）

(1) マニフェスト推進上の課題

- ・今回のマニフェストは2007年3月に策定されたものだが、この2年間で県を取り巻く状況は大きく変化している。例えば、政策1「県立学校の施設再整備」ではマニフェストに掲げたスケジュールどおり学校施設の耐震化が進められているが、2008年5月の中国四川大地震での学校施設の崩壊を目の当たりにし、県民は学校施設耐震化の一刻も早い完了を強く望んでいる。また、政策3「新しい県立学校づくり」の養護学校および分教室設置もマニフェストに沿った整備が進められているが、障害児数がそれを上回る勢いで増加している。行政部門には、マニフェストが当初計画どおり進捗していることでよしとするのではなく、マニフェスト策定の意図を汲み取り、環境変化に適切に対処するための計画の抜本的な見直しについても検討することを求めたい。
- ・松沢知事2期目も中間点を折り返し、これから仕上げの段階に入ることになるが、いまだになかなか突破口を見出せない項目も残っている。例えば、政策29「県民と協働する県政」の具体的方策①「財務会計改革（複式簿記・発生主義の導入）と財務情報などの「分かる化」の徹底」はまだ「0点」の評価にとどまっている。県財政が逼迫し、予算をつけられないというのが主な理由だが、財政の説明責任を果たすためには財務会計の改革は必要かつ不可欠であるとの意識を持って積極的に取り組んで欲しい。

(2) 県政運営上の課題

- ・マニフェストを通じて知事の姿勢や考え方が次第に県職員に浸透していると認められるが、以下の点について検討されるよう提言したい。
- ・第1に、マネジメント・サイクルにおける「成果目標」を積極的に導入することを求めたい。政策30「政策主導の組織マネジメント」に沿い、県は全ての部局長が今後1年間で何を行うかを知事と合意する「部局政策宣言」を19年度から導入し、その達成状況を自己評価し報告・公表している。この「部局政策宣言」は目標管理型の行政運営を行うためにおおいに評価できるが、そこで掲げる目標の大部分は何をどれだけ実施するかという事業量（アウトプット）にとどまっている。各施策・事業は、「成果」を達成するための「手段」である。しかし、目標が「事業量」に置かれると「手段」が目標となり、形式的な「実績主義」に陥る傾向がある。「部局政策宣言」に実施事業量だけでなく「成果」目標を掲げ、その達成状況報告において「成果」と実施事業量の相関関係を検証・分析し、次の計画に活かすマネジメント・サイクルの構築が必要である。
- ・第2に、評価情報をすべてのステイクホルダー（関係者）にわかりやすく説明する工夫を求めたい。神奈川力構想の戦略プロジェクトの目標達成状況を総合的に評価した「神奈川力構想・白書2007」を作成したことは評価できるが、目標の大部分はアウトプットにとどまっており、調査時期の関係から達成状況が記載されていないプロジェクトも散見される。諸外国では施策の進捗度や効果を青信号・黄信号・赤信号で表示する方法もポピュラーになってきており、県においてもわかりやすい評価情報の作成・提供を心がけていただきたい。
- ・第3に、この2年間で11件の「条例宣言」のうち8件が成立したことは大きな成果といえるが、条例は的確に執行され、効果をあげて初めて評価されるものである。その意味では、条例の制定・施行に満足せず、アウトカムについてもきちんと検証し、より高い成果をあげるための工夫を期待したい。
- ・以上の点を参考にして、さらなる改革に取り組まれるよう期待する。

3 分野別・政策別の評価結果

松沢マニフェストの分野別（7分野）、政策別（48本）および県民運動の提唱等（6本）の評価結果は、以下のとおりである。なお、評価表の見方については、下記の【参考】を参照していただきたい。

【参考】評価表の見方（記載要領）

1) 分野別点検評価表について

- ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したものである。
- ・「1. 政策別評価の結果（まとめ）」には、政策別の評価結果の要点をまとめた。
- ・「2. この分野の評価」には、当該分野の実現状況について、評点（5点満点）を算出し、その理由を記載した。
- ・「3. 今後の課題その他」には、当該分野の進捗状況について今後の課題や概括的なコメントを記載した。

2) 政策別評価表について

- ・本表は、マニフェストの内容から県の取り組み状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての評価結果を記載するものである。この1枚で当該政策（または条例）に関する情報を集約しており、作業記録としての役割も持っている。
- ・「1. マニフェストの内容（要点）」には、マニフェストの内容について要点を記載した。「具体的方策」については、原則として見出しのみを記載し、必要がある場合（複数の内容が記載されている場合等）にのみ本文部分も記載した。
- ・「2. 総合計画等の位置づけ」では、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出して記載した。神奈川県では、県政運営の基本方向について次の3つの計画・方針に分けて策定しており、マニフェストの政策はこのいずれかの計画・方針に記載されている。
 - ①「神奈川力構想・実施計画」（平成19年7月決定）（とくに主要施策・戦略プロジェクト）
 - ②「地域主権実現のための基本方針」（同上）
 - ③「行政システム改革基本方針」（同上）
- ・「3. 政策実現への取り組み」では、政策の実現に向けて施策・事業など県として行っている取り組みの状況（事実関係）を記載した。これについては、県からの提供資料（メモ、関連資料等）と委員によるヒアリング結果及び文書による質疑応答結果をもとに記載した。
- ・「4. 評価結果」では、「(1)評点」「(2)各目標・方策の評点」「(3)今後の課題その他」を記載することとした。「(1)評点」では、政策全体の実現状況について評点（5点満点）をつけ、その理由を記載した。「(2)各目標・方策の評点」では、政策を構成する「目標」と「具体的方策」の実現状況について、あらかじめ定めた評価基準に基づいて評点（5点満点）をつけ、その理由を簡単に記載した。(1)の政策全体の評点は、この評点をもとに算出したものである。「(3)今後の課題その他」では、政策を実現するための課題や委員会の所見を記載した。

分野別評価表（条例宣言）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
条例	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点： 4点（5点満点）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度末時点で、条例施行済み 3 件、条例制定済みで施行に至っていないもの 5 件、条例案が議会提案されたもの（継続審議） 1 件、素案等の公表に至ったもの 1 件、検討中のもの 1 件となっている。 前年度の評点を 8 件が上回っており、全体的に条例宣言への取組みが進捗を見せている。 残った 2 条例についても、平成 21 年度中に議会への提案が見込まれる。 以上を総合すると、任期 4 年間の中間点としては、相当早いペースで取組みの成果が表れていると言える。 本評価時点で施行前となっている条例のうち 2 件は、平成 21 年 4 月 1 日に施行されており、平成 20 年度内の目標達成と同等と考えられる。また、県民モニター委員の 9 割が「よい」以上の評価していることから、小数点以下分を加点した。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行済み、あるいは今後施行を予定される条例については、条例の趣旨・目的を達成できるよう、適正・的確な運用に意を用いることが肝要である。 そのためにも、県民や関係団体への周知を図り、条例への理解を高めることが求められる。 自治基本条例は、効果が見えにくいことから、制定後の運用に問題がある場合が少なくない。県当局が率先して条例の目指す姿の実現に向け行動することが不可欠である。 公共的施設における受動喫煙防止条例は、各方面で注目を浴びていることもあり、その成否が問われる。条例の効果を高める取組みを期待したい。 条例の運用段階や評価段階においても、県民参加の視点を常に意識して取り組むよう心がける必要がある。 残る 3 条例の制定に向け、さらに積極的に取り組まれない。
条例 1 公共的施設における禁煙条例（仮称）	4 点	条例が議会修正の上制定された段階。修正内容はマニフェストから後退するものではないため	条例の施行に向け、県民や関係施設等の設置・管理者への周知および実効性確保体制の確保が必要である。		
条例 2 地球温暖化対策推進条例（仮称）	3 点	条例案が議会で継続審議となり、制定に至っていない段階のため	喫緊の課題であり、早期制定に向け議会への丁寧な説明が必要である。		
条例 3 遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称）	2 点	条例骨子案の公表に至っていない段階。食の安全・安心推進条例（仮称）との調整はやむを得ない。	食の安全・安心推進条例（仮称）と相互に連携し、有効に機能するよう精査する必要がある。		
条例 4 犯罪被害者等支援条例（仮称）	4 点	条例が議会で可決され、制定された段階のため（施行は 21 年度）	充実した支援と、県民・関係団体・市町村との連携が不可欠である。		
条例 5 中小企業活性化条例（仮称）	4 点	条例が議会で可決され、制定された段階のため（施行は 21 年度）	中小企業活性化推進計画の策定を着実に進めることが求められる。		
条例 6 文化芸術振興条例（仮称）	5 点	条例が施行された段階のため	条例・文化芸術振興計画に基づき充実した施策の展開が求められる。		
条例 7 みんなのバリアフリー推進条例（仮称）	4 点	条例が議会で可決され、制定された段階のため（施行は 21 年度）	ハードとソフトを組み合わせ、バリアフリーの推進に取り組まれない。		
条例 8 県民パートナーシップ条例（仮称）	2 点	条例骨子案を公表し、県民参加を行っている段階のため	県民参加による内容の充実化を図り、条例案の作成を進められたい。		
条例 9 県職員等不正行為防止条例（仮称）	5 点	条例が施行された段階のため	不祥事の撲滅に向けた的確な対応を図ることが求められる。		
条例 10 知事多選禁止条例（仮称）	4 点	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていない段階のため	本県が中心となり、法制化に向けた働きかけを強めることを期待する。		
条例 11 自治基本条例（仮称）	4 点	条例は施行された段階だが、制定過程への県民の主体的かかわりが十分とはいえないため	県民への普及啓発活動が極めて重要である。また、県民投票制度のしくみの明確化を検討すべきである。		
平均点	3.73	—	—		
（参考） 条例サンセットシステムの導入		82 条例へ見直し条項を設けたほか、条例見直しに関する要綱を策定し、見直しを実施している段階	形式的見直しではなく、サンセットシステムとして実質的に機能するよう、各部局の取組が必要である。	条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的な対応として、大いに評価できる。	

政策別評価表（条例－１）

条例１（公共的施設における禁煙条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>受動喫煙による健康への影響を防止し、公共スペースにおける快適な環境をまもるとともに、「がんへの挑戦・10か年戦略」を推進するため、官公庁施設、駅、病院、学校等の公共的施設における喫煙を禁止する条例の制定をめざします。対象施設の範囲や罰則の有無については、今後県民の皆様のご意見を聴いて定めます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト11「安心してくらせる地域保健・医療体制の整備」）</p> <p>・構成事業4「生涯を通じた健康づくり」の取組内容「公共的施設における禁煙条例（仮称）の制定」（H19：調査・検討、H20：検討・条例制定、H21：条例施行・運用）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙に関する県民意識調査および受動喫煙に関する施設調査の実施（H19.10～11） ・公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の設置・運営（H19.11～） ・ふれあいミーティングにおける意見聴取（県内8か所。H19.10～12） ・知事と施設管理者との意見交換会（H20.2） ・知事とたばこ製造・販売事業者との懇談会（H20.3） <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本的考え方発表（H20.4） ・条例の基本的考え方に係るパブリックコメント募集（H20.4～5） ・海外先進事例調査（香港。H20.4） ・知事と（財）県生活衛生営業指導センターとの意見交換会（H20.6） ・知事とホテル事業者との意見交換会（H20.6） ・知事と県旅館生活衛生同業組合との意見交換会（H20.7） ・ウイークリー知事現場訪問（パチンコ店、飲食店等H20.7、8） ・海外先進事例調査（アイルランド、H20.9） ・骨子案発表（H20.9）、条例の目的を明確にするため、条例名を「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に変更 ・骨子案に係るパブリックコメント募集（H20.9～10） ・知事との県政トーク開催（H20.10） ・県政モニター県政課題アンケート実施（H20.10） ・受動喫煙防止対策に関する飲食店および宿泊施設に対する意識調査実施（H20.10） ・ウイークリー知事現場訪問（バー、レストランH20.11） ・条例素案発表（H20.12） ・条例素案（修正版）発表（H21.1） ・県民タウンミーティング開催（H21.1） ・条例案発表（H21.2）、県議会2月定例会に提案、可決・成立 <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民を受動喫煙の健康影響から守るため、受動喫煙の健康影響の普及啓発、公共的施設における受動喫煙防止対策の促進に向けた指導の実施など、条例の制定を踏まえ、より効果的な受動喫煙防止対策を促進するための取組を推進する。 	<p>(1) 評価点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に条例が制定された（議会で一部修正）。条例の施行は平成22年4月となる。 ・全国初の本条例の制定は大変意義がある。また、制定過程において、パブリックコメントの募集や多くの意見交換会、県民タウンミーティングなどを積極的に行い、県民の声を直接受け止める機会を多く設けたことは、高く評価できる。 ・議会の修正により第2種施設の一部が禁煙等の対象から外されたが、マニフェストの内容から後退するものではない。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例の制定が他の自治体および国の受動喫煙問題に対する取組みに与えた影響は、極めて大きい。今後も神奈川の「先進力」の発揮と更なる展開に期待するとともに、引き続き受動喫煙対策について国への働き掛けや自治体間の連携を図りたい。 ・条例の施行に向け、県民や関係施設の設置・管理者に十分に周知を図るとともに、条例の実効性確保に向けた体制を確立されたい。

政 策 別 評 価 表 (条 例 - 2)

条例 2 (地球温暖化対策推進条例 (仮称))

1. マニフェストの内容 (要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化対策を行うために、県・県民・企業の責務、事業活動におけるエネルギー管理や環境配慮、家庭生活における対策等を定めるとともに、温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を推進する条例の制定をめざします。これにより、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(2006年6月改訂)の二酸化炭素排出量の削減等の目標達成をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)</p> <p>・取り組む事業の記載「2007年度中を目的に『神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)』を制定」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を県議会2月定例会(H21.2)に提案(継続審査)した。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年3月に「地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、条例の制定を含め、本県の実施する地球温暖化対策について検討を開始。 ・19年7月、県政モニター会議、県政モニターアンケート、およびeかなネットアンケートを利用して県民意識調査を実施。 ・中間的な委員会案「私たちの温暖化防止ルールを考えよう!」を作成。20年1月21日から2月20日にかけて、県民意見募集を行うとともに、2月12日に県民集会を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年6月に、検討委員会による条例の最終案を県に提出。(その後、検討委員会で議論した他のテーマの報告書とともに、同年9月に統合報告書が県に提出) ・20年10~11月に「地球温暖化対策推進条例骨子案」について県民意見募集を実施。 ・また、意見募集と同時期に、地球温暖化をテーマに、「知事と語ろう! 神奈川ふれあいミーティング」を県内8会場で実施。 ・検討委員会案や県民意見等を踏まえて「地球温暖化対策推進条例案」を取りまとめ、21年2月に県議会2月定例会に提案(継続審査)。 	<p>(1) 評点 : 3点 / 5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案を平成21年2月県議会定例会に提案した。ただし、継続審議となっている。 ・本条例は、総合計画では2007年度中を目的に制定することとしていたが、国の省エネルギー法・温対法の改正を見極める必要があったこと、また、事業者や県民などそれぞれの立場から議論を尽くして、合意形成を図る必要があることなどから、スケジュールの見直しもやむを得ないものと思われる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化は深刻さを増し、地域にとっても重要な喫緊の課題である。条例の早期制定と条例に基づく温暖化対策の着実な実行が求められる。 ・継続審議となっている条例案について、議会の理解を得られるよう丁寧に説明するなど、早期成立に向け積極的な対応を図りたい。

政策別評価表（条例－3）

条例3（遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>遺伝子組換え農作物の栽培によって、人の健康や生物多様性など環境に影響を与えるおそれがあり、消費者の不安を招いていることから、こうした影響を防止し県内農産物への信頼性を確保するため、これらの栽培に許可等を要することとし、分別管理の徹底、拡散の防止等の措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成事業3「遺伝子組換え農作物の栽培規制による県内産農産物の品質の確保」の取組内容「条例の制定、運用」（H19：検討・制定、H20～：運用） 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○21年度の提案に向けた検討を進めている。 （条例化に向けて法的、技術的観点から課題整理（20年度））</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催（検討委員会 H19/5/30, 8/1, 11/16 計3回、専門部会 H19/7/6, 8/24 計2回） 関係する団体等への説明会を開催（H19/10/20～11/7の間 計7回） 20年2月県議会に検討委員会等での検討状況を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業技術センターにおいて交雑防止基準の確立試験を実施。 検討委員会での意見や食の安全・安心推進条例（仮称）の検討状況を踏まえ、条例の目的、制度設計について検討。 遺伝子組換え農作物の規制について市町村アンケートを実施。 遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催。（検討委員会および専門部会 H21. 3. 30） <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年4月以降、県議会等へ骨子案、素案を報告。パブリックコメント等を実施し、条例議案を提案。 	<p>(1)評点： 2点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に引き続き、検討を進め、平成21年度の制定に向けて取り組んでいる。 総合計画上の制定時期（H19）と比較すると進行がやや遅れているが、計画策定後に生じた食に関する諸問題や、並行して検討を行っている「食の安全・安心推進条例」（仮称）との調整を要したためであり、やむを得ないと思われる。 食の安全・安心推進条例（仮称）との検討状況を踏まえつつ検討を行ったことは、望ましい方向と考えられることから、加算事項として考慮した。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心推進条例（仮称）との関連を明確にし、県民に分かりやすく説明するとともに、両条例が相互に連携し有効に機能するよう、制定時期等も含め十分に精査されたい。その上で、早期の制定が求められる。

政策別評価表（条例－４）

条例４（犯罪被害者等支援条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>犯罪被害者やその家族は、犯罪によって健康や生活面で厳しい状況に置かれています。犯罪被害者等基本法（平成17年制定）をふまえて、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざします。これにより、犯罪の抑止→取締→被害者支援の一連の総合的対策が可能となります。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してらせる地域社会づくり」）</p> <p>・構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の取組内容「犯罪被害者等への支援」の「条例の制定」（H19：検討[有識者懇談会の設置、条例素案等の検討]、H20：制定、H21：施行）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心まちづくりセンター」を開設（H19.6）し、犯罪被害者等支援総合相談窓口を開設。メールによる相談も開始。 ・犯罪被害者等支援施策および犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について、専門的見地から意見を聴取することを目的に「犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」を設置（H19.6）。（5回開催） ・懇談会の検討に資するため、犯罪被害者等に対する意識調査を実施（H19.9） ・懇談会において犯罪被害者等からの意見聴取を実施（H19.10） ・神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム（H19.11）を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者懇談会から、県として充実すべき施策と条例制定についての提言を受領（H20.5） ・20年6月には、有識者懇談会からの提言や犯罪被害者等の意見を踏まえて、条例の基本的考え方をまとめ、県民意見募集を行うとともに、20年6月県議会に報告。 ・20年9月には、県民意見を反映させた条例素案を策定し、9月県議会に報告 ・平成20年12月県議会に条例案を提案（継続審査） ・平成21年2月県議会において可決・成立。 ・平成21年2月県議会に支援推進計画案を報告し、3月に支援推進計画を策定。 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例および支援推進計画に基づき、犯罪被害者等への支援を推進。 	<p>(1)評点： 4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に条例が制定され、平成21年4月（平成21年度）に施行された。 ・条例制定後、支援推進計画を着実に策定したことは、高く評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例および計画に基づいて、充実した支援が行なわれるよう、適正に運用されたい。 ・安全・安心まちづくり条例や個別の取り締まりなどと、一体的、総合的に運用することで、相乗効果を生み出すことが期待される。 ・条例の実効性を高めるために、県民、関係団体、市町村との連携が不可欠である。

政 策 別 評 価 表 (条 例 - 5)

条例5 (条例5 中小企業活性化条例 (仮称))

1. マニフェストの内容 (要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川の中小企業は、全国トップクラスのものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。変動する経済環境の中で、意欲ある中小企業の経営の安定と活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化、技術開発等の促進、金融の円滑化、人材の確保等の支援施策を定めるとともに、県の責務や中小企業の努力等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1 「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」)</p> <p>・構成事業1 「 「中小企業活性化条例 (仮称) 」 の制定」 (H19: 調査・検討、H20: 制定、H21~ : 事業展開)</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○ 「神奈川県中小企業活性化推進条例」 を制定した。 (20 年度)</p> <p>< 19 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ産業活性化懇話会での検討 (H19. 9 ~ H20. 3 4 回開催) ・ 中小企業、中小企業団体等との意見交換会を実施 (H19. 10 ~ H20. 3 31 回開催、意見数 822 件) ・ 県議会への報告 (H19. 9 : 策定方針、H20. 2 : 骨子 (案)) ・ 中小企業活性化条例骨子の作成 (H20. 3) <p>< 20 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子に対するパブリックコメントの実施 (H20. 4 ~ 5 意見交換会 5 回開催、意見数延べ 202 件) ・ かながわ産業活性化懇話会での検討 (H20. 4 ~ 9 2 回開催) ・ 県議会への報告 (H20. 6、8 : 素案について) ・ 条例素案に対する説明会を実施 (H20. 7 中小企業団体等 8 回開催 H20. 9 県内理工系 11 大学訪問) ・ 県議会 9 月定例会に提案、可決・成立 <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく 「中小企業活性化推進計画」 を策定し、計画に基づく諸事業を展開。 	<p>(1) 評点 : 4 点 / 5 点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度中に条例が制定され、平成21年4月 (平成21年度) に施行された。 ・ 関係者との検討・意見交換会を数多く実施し、順調に制定に至ったことは高く評価できる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的を達成するための 「中小企業活性化推進計画」 の策定を着実に進めるとともに、策定に当たっては、中小企業者や関係団体等からの意見を広く聴取し、反映するよう努められたい。

政 策 別 評 価 表（条例－6）

条例6（文化芸術振興条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川県はこれまでもすぐれた文化芸術をはぐくんできましたが、さらに若手クリエイターの育成などによって新しい文化芸術の創造を支援する必要があります。文化芸術の振興によって魅力ある創造的な地域をつくるため、文化芸術をめぐる関係者の責務と役割、基本施策、人材の育成、県民による文化活動の支援、文化芸術振興会議の設置等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」）</p> <p>・構成事業1「文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けた取組み」（H19:素案（条例案の検討）、H20:制定（6月議案提案））</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県文化芸術振興条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に関して、有識者からの意見聴取を目的とした「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」を開催（4回。4/23、5/14、9/12、12/21）。 ・ 市町村（7.18）、文化活動団体から意見を聴取（アンケート調査、7～8月、237団体）し、「条例の基本的考え方」を取りまとめ。 ・ 「条例の基本的考え方」に関して、県民意見反映手続による意見募集を実施（10/29～11/30）。 ・ 「条例の基本的考え方」に関して、県民フォーラムを開催（11/27） ・ 平成20年2月県議会に条例の素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会6月定例会で「神奈川県文化芸術振興条例」可決、成立・公布（H20.7.22） ・ 条例に基づき、「神奈川県文化芸術振興審議会」を設置（H20.9.1） ・ 審議会で、文化芸術振興計画を審議（3回 H20.9、11、H21.3） ・ 平成20年12月県議会へ計画素案を報告 ・ 計画素案について、県民意見反映手続による意見募集を実施（H20.12～H21.1） ・ 平成21年2月県議会へ計画案を報告 ・ 「かながわ文化芸術振興計画」を策定（H21.3月末） <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき関連施策を実施。実施に際しては、必要な事項について審議会の意見を聴取。 	<p>(1) 評点 : 5点 / 5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度中に条例が制定・施行（平成20年7月22日）された。 ・ 条例施行後、「かながわ文化芸術振興計画」を着実に策定できたことも評価できる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、本条例および計画に基づいて、充実した施策が展開され、更なる神奈川の文化芸術の振興に期待したい。 ・ 県単独で文化・芸術の振興を実施するだけでは効果は限定的と思われる。関連施策の実施に当たっては、文化芸術振興計画に記載されているとおり、さまざまな文化・芸術活動主体と連携・協働するよう取り組まれない。

政策別評価表（条例－7）

条例7（みんなのバリアフリー推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>これまで街や建築物のバリアフリー化が進められてきましたが、さらにだれもが自由に移動し社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」の街づくりが求められています。新バリアフリー法の制定をふまえて、「福祉の街づくり条例」を全面改正し、多数の方々が利用する学校、病院、ホテル等のバリアフリー化を義務づけるなど、より徹底した措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※ 新バリアフリー法とは、建築物の基準を定める「ハートビル法」と、公共交通機関の基準を定める「交通バリアフリー法」を一体化して平成18年に制定された法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト8「ともに生き、支えあう地域社会づくり」）</p> <p>・取り組む事業の記載「より実効性のある条例での取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉の街づくり条例あり方検討会発足（H19.4）。（会議5回、ワーキング7回、カラーバリアフリー検討会1回） ・「神奈川県福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」をまとめ、県民意見募集を実施。（H20.1.7～2.5） ・福祉のまちづくりを考える県民フォーラムを実施。（H20.2.4） <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正骨子案」（H20.7.14～8.12）をまとめ、県民意見募集を実施。 ・「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正。（H20.12.26公布） ・バリアフリーまちづくりフォーラム実施。（基調講演、表彰式、改正条例説明会）（H21.2.17） ・県民意見募集を実施し、同条例施行規則を改正（H21.3）。 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色覚障害者に配慮したカラーバリアフリーの取組みや、既存建築物のバリアフリー化に向けた支援を行うなど、ハードとソフトを組み合わせた取組みを進める。 	<p>(1)評点： 4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に、関連条例の改正を行うかたちで条例が制定された。条例は平成21年10月に施行される予定である。 ・平成20年度中に同条例施行規則が改正された。 ・自主条例であった「福祉の街づくり条例」に、バリアフリー新法を受けた法執行の要素を加えた総合的・一体的な条例としたことは、条例の効果としても意義深い。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のバリアフリーの推進に向け、ハードとソフトを組み合わせ、新たな取組みに期待したい。 ・市町村が同様の条例を制定した場合の県条例の適用除外の運用について、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村の実情に即した柔軟な対応を行うよう努められたい。 ・本条例の内容が県内特定行政庁の区域内における建築確認の判断の基準となることから、条例の実効性を確保するため、市町村や指定確認検査機関と十分な連携を図る必要がある。

政策別評価表（条例－８）

条例８（県民パートナーシップ条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地域の課題を解決し県民の生活を支えるには、県民、企業、NPO、コミュニティ組織など様々な主体が力をあわせて社会を支える「協働型社会」に切り替える必要があります。活力ある「協働型社会かながわ」を実現するため、県民・NPO・県の責務、協働の原則、県とNPOの協約（コンパクト）、NPO等への支援等の措置を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」） 行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （I－2「企業、NPOなどとの協働と連携」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略プロジェクトの構成事業5「パートナーシップ推進のしくみづくり」の取組内容「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」 ・基本方針の「I－2(1)企業、NPOなどとの協働と連携の推進」の取組項目「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」 <p>（H19：検討、H20：素案、H21：制定）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○21年度の提案に向けた検討を進めている。 （条例骨子案を作成し県議会に報告。パブリックコメント実施(20年度)）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ協働推進会議」に新たに企業関係者を加えた専門部会（NPO関係者5名、企業関係者3名、県職員2名で構成）を設置し、条例案の検討を開始した（H19.8.23設置、6回開催）。 ・県民、NPO法人、企業を対象に、ボランティア活動等に関する調査を実施（H19.11）。 ・県内4箇所（相模原、横浜、小田原、川崎）でフォーラムを開催。（H19.10～11） ・平成20年2月県議会に条例骨子案素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等に関する調査発表（第1次集計結果速報 H20.2.28） ・ボランティア活動等に関する調査結果発表（H20.3.26） ・条例の基本的考え方（骨子案）について県議会9月定例会で報告 ・パブリックコメント（H20.10.17～11.28）を実施 ・県民フォーラム（H20.10.18～H20.11.28 県内8地域 参加357人） ・条例検討部会報告のとりまとめ <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ推進県民会議（仮称）の設置、基本的考え方（第二次骨子案）の県議会への報告、フォーラム（講演会）の開催、条例素案の県議会への報告、条例制定議案の提出。 	<p>(1) 評点 : 2点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に、条例骨子案を作成し、議会に報告した。 ・パブリックコメントや県民フォーラムなど県民の意見を受け止める機会を多く設け、県民との議論を深めたことは評価できる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストを受けた総合計画では、平成21年度制定を目標としている。県民参加による条例の中身の充実は重要なことであり、これを満たしつつ、素案の策定・議会報告、条例案の議会提出に向けて着実に進行されたい。 ・協働型社会の実現に向けた政策として掲げられている「県民政策提案」などのほか、県民参加制度全般の条例化の検討の必要はないか。

政策別評価表（条例－9）

条例9（県職員等不正行為防止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>最近、全国的に首長の不祥事が相次ぐとともに、県職員の事故・不祥事も目だっています。そこで、知事などを含む県職員全体の違法行為・不祥事を防止し、県民の信頼を確保するため、職員の行動指針、内部通報制度、不当な働きかけへの対応等の制度を定めるとともに、これらの実効性を担保するため、第三者機関として不正行為等監視委員会（仮称）を設置する条例の制定をめざします。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅲ－2「県民から信頼される県行政の実現」）</p> <p>・「Ⅲ－2(5)県の自律性の向上」の取組項目「職員等の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を制定した（19年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を公布・施行(H19.10.19) ・「神奈川県職員等不祥事防止対策協議会」を附属機関として設置し開催（①H19.12.25、②H20.4.25、③H20.12.24、④H21.3.25） ・条例施行に伴い、既存対策を充実強化(H19.10.19) <p>神奈川県職員行動指針：管理監督者の意識啓発を図る1項目を追加 内部通報制度：外部調査員（弁護士）が直接調査できる制度に改正し調査力を強化 働きかけへの対応：働きかけに関する疑問について職員が相談できる「働きかけ外部相談員」（弁護士）を新たに設置</p> <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員を対象とした不祥事防止研修を実施（H20.4.17 政策課題トップセミナー） ・20年4月から不祥事防止推進員を配置して全職場249所属を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言(H20.4.18～H21.3.5) ・一斉定期点検を大幅に見直し実施（点検期間：H20.6.1～H20.9.30） <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等不祥事防止対策協議会の意見を聴きながら、引き続き実効性のある不祥事防止対策を推進 	<p>(1)評点： 5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は既に（19年度）施行されており、昨年の評価段階で5点の評点を付けている。 ・一斉定期点検を大幅に見直し（不祥事の発生状況等を踏まえ、点検分野を重点的に設定など）実施したことは特に高く評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例施行後も不祥事は発生している。不祥事撲滅についての部局長マニフェスト化、県OB指導員の巡回など、すでに実施している取組みをベースに、的確な対応を図りたい。

政策別評価表（条例－１０）

条例１０（知事多選禁止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによって、独善的な組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害が生じるおそれがあります。こうした弊害を防止し、清新で活力ある県政を確保する民主政治のルールとして知事の在任を連続３期までに制限する条例の制定をめざします。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 （取組施策１０：自治基本条例等の制定に向けた取組み）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を制定した（19年度）（未施行）。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H19. 5. 30）。 ・菅総務大臣（H19. 5. 31）、塩崎官房長官（H19. 6. 4）に要望。 ・全国知事会で提案（意見集約はされなかった）（H19. 7. 13）。 ・平成19年9月県議会定例会において「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が成立（H19. 10. 12）し、公布（H19. 10. 19、施行日については、地方自治法等関係法令の改正を踏まえ、改めて条例で定める）。 ・本条例成立以降、首相官邸、総務大臣、各政党の政策担当者、政府の地方分権改革推進委員会の委員に対し、知事から直接、条例の成立や県議会の決議を報告するとともに、早期に法制化されるよう要請。 ・「第33回県・横浜・川崎三首長懇談会」の共同声明として「首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現」を表明（H19. 10. 18）。 ・「第52回八都県市首脳会議」にて「首長の在任期間の制限に関する意見」として、関係法令の改正について改めて意見表明（H19. 11. 12）。 ・「政府主催全国都道府県知事会議」にて、知事が福田総理大臣に対し首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正について要望（H19. 11. 14）。 ・「自由民主党政務調査会選挙制度調査会・総会」にて、知事から自民党国会議員に対し「各自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地方分権型の制度として法制化すべき」との意見を述べた（H20. 1. 23）。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」で、地方の自主性、自立性を高めるため、首長の多選を条例により制限できることを法律に明文化することを最重点事項として要望（H20. 5）。 ・八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H20. 4. 21、11. 12）。 <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国の動向を注視するとともに、本条例の早期施行をめざし、あらゆる機会を捉えて、首長の在任期間の制限が、地方自治体の自主性を尊重し条例に委ねられる地方分権型の制度として法制化されるよう、強く要望していく。 	<p>(1) 評点： 4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の評価段階からの進展は特にない（平成19年度、条例制定済み・未施行＝施行時期未定）ことから、前回の評価理由をそのまま踏襲する。 ・首長の多選を条例で制限できるよう継続的に国に働きかけていることは、現段階でできる対応として評価できる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例が制定されたことで、社会における首長の多選に対する問題意識は確実に高まったと言え、他の自治体でも多選制限（自粛）条例を制定する動きがみられる。ただし、多選を禁止することについては消極的な見解が強いことから、引き続き、本県が中心となって、法制化に向けた働きかけを強めることを期待したい。

政策別評価表（条例－１１）

条例１１（自治基本条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>本格的な地方分権時代を迎え、県が県民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たすために、「神奈川県憲法」として、県政運営の原則、県議会の役割、県民の県政参加・県民投票制度、市町村の県政参加等のしくみを明確にする条例の制定をめざします。なお、条例提案までに、県民、NPO、市町村等のご意見を十分に聴き、反映させます。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 （取組施策10：自治基本条例等の制定に向けた取組み）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県自治基本条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県自治基本条例検討懇話会（H17.10設置）の報告書をもとに、地方分権フォーラムを開催し、県民との意見交換を行うなど県民や市町村に対して意見募集等を実施。 ・19年9月県議会に、「神奈川県自治基本条例（仮称）」第一次素案を報告。 ・条例素案をもとに、県内5箇所（相模原、大和、横浜、松田、藤沢）で地方分権フォーラムを開催するとともに、ワークショップを2回開催。県民や市町村等からの意見募集等を実施（H19.10～11）（意見総数703件）。 ・20年2月県議会に「神奈川県自治基本条例（仮称）」第二次素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第二次素案について、地方分権フォーラムなど県民・市町村参加を実施（4～11月）。 ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版）を20年6月県議会に報告。（7月） ・県議会が学識経験者から意見聴取。（9月） ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版<条文イメージ>）を20年9月県議会に報告。 ・「神奈川県自治基本条例」条文イメージを県議会に報告。（11月） ・県議会12月定例会に条例案を提案（継続審査） ・県議会2月定例会で可決・成立 <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発（県民フォーラムや出前講座の実施）、職員研修の実施。関連制度・手続に係る取組状況の公表。 	<p>(1) 評点： 4点 / 5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に条例が制定・施行（平成21年3月27日）された。 ・地方分権フォーラムなどを通じて、県民の声を受け止め、反映させた自治基本条例が、都道府県で初めて制定されたことは意義深い。 ・ただし、制定過程をみると、条例素案は行政主導で策定され、県民の参加は素案への意見表明にとどまっている。広域自治体である県の対応として限界があることは理解できるが、県民が主役と謳った県政運営の基本ルールを定める本条例においては、素案策定過程に県民が主体的にかかわることが望ましかった。 ・また、県民投票制度については、マニフェストに掲げられたしくみの明確化にはいたらず、形式的な規定にとどまった。これらの点を減点事項として考慮した。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は県民の理解が欠かせないため、普及啓発活動が極めて重要であり、今後の取組みが肝要である。 ・本条例が真の自治基本条例となるよう、実効性のある取組みが不可欠である。とりわけ「議会基本条例」との連携・相乗効果が期待される。 ・自治基本条例に明記した以上、県民投票制度のしくみの明確化を検討されたい。その際、県民投票条例の制定の是非とともに、県民投票の実施体制を十分に精査することが求められる。

政策別評価表（条例一参考）

（条例サンセットシステムの導入）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>たえず時代に適合した条例とするため、一定期間ごとに、県の条例（政策的条例）の施行状況などを評価し、有効なものは存続させ、社会状況に合わなくなったものや目的を達したものは改正または廃止する「サンセット」の制度を導入します。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅱ－3「業務プロセスの改革」）</p> <p>・「Ⅱ－3(2) 条例や制度等の見直し」の取組項目「一定期間を経過した条例の見直しの実施」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定した。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例の現況を把握するため、条例の性質や法令との関係などについて、条例調査を実施（H19.5、H19.9）。 ・条例調査の調査結果を踏まえ、さらに規定の内容を詳細に把握するとともに、条例見直しの仕組みに対する意見交換を行うため、県民生活に関連が深い条例の所管課を中心にヒアリングを実施（H19.11）。 ・ヒアリングの結果も踏まえて作成した条例見直しの仕組みの素案（たたき台）について、各部局へ意見照会を実施（H19.12～H20.1）。 ・20年2月県議会に、「条例見直しの仕組み」（案）を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定（H20.4.1施行）。 ・20年6月県議会定例会において、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定を含む条例など計82条例について、見直し規定を設ける条例改正を提案し、可決施行。 ・22年3月末までに見直す旨を規定・・・72条例 ・条例の施行日から5年を経過するごとに見直す旨を規定・・・10条例 ・20年度においては、22年3月31日までに見直しを行う条例（297条例）のうち概ね半数（150条例）の見直しが終了する予定。 	<p>条例は制定した段階で完結ではなく、いかに適正に運用し、地域課題の解決を図っていくかが重要である。そうした視点から、条例の見直しをシステム化することは意義深い。</p> <p>本項目は、条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的な対応として評価できるので、条例のマニフェスト評価に準じて検証した。</p> <p>なお、仮に評価点をつけるとすれば、以下の理由により「5」点となる。</p> <p>(1) 評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定（平成20年4月1日施行）し、全庁的に条例の見直しをすることとした。 ・特に重要な既存条例82件について、条例改正により見直し規定を設けた（平成20年6月）。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に約半数の条例見直しが終了する見通しだが、平成21年度においても引き続き適切な見直し作業に努められたい。 ・条例の見直しに当たっては、形式的な対応にとどまらず、県民の目線に立って真摯に行うことが不可欠である。 ・以上の点も含め、具体的な条例改正など、今後、実効的な取組みが行われることを期待するとともに、進捗状況を注視したい。

分野別評価表 (PART 1・未来への人づくり)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：3点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8の政策のうち半分について昨年度より評点が上がった。 ・評点が変わらなかったものも、昨年度より取組内容は進捗している。 ・分野全体の評点は昨年度と同じ3であるが、平均点(2.5→3.13)でみるとわかるとおり内容は確実に前進しているといえる。 ・教員採用特別選考の年齢制限撤廃を大きく評価したい。経験豊富かつ優秀な人材の確保につながることを期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年5月の中国四川大地震では学校施設の崩壊による被害が甚大であった。学校施設の耐震化は多くの市民の最大の関心事の1つといえる。早期の実施完了が望まれる。 ・教員公募制度の公募実施校は増加しているものの応募者数が減少している。応募者が魅力を感じる制度となるような見直しも必要ではないか。 ・「学校緊急支援チーム」の活動内容について市民は知ることができない。具体的内容の公開はプライバシーの観点から無理であっても、どのような場合に派遣し、何にどう対応するか等の概要程度の周知は行うべきだろう。また、経験値を共有できる仕組みづくりも必要である。
政策1 県立学校の施設再整備	4点	・「まなびや計画」は着実に実施されている。	・学校施設の耐震化は喫緊の課題であり「まなびや計画」の前倒し実施が望まれる。		
政策2 教育行政のシステム改革	3点	・すべての目標・方策について着実な実施がみられる。	・公立高校と私立高校の協調事業は、毎年度同程度の取組内容・実績では充実・強化されたとはいえない。さらなる拡充を望みたい。		
政策3 新しい県立学校づくり	3点	・養護学校3校の新設、クリエイティブスクールの前倒し実施など各目標・方策について着実な進捗がみられる。	・養護学校および分教室設置は順調に進んでいるが、障害児数がそれを上回る勢いで増加している。特別支援教育充実のためには、当初計画の見直しが必要であろう。		
政策4 教員の人材確保と育成	4点	・「かながわティーチャーズカレッジ」創設、教員採用特別選考の受験資格制限を採用時60歳未満とし年齢制限を事実上撤廃したことを大きく評価したい。	・総合教育センターの抜本改革・機能見直しをもって「かながわティーチャーズアカデミー」開設と評価したが、今後の取り組み・成果を注視したい。		
政策5 良き市民となるための教育	3点	・模擬投票は20年度に実施していない。インターンシップ体験実施校は増加しているものの、体験生徒数は増加していない。シチズンシップ教育は一部の実践校にとどまり、県立高校全体に広がっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬投票は参議院選挙だけでなく、その他の選挙での実施も検討する必要があるだろう。 ・ボランティア活動、インターンシップ体験ともに活動の充実が望まれる。 		
政策6 スポーツ振興と部活動活性化	3点	・部活動の加入率、全国大会への出場率などの具体的な成果に直接結びついていない。	・部活動の加入率増加のためのさらなる取組が必要である。		
政策7 地域ぐるみで子育て支援	2点	・子育て支援に熱心に取り組む認定事業者数は前年度から77増加した。	・子育て支援策が効を奏しているかの評価には、子育てに関わる世代が「子育てしやすい」と感じるか否かの満足度調査が必要であろう。		
政策8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3点	・「学校緊急支援チーム」の20年度派遣数は12件と依然として低い水準にとどまっている。	・多様な対策がとられているが、特効薬とはなっていない。特に不登校数は19年度全国ワースト3位となっている。		
平均点	3.13	—	—		

政策別評価表(1-1)

政策1 (県立学校の施設再整備)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 子どもたちが安全で快適に学習できる環境を整備するため、すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化や老朽化対策を進めるとともに、不足している養護学校の整備などを、「まなびや計画」(県立教育施設再整備10か年計画)により実行します。</p> <p>【目標】 ○すべての県立学校176カ所について耐震診断を完了。 ○養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置。</p> <p>【具体的方策】 ①県立学校の耐震化 ②地域への施設開放の促進</p> <p>【期限】 ○2007年度に「まなびや計画」の第1ステージ整備計画を策定。 ○2010年度までに着実に計画を推進。</p> <p>【財源】 ○県債発行額抑制の範囲内で、基本的には既存財源で対応(10年間で、約1,000億円)。 ○ただし、新たな財源確保に努め、民間活力の導入なども検討します。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等(目標、方策①)…構成事業5「『県立教育施設再整備10か年計画』(まなびや計画)の着実な推進」に取組内容「耐震化対策の実施」及び「県立教育施設における耐震診断の実施」 ・特別支援学校の新設等(目標)…構成事業4「特別支援学校の整備などによる学習機会の確保」の取組内容「特別支援学校の設置」「特別支援学校分教室の設置」 ・地域への施設開放(方策②)…主要施策440「地域教育コミュニティづくりの推進」の記載「学校の人材や施設を活用することにより、学校と地域社会との交流を進める」 	<p>(1)目標の達成状況 ○耐震診断については、校舎棟は18年度に完了。体育施設(体育館等)は20年度に完了(18年度55棟、19年度50棟、20年度43棟)。S造実習棟等は20年度25棟実施。以上で県立学校の主な建物の耐震診断は完了。 ○養護学校等3校新設(着手を含む)、分教室6カ所新設。 ・①金沢養護学校は、20年3月校舎完成、4月新校舎で本格開校。②横須賀方面特別支援学校は、改修工事の設計業務委託完了(21.3)。③相模原方面特別支援学校は、基本・実施設計完了(21.3)、既存建物除却工事着手(20.12)、グラウンド造成工事の基本設計完了(21.3) ・19年度は3カ所の分教室(金井高校、有馬高校、津久井浜高校)に所要の工事を実施(20年4月運営開始)。20年度は3カ所の分教室(元石川高校、瀬谷西高校、住吉高校)に所要の工事を実施(21年4月運営開始)。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①「まなびや計画」に沿った耐震診断等を実施。 ・老朽化対策工事を実施(19年度19棟、20年度17棟)、そのほか特別支援学校の整備等を実施。(耐震診断、養護学校の整備→目標) ②県立高校改革推進計画前期計画の中で、建替え校においては、地域への開放施設を想定し、図書室、視聴覚室、多目的教室等を開放しやすい施設配置として整備を実施。 ・学習施設については、県立学校において、会議室、音楽室、図書室など施設の開放を実施(19年度58校70施設、20年度54校68施設(21.2.1現在))。 ・体育施設については、県立学校において、運動場、体育館、テニスコートなどの開放を実施(19年度160校327施設、20年度154校307施設。(21.2.1現在))。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・横須賀方面特別支援学校は、21年度改修工事の実施(22年度開校予定)。相模原方面特別支援学校は、校舎新築工事、グラウンド造成工事設計等の実施(23年度開校予定)。 ・分教室は、毎年度3カ所ずつ整備し、着手を含めH22までに12校整備。 ・県立学校耐震化対策検討委員会の検討結果を踏まえ、21年度に、緊急安全対策としての耐震スリット工事を行うことにより、他の手法による対策と併せて、大規模補強が必要な校舎棟44校95棟すべてについて対策に着手する。</p>	<p>(1)評点 : 4点 / 5点満点 【理由】 ・「まなびや計画」は着実に実施されている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点(県立学校の耐震診断完了) 〃 ②: 4点(養護学校3校新設5点、分教室6校60%達成3点) =目標平均: 4.5点 方策①: 3点(「まなびや計画」に沿った実施を行っている。) 〃 ②: 4点(施設開放は進んでいる。) =方策平均: 3.5点 *平均点=4</p> <p>(3)今後の課題その他 ・学校施設の耐震化は喫緊の課題である。10か年計画である「まなびや計画」のさらなる前倒し実施が望まれる。 ・養護学校および分教室設置は順調に進んでいるが、障害児数がそれを上回る勢いで増加している。十分な教育・支援を行うためには設置教室数の増加等を含む計画の抜本的な見直しを行う必要がある。</p>

政策別評価表(1-2)

政策2 (教育行政のシステム改革)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 教育委員会や学校の情報公開を徹底し、県立学校の第三者評価を実施します。校長の権限強化や市町村への権限移譲を進め、地方分権や学校現場の自律化の視点に立った教育行政のシステム改革を行うよう、教育委員会に働きかけます。さらに、公立高校と私立高校との連携の強化を図ります。</p> <p>【目標】 ○教育委員会の情報公開の徹底。 ○すべての県立学校の授業公開・外部評価の実施。 ○公立高校と私立高校とが連携した協調事業の充実。</p> <p>【具体的方策】 ①教育委員会の情報公開の徹底 ②県立学校の情報公開と「外部評価制度」の導入 ③「校長先生社長論」の実践 ④市町村への権限移譲 ⑤公立高校と私立高校の連携の強化</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教育委員会の情報公開〕(Ⅲ-2「県民から信頼される県行政の実現」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔市町村への権限移譲(方策④)〕 (施策6「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」ほか)</p> <p>・教育委員会の情報公開(目標、方策①) …行政システム改革基本方針の「Ⅲ-2(1)県民に開かれた行政」の取組項目「教育委員会の情報公開の徹底」</p> <p>・県立学校の学校評価(目標、方策②) …構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「新たな学校評価システムの導入・拡大」</p> <p>・校長の自主的な学校運営を支えるシステムづくり(方策③) …構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の説明「自主的・自律的な学校経営」のための「学校支援体制の整備」</p> <p>・公立高校と私立高校の連携の強化(目標、方策⑤) …構成事業6「公立高校と私立高校の連携強化」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○教育委員会の情報公開→方策① ○授業公開・外部評価→方策② ○公立高校と私立高校の連携→方策⑤</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・教育委員会会議の公開の拡大(19年度～) ・教育委員会HPによる広報の充実(学校訪問結果概要を「教育委員会委員の活動」で紹介(19年度～)、インターネット版「月刊教育かながわ」による情報提供(20年度～) ・tvkテレビの「かながわ教育インフォメーション」コーナーの設置(19年度～)、リーフレット「かながわの教育」の配布 ・「教育長記者連絡会」を通しての積極的な情報提供(19年度～) ②・「新たな学校評価システム開発研究会」を設置(19.6)し検討。 ・20年度は、21年度の第三者評価システムの試行に向けた準備。 ・学校目標及び学校評価の報告を学校要覧及び学校ホームページ掲載。 ・「新たな学校評価システム実践研究校」として、神奈川総合、横浜桜陽、釜利谷の3校を指定(19.5)し、学校の第三者による外部評価を踏まえた新たな学校評価システムの実践研究・報告書作成。(21.3) ・各学校は20年度より学校関係者評価(保護者、学校評議員等)を実施。 ・すべての県立特別支援学校で、学校へ行く週間や研究授業等の一環として授業公開を実施。(H19. H20)</p> <p>③・平成19年度から副校長を導入。 ・校長が必要とする人材を公募することで、校長の人事に関する権限を強化し、特色ある学校づくりを支援。 ・校長の考え方や学校事情に合った節割り予算の配分により、校長の予算裁量権を拡大。</p> <p>④・政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直し等を国へ要望、全国知事会等でも要望。地方分権改革推進委員会の第1次勧告(20.4)で「市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲」とされた。地方分権改革推進要綱(20.6)でも同旨の決定。</p> <p>⑤・「神奈川の高校展」として、全公立展、全私学(中・高)展、公私合同説明・相談会、「公私共通ガイドブック」配布(H19・H20)。 ・「ボランティアパスポート」の配布(H19 県立41,000部、私立25,100部、H20 県立41,000部、私立24,000部、)など。 ・公立高校教員研修への私立高校教員の参加(H19 94人、H20 76人) ・県立高校教員の私立高校派遣 4校4人、県立高校と私立高校で教員の相互交流1組実施(H19・20年度)。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・21年度に第三者評価システムにかかる組織を立ち上げ、一部の県立学校を対象に試行。試行校での研究と取組みの検証を通じて、次年度以降の第三者評価の実施に向けて検討</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・すべての目標・方策について着時な実施がみられる。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 4点(会議の議事録はすべて公開されている) 〃 ②: 3.5点(授業公開5点、外部評価は研究校で実施段階2点) 〃 ③: 3点 =目標平均: 3.5点 方策①: 4点(目標①) 〃 ②: 3.5点(目標②) 〃 ③: 4点 〃 ④: 1点 〃 ⑤: 3点 =方策平均: 3.1点 *平均点=3.3</p> <p>(3)今後の課題その他 ・教育委員会の情報公開徹底は評価できるが、市民が「徹底している」と感じているかには疑問が残る。市民に対する周知徹底の工夫が望まれる。 ・市町村への権限委譲は県の努力のみで達成されるものではない。今後の進展に注視したい。 ・公立高校と私立高校協調事業の充実および連携強化は、毎年同程度の取り組み内容・実績では充実・強化がなされたとはいえない。さらなる拡充を望みたい。</p>

政策別評価表（1-3）

政策3（新しい県立学校づくり）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 地域に開かれた教育を進めていくため、県立高校のモデル校として「地域協働高校」を開設します。養護学校の新設などにあわせ、特別支援教育の充実を図ります。また、バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を検討します。</p> <p>【目標】 ○「地域協働高校」モデル校を開設。 ○県立高校の図書室やホールなどの開放を推進。 ○養護学校を3校新設（着手）、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置（再掲）。</p> <p>【具体的方策】 ①「地域協働高校」づくりの推進 ②図書室などの地域開放 ③養護学校の新設（再掲）と特別支援教育の充実 ④バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの検討</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」）</p> <p>・<u>地域協働高校づくり（目標、方策①）</u>…戦略プロジェクト21の構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「地域と協働・連携した学校づくりの推進」</p> <p>・<u>特別支援教育の充実（方策③）</u>…戦略プロジェクト20の構成事業5「支援教育の総合的な推進」の取組内容「障害のある子どものための相談・支援体系化協議会の開催」</p> <p>・<u>バウチャー制度（方策④）</u>…戦略プロジェクト21の構成事業7「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討」</p> <p>・<u>図書室などの地域開放（目標、方策②）</u> ・<u>養護学校の新設（目標、方策③）</u> →政策1</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○地域協働高校→方策① ○地域開放→政策1 ○養護学校等の新設→政策1</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・保護者・地域住民等との協働・参画による新しいタイプの学校づくりとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設立に資する研究を行うため、「コミュニティ・スクール設立推進研究会」を設置。（19.6設置、3回開催） ・H19・20年度田奈高校、釜利谷高校がコミュニティ・スクールの制度を活かした地域との協働・連携による学校づくりの研究。 ・「学習意欲を高める全日制課程の新たな学校のしくみづくり～クリエイティブスクール～」基本計画案（H19.6）、実施計画公表（H19.12）。20年度は、21年度のクリエイティブスクール本格導入（学校運営協議会（仮称）の設置、キャリア教育センターの設置等）に向けて取り組む。 ②→政策1 ③・養護学校の新設等→政策1 ・「障害のある子どものための相談・支援体系化推進協議会」（20年度名称変更「広域特別支援連携協議会」）を組織し、「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」（保健福祉部）と合同開催により、福祉・保健・労働・医療等の関係機関と連携を図った。子どもたち一人ひとりのニーズを踏まえた支援体制整備を推進。 ④・すべての子どもに等しく、自らが選択できる学びの機会（チャンス）を保証するとともに、自主的・自律的な学校経営をめざすための取組みを幅広く研究・検討するため「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」設置（19.2：7回開催）（委員：学識経験者等5名）、21年3月研究報告（提言）</p> <p>(3) 今後の予定その他 ・21年度からのクリエイティブスクール（田奈高校、釜利谷高校、大楠高校）として本格実施（学校運営協議会（仮称）の設置、キャリア教育センターの設置等）。 ・「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」の研究報告（提言）をもとに、庁内で組織する研究チームにより、実践に向けた検討を行っていく。</p>	<p>(1) 評点 : 3点 / 5点満点 【理由】 ・養護学校3校新設、クリエイティブスクールの前倒し実施など、各目標・方策について着実な進展がみられる。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3点（21年度導入、20年度一部実施） 〃 ②：4点（政策1方策②） 〃 ③：4点（政策1目標②） =目標平均：3.67点 方策①：3点（目標①） 〃 ②：4点（目標②） 〃 ③：4点（養護学校新設目標達成5点、特別支援教育の充実3点） 〃 ④：2点（研究報告策定） =方策平均：3.25点 *平均点=3.46</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・養護学校および分教室設置は順調に進んでいるが、障害児数がそれを上回る勢いで増加している。特別支援教育充実のためには、当初計画の見直しが必要であろう。また、十分な支援が行き届いているかの確認のために、支援教育の充実度について保護者の満足度を測定することが望まれる。</p>

政策別評価表（1-4）

政策4（教員の人材確保と育成）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立高校の教員としてすぐれた人材を確保するため、採用システムの改革や教員をめざす学生などを対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」を創設するとともに、教員の人材育成の充実を図るため、総合教育センターの抜本的改革により「かながわティーチャーズアカデミー」を開設することなどを教育委員会に働きかけます。</p> <p>【目標】 ○「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設。 ○総合教育センターの改革による「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設。</p> <p>【具体的方策】 ① 「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設や社会人経験者等の採用拡大・試験見直しで優秀な教員採用 ② 「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設と教員意欲喚起のための公募ポスト充実 ③教員不祥事防止対策の徹底</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト2「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教員不祥事防止対策〕 (Ⅲ-5「県民から信頼される県行政の実現」)</p> <p>・「<u>かながわティーチャーズカレッジ(仮称)</u>(目標、方策①)…構成事業1「高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成」の取組内容「大学と連携した教員志望者のためのオープン型カレッジの開設と採用前研修の充実」</p> <p>・「<u>かながわティーチャーズアカデミー(仮称)</u>(目標、方策②)…構成事業1の取組内容「総合教育センター機能の見直しによる教職員の人材育成拠点の再整備」</p> <p>・不祥事防止対策の徹底(方策③)…基本方針の「Ⅲ-2(5)県の自律性の向上」の取組項目「教職員事故・不祥事防止対策の徹底」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)→方策① ○「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・教員志望者を対象に「かながわティーチャーズカレッジ」を創設し、「かながわ教育学講座」、学校現場を体験する「実践力向上講座」、相談等を行う「ほっと・コンサルタント」を開設(20年度)。 ・「新規採用予定者研修」について、日数を増やすなどの充実を図り、「フレッシュティーチャーズキャンプ」として開設(20年度)。 ・教員採用特別選考(教員経験者・社会人経験者等)の受験資格を19年度採用時50歳未満に引き上げ、20年度は採用時60歳未満に引き上げた(20年4月1日教員採用者1,149人のうち特別選考採用者数241人)。 ②・総合教育センターが実施する教員基本研修において、新たに2年経験者、25年経験者研修を新設し、研修事業全体の見直し及び充実 ・学校内における教職員の人材育成(OJT)への支援や、教員が教材・教具を作成するための機器をそろえた教材工房を新設するなど、カリキュラム開発センターのリニューアルを図る。また、学校現場で活きる実践的研究、専門的な相談内容への対応を進める。 ・教職員が自ら応募することにより教職員の自主性及び意欲の向上を図ることを目的として17年度より実施している「県立学校人事異動に関する教職員公募制度」を引き続き実施(20年度95人異動)(公募実施校数、募集者数、応募数:19年度118校,247人,177人,20年度:124校,249人,129人) ③・教職員一人ひとりの意識の向上に向けた「教育委員会事故・不祥事ゼロ運動」の推進。全所属で「不祥事ゼロプログラム」を策定・実施・検証 ・「不祥事ゼロプログラム」を各学校等のホームページに掲載し、県民向けに公表 ・職員啓発資料の定期的な配布、不祥事ゼロプログラム事例発表会、部局研修(コンプライアンス体制整備、個人情報等管理)等の実施 ・県立学校財務事務調査指導、行政事務調査指導 ・懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)数:19年度19人(9,3,3,4)、20年度19人(5,8,3,3)</p> <p>(3)今後の予定その他 ・「かながわティーチャーズカレッジ」、「フレッシュティーチャーズキャンプ」の運用実績を検証し、充実を図る。</p>	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・「かながわティーチャーズカレッジ」創設、教員採用特別選考の受験資格制限を採用時60歳未満とし年齢制限を事実上撤廃したことを大きく評価したい。 (2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:5点(開設) 〃②:5点 =目標平均:5点 方策①:5点(ティーチャーズカレッジ創設5点(目標①)、採用拡大・試験の見直し:受験資格年齢制限撤廃等5点) 〃②:4点(総合教育センターの機能見直し5点(目標②)、公募ポスト充実(前年度比実施校数6校増、応募者数48人減:3点) 〃③:3点(すべての県立学校でプログラムを公表しているが、処分者数は減っていない。) =方策平均:4点 *平均点=4.5 (3)今後の課題その他 ・総合教育センターの抜本改革・機能見直しをもって「かながわティーチャーズアカデミー」開設と評価したが、今後の取り組み・成果を注視したい。 ・教員公募制度の公募実施校は増加しているものの応募者数が減少している。応募者が魅力を感じる制度となるような見直しも必要ではないか。</p>

政策別評価表(1-5)

政策5 (良き市民となるための教育)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 社会の一員として豊かな人間性を身につけた若者を育てるために、県立高校の生徒による地域貢献活動などをより一層推進するとともに、インターンシップの拡充により就業体験の充実を図ります。さらに、政治参加に関する意識を高める模擬投票の体験など「良き市民となるための教育」を充実します。また、コミュニケーション英語や国際関係などの知識を学ぶ機会を増やし、国際人を育てる教育も充実します。</p> <p>【目標】 ○地域貢献活動などを学校教育の一環として単位認定。 ○モデル校における模擬投票の実施。</p> <p>【具体的方策】 ①地域貢献活動などの推進 ②インターンシップによる就業体験の充実 ③「良き市民となるための教育」の充実(模擬投票の実施と経済・金融教育、消費者教育の充実) ④「国際人教育」の充実(TOEIC等の受験奨励とスピーチコンテスト等の拡充)</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <p>・<u>地域貢献活動(目標、方策①)</u>…構成事業3「次世代を育むキャリア教育の推進」の説明「地域貢献・ボランティア活動の充実」、取組内容「県立学校におけるボランティア活動推進拠点校」</p> <p>・<u>就業体験の充実(方策②)</u>…構成事業3の説明「総合的なキャリア教育を推進」、取組内容「インターンシップを体験した生徒実績のある県立高校」</p> <p>・<u>良き市民となるための教育(目標、方策③)</u>…構成事業3の説明「政治参加の意識を高める教育」</p> <p>・<u>国際人教育(方策④)</u>…構成事業4「これからの社会に対応する教育の推進」の説明「実践的英語コミュニケーション能力の向上や国際理解教育を推進するための取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○地域貢献活動→方策① ○模擬投票→方策③</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①すべての県立高校において学校教育活動に位置づけ、年間計画に基づいた地域貢献活動を実施。 ・県内の高校が一斉に地域貢献活動に取り組む「地域貢献デー」の取組 ・ボランティアパスポートの配付や、高校生ボランティアセンターの設置など、高校生等のボランティア活動支援体制づくりを推進。 ・地域貢献活動等の活動体験発表などを行うボランティアフォーラムの開催 ・19年度は県立高校4校、20年度は9校を「ボランティア活動推進拠点校」として指定し、各地域におけるボランティア活動を推進。 ・ボランティア活動を単位認定(18)124校→(19)132校→(20)130校</p> <p>②県立高校において、インターンシップの受入先拡大を担うキャリアアドバイザーを23校に23名、6ヶ月間配置するとともに、地域での取組充実のために、インターンシップ地域連絡協議会を県内10地域にて開催。 ・全県立高校で、体験活動等を取り入れた「キャリア教育実践プログラム」を作成し、全県立高校で、平成20年度から希望する生徒がインターンシップを体験できる体制づくりの推進。インターンシップ実施校(18年度87.5%→19年度91.4%→20年度96.6%)、インターンシップ体験生徒数(19年度6,915人、20年度6,499人) ・中学校を中心とする職場体験等の実施等、キャリア教育を一層推進するため、キャリア・スタート・ウィーク支援会議を開催し、冊子「充実した職場体験の推進に向けて」を作成し、各関係機関に配付・活用促進。小・中学校教職員を対象に研修講座の開催。</p> <p>③シチズンシップ教育実践研究校8校を指定(19.5) ・シチズンシップ教育実践研究校において、実践的なカリキュラムの開発を行うとともに、4校(深沢、相模原、相模原総合、金沢総合)において、19年度の参議院選挙の機会を利用して、「模擬投票」を実施。 ・各実践研究校における実践研究のまとめをホームページで公開。</p> <p>④英語教育スーパーハイスクール、国際英語教育重点推進校及び拠点校(19年度20校、20年度19校)を指定。研究成果の共有を目的に「国際・英語教育に関する公開授業及び研究協議会」を実施(20.1、20.12) ・TOEIC、TOEFLの受験を奨励(受験者19年度2,782名、20年度1,552名)。県内の高校生を対象に英語スピーチコンテスト(参加者19年度64名、20年度53名)を実施、実践的英語コミュニケーション能力の向上を図った。 ・外国人による語学指導推進事業の実施。すべての県立高校に外国語指導助手を配置し、実践的英語コミュニケーション能力の向上を図った。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・21年度は県立高校13校(継続9校、新規4校)を「ボランティア活動推進拠点校」として指定する予定。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・ボランティア活動単位認定校、インターンシップ体験実施校は増加しているものの、体験生徒数は必ずしも増加しているとは言えない。また、模擬投票は20年度に実施していない。さらに、シチズンシップ教育実践研究校は一部にとどまり、県立高校全体への広がりを実感するまでに至っていないことから、全体で3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 4点(90%の県立高校で単位認定実施) " ②: 5点(模擬投票実施) =目標平均: 4.5点</p> <p>方策①: 4点(目標①) " ②: 3点 " ③: 3.5点(模擬投票の実施5点、経済・金融教育、消費者教育の充実: 2点) " ④: 2点(TOEIC等受験奨励(受験者数前年比44%減)2点、スピーチコンテスト参加者減2点) =方策平均: 3.13点 *平均点=3.82</p> <p>(3)今後の課題その他 ・模擬投票は参議院選挙だけでなく、その他の選挙での実施も検討する必要があるだろう。 ・TOEIC等受験者数が大きく減少している。新規外部テスト(GTEC等)の受験者数の推移も注視したい。</p>

政策別評価表(1-6)

政策6 (スポーツ振興と部活動活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 スポーツ選手によるネットワークを形成するとともに、「かながわスポーツの日」を新設し、スポーツ振興を図ります。また、「かながわ部活動ドリームプラン21」にもとづき、部活動エキスパート指導者の派遣やボランティアの拡充などにより、部活動に取り組みやすい環境を整備し、部活動の加入率を向上させます。</p> <p>【目標】 ○かながわアスリートネットワークを創設。 ○「かながわスポーツの日」「部活動の日」の創設。 ○県立高校における部活動加入率を、運動部で43.2%(2006年度)から50%に、文化部で21.0%から25%に向上。 ○全国大会への出場率を33%に向上。</p> <p>【具体的方策】 ①かながわアスリートネットワークと「かながわスポーツの日」の創設 ②外部専門家による特別講習会の開催 ③部活動エキスパート指導者や支援ボランティアの充実 ④「部活動の日」の創設</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」)</p> <p>・<u>かながわアスリートネットワーク</u>、「<u>かながわスポーツの日</u>」(目標・方策①)…構成事業4「健康なくらしに根つき夢と活力を生むスポーツ活動の推進」の取組内容「県民スポーツ週間(日)の実施」(年度別計画の記載「かながわアスリートネットワーク(仮称)の創設」)</p> <p>・<u>県立高校における部活動加入率(目標)</u>…目標④「県立高校の部活動の入部率(運動部50%、文化部25%)」</p> <p>・<u>全国大会への出場率(目標)</u>、<u>外部専門家による特別講演会の開催(方策②)</u>、<u>部活動エキスパート指導者や部活動支援学生ボランティアの充実(方策③)</u>、「<u>部活動の日</u>」の創設(方策④)…構成事業6「部活動の活性化」の説明「『かながわ部活動ドリームプラン21』に沿った様々な取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○かながわアスリートネットワークの設立(発起人19名)(H20.1) ・協働事業の開催、総会開催(登録者47名)(H21.1) ○「県民スポーツ週間」を設置(H20.1)(体育の日の前後各1週間) 「かながわ部活の日」は20年度に創設。 ○運動部入部率43.3%、文化部入部率21.6%(H19.5.1現在) 42.7%、文化部入部率22.6%(H20.5.1現在) ・「学校の特色となる運動部活動」実践校9校が、部活動に参加しやすい環境整備と多様な欲求に応じた新しい部活動の実践に取り組んだ。 ・「文化部専門家講演事業」として、各分野からスペシャリストの専門家を招聘し講演会を開催することで、入部率の向上を図った。 ・「部活動インストラクター」として非常勤の嘱託員の配置を拡大。 ・「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、全国大会出場の実績をあげた学校・部活動を表彰。 ○全国大会への出場率 19年度26.7%、20年度27.4% ・「学校の特色となる運動部活動」実践事業を実施(県立高校5校)。 ・「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、全国大会出場に係る実績を表彰することにより、チームや個人の意識を高めた。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県民スポーツ週間の設置記念イベントとしてシンポジウム、スポーツ教室を開催。(20年度) ・県民スポーツ週間(20.10.4~19)には、県立スポーツ施設無料開放、中央イベントを開催し、様々なスポーツ体験コーナーを実施(アスリートネットワーク、スポーツの日→目標) ②・指導者を対象とした「かながわ部活ドリーム講習」を開催。(19年度1回、20年度は北京オリンピック銅メダリスト中村礼子氏等2回) ・教育長と運動部のキャプテンが意見交換を行う、かながわ部活「しなやかサミット2008」を開催。(20.3) ③・「部活動エキスパート指導者派遣事業」を創設し、専門的な指導力を有する指導者(コーチ、トレーナー等)28名を派遣。(20年度) ・部活動を補助する部活動インストラクター派遣(20年度1,467人)。 ・「部活動支援学生ボランティア事業」教員志望の学生を部活動指導に受入(19年度11校13部、学生14名、20年度18校26部、学生31名)。 ④・「かながわ部活の日」を平成20年度より創設し、学校総ぐるみの「部活総点検の日」と「入部奨励、部活振興、交流の日」を各校の取組みに位置づけるため、各校の取組み概要等を把握した。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・「かながわ部活ドリームプラン21」の推進計画の5つの戦略プロジェクト「しなやかファイブ」に基づき、運動部だけでなく、文化部も含めた学校における部活動の一層の活性化の推進に向けた取組みを行う。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・「かながわアスリートネットワーク」「県民スポーツ週間」「かながわ部活の日」が創設されるとともに、部活動インストラクターの派遣等によるスポーツ振興策も取られているものの、部活動の加入率、全国大会への出場率などの具体的な成果に直接結びついていないため、全体で3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点 " ②: 5点 " ③: 1.5点(2006年度数値を基準値とした目標達成率は運動部7.3%減(1点)、文化部40%(2点)) " ④: 1点(過去5年間全国大会出場率28%を基準値とした目標達成率は▲12%) =目標平均: 3.13点</p> <p>方策①: 5点(目標①・②) " ②: 3点 " ③: 3点 " ④: 5点(目標②) =方策平均: 4点 *平均点=3.57</p> <p>(3)今後の課題その他 ・部活動活性化には加入率の増加が欠かせない。各学校へ加入率増加のためのさらなる取組みが必要である。 ・部活動加入率は平成20年5月1日現在の数値で評価した。</p>

政策別評価表(1-7)

政策7 (地域ぐるみで子育て支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 次代のかながわを担う子どもたちを健やかにはぐくむため、家庭の力、地域の力が発揮できるよう、公募による「子育て支援プロジェクト50」の実現や、企業等における子育て支援の促進など、地域の人々総ぐるみで子育てに関わる仕組みを整えます。また、産科医師などの確保により、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。</p> <p>【目標】 ○「子育て支援プロジェクト50」の公募と実現支援。 ○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所400社。</p> <p>【具体的方策】 ①「子育て支援プロジェクト50」の実現 ②企業などによる子育て支援促進 ③子育て支援NPOとの協働 ④産科医の確保、潜在助産師の活用支援(後掲)</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト16「子ども・子育て支援のしくみづくり」)</p> <p>・子育て支援プロジェクト50(目標・方策①)、子育て支援のネットワークづくり(方策①)、子育て支援NPOとの協働(方策③)…構成事業2「子ども・子育て支援のための行政と民間の連携・協働の推進」の説明「団塊の世代など中高年世代を含む幅広い世代による子ども・子育て支援活動の促進を図るとともに、行政と民間及びNPO相互の連携・協働を推進」、取組内容「『子ども・子育て支援プロジェクト』の公募・実現支援(計50件)」</p> <p>・企業などによる子育て支援(目標・方策②)…目標①「子ども・子育て支援に取り組む認証事業者の数800者(うち中小事業者400者)」、構成事業3「事業者などの子ども・子育て支援活動の促進」の説明「企業などの事業者や商店街等による子育て支援への取組み・活動を促進するため、専門家の派遣や活動の表彰」</p> <p>・産科医の確保等(方策④) →政策13</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○子育て支援プロジェクトについては、19年度2事業、20年度15事業を公募し実現を支援。 ・子ども・子育て支援プロジェクト検討会議を設置し、事業実施状況のヒヤリングを踏まえて、支援や評価、普及方法について検討するとともに、事業の選考を実施(委員のうち2名は公募委員) ○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・モデル事業→目標 ・子ども・子育て支援活動アドバイザー(4名)により、各事業の実現を支援(20年度) ・シニア世代等次世代育成支援活動促進事業により、「子育て応援団体サポート講習会」の実施及びシニア世代等による子育て支援活動の手引きを作成 ・中高年世代を含めた子ども・子育て支援活動団体の交流を推進するため、子ども・子育て支援フォーラムを開催(H19、H20) ②・認証事業者の愛称を公募し、かながわ子育て応援団に決定(19.8) ・認証制度開始(19.10～)、説明会開催や事業者訪問等 ・中小企業の認証取得支援のため社会保険労務士を派遣(19.9～) ・子ども・子育て支援推進条例15条に基づく認証取得:19年度31事業者、20年度108事業者 ・かながわ子ども・子育て支援大賞等の表彰を実施(19.3、20.10) ・院内保育施設に対する運営助成(19年度104箇所、20年度108箇所) ③・地域の子育て支援関係者を対象とする研修(児童虐待予防、子ども・子育て支援研修など)の実施(19年度4コース、20年度3コース) ・子ども・子育て支援交流フォーラム開催(19年度2回、20年度1回) ・子ども・子育て支援プロジェクト事業の実施団体交流会(20年度) ・「かながわ子ども・子育て支援大賞」表彰団体や応募団体の活動事例集を作成・配布(20年度) ・県提案型協働事業「企業等の子ども・子育て支援の取組み応援事業」(ままとんきっず(H19)、さがみはら教育応援団(H20)、神奈川子ども未来ファンド(H19～20))の実施。 ④→政策13</p> <p>(3)今後の予定その他 ・子ども・子育て支援プロジェクトは21年度15事業の公募及び実現を支援 ・事業所内保育施設及び院内保育施設の設置促進に向け、21年度から新たに設置費に対する補助を実施</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・子育て支援に熱心に取り組む認証事業所数は前年度から77増加した。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 2点(17事業実施、達成率34%) 〃②: 2点(認証事業者108、達成率27%) =目標平均: 2点 方策①: 2.5点(子育て支援プロジェクト目標①: 2点、子育て支援ネットワーク作り等: 3点) 〃③: 3点 〃④: 3点(政策13方策②) =方策平均: 2.63点 *平均点=2.32</p> <p>(3)今後の課題その他 ・子育て支援策が功を奏しているか否かの評価には、子育てに関わっている世代が「子育てしやすい」と感じているか否かの満足度評価が必要であろう。 ・子育て支援の促進・強化は、毎年同程度の取り組み内容・実績では充分とはいえない。子育て世代のニーズを把握し、さらなる支援拡充を望みたい。</p>

政策別評価表(1-8)

政策8 (いじめ・不登校・児童虐待緊急対策)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 深刻ないじめ・不登校・児童虐待の根絶をめざし、総合的な対応を図るため、「いじめスワット(緊急)チーム」の新設、「青少年サポートプラザ」の充実、児童相談所の体制の一層の強化、NPOなどと協働した子どもたちの居場所づくりなどを強力に進めます。また、子どもを支える行政・NPOなどが協働する子どもサポートネットワークを強化します。</p> <p>【目標】 ○児童相談所職員 30名を増員(2007年度の増員を含む)。 ○公募スタッフを含めた「いじめスワットチーム」を結成。 ○子どもサポートネットワークを形成し、児童虐待・いじめ等の未然防止の体制を整備充実。</p> <p>【具体的方策】 ①「いじめスワット(緊急)チーム」の新設 ②いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクトの実施 ③児童相談所など児童虐待に即応する総合体制の強化 ④地域における居場所づくりの充実 ⑤子どもサポートネットワークの推進 ⑥子どもの見守り事業の展開</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、17「支援を必要とする子ども・家庭への総合的な対応」、18「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」、19「不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔児童相談所の体制強化〕(Ⅱ-4「職員の効率的な配置」)</p> <p>・いじめスワットチームの新設(目標、<u>方策①</u>)…戦略プロジェクト19の構成事業4 ・<u>いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクト(方策②)</u>…戦略プロジェクト19の構成事業3、4 ・<u>児童相談所の体制強化(目標、方策③)</u>…基本方針の「Ⅱ-4(1)職員の重点配置・効率的配置」の取組項目「児童相談所への職員重点配置(30名増員:2006(平成18)年度当初比)」、戦略プロジェクト17の構成事業1 ・<u>地域における居場所づくり(方策④)</u>…戦略プロジェクト18の構成事業3、戦略プロジェクト19の構成事業5 ・<u>子どもサポートネットワーク(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト16の構成事業2 ・<u>子どもの見守り事業の展開(方策⑥)</u>→政策9</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○児童相談所職員を30名増員(19年度・20年度) ○指導主事、臨床心理士、児童福祉司等で構成する「学校緊急支援チーム」創設(19.7)、20年度は経験豊富で意欲のある教員OBも加わる。19年度は14件、20年度は12件出動(21.1末現在) ・私立学校に対しては「いじめ対策チーム」を組織。 ○「神奈川県子ども・子育て支援推進協議会」に「子どもサポートネットワーク部会」を設置し、関係機関等の取組み状況について情報交換を行うなど連携体制を強化。 ・子どもサポートネットワークフォーラムを開催(講演、活動報告、意見交換)(20年度)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→目標 ②・青少年サポートプラザに自立支援コーディネーターを配置して相談体制を充実(H19)。青少年や教育、福祉などの相談機関の情報を総合的に提供する「青少年相談支援情報サイト」を開設(H20) ・「いじめ110番」(24時間受付)実施。(19年度964件、20年度368件(8月末))※20年度末は4月下旬確定 ・スクールカウンセラーを、県内の全公立中学校217校(政令市域等を除く)に配置。県立高校は拠点配置校に配置(H19は40校H20は45校)。 ・中1ギャップに対応、少人数学級を実施(H19は14校H20は27校)。 ③・19年度に20名、20年度に10名、計30名の専門職員増員。児童福祉司、児童心理司、保健師等の増員によりチームアプローチを強化。 ・情報ネットワークシステムの整備(児童記録等の情報共有化及び適時・的確な進行管理による事故防止対策) ・中央児童相談所に虐待対策支援課を設置し、専門支援機能を強化。 ④・フリースペースを運営するNPO等支援(H19:21事業、H20:26) ・学校・フリースクール等連携協議会、不登校相談会、フリースクール見学会など開催。20年度は不登校児童・生徒への支援のあり方などを考えるシンポジウム開催。 ・フリースクール等との協働により、子どもの不登校に悩む保護者の方を対象とした居場所作り・相談会・研修会等を実施。</p> <p>⑤→目標 ⑥→政策9</p> <p>(3)今後の予定その他 ・新たに、NPO等との協働により個別学習教材を作成し、その教材の活用を通して不登校児童・生徒への支援充実資する「スモールステップ学習支援事業」を実施する。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・「学校緊急支援チーム」の20年度派遣数は12件(うち7件は生徒死亡への対応支援)と依然として低い水準にとどまっている。また、いじめ・不登校・児童虐待については、多様な対策がとられているものの減少への特効薬とはなっていない。特に不登校生徒数は19年度全国ワースト3位となっていること等から3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点 〃 ②: 5点 (学校緊急支援チーム創設5点、いじめ対策チーム設置5点) 〃 ③: 3点 =目標平均: 4.33点</p> <p>方策①: 5点(目標②) 〃 ②: 3点 〃 ③: 4点 〃 ④: 3点 〃 ⑤: 3点 〃 ⑥: 3点(政策9方策②) =方策平均: 3.5点 *平均点=3.92</p> <p>(3)今後の課題その他 ・いじめ・不登校・児童虐待緊急対策は、発生件数の減少をもって評価すべきである。各年度発生件数は翌年7月公表のため、1年遅れの評価とならざるをえない。それぞれの発生件数は以下のとおりで減少しているとはいえない状況である。 いじめ: ⑰12,019 ⑱5,580 ⑲4,221 不登校: ⑰12,312 ⑱12,524 ⑲12,917 児童虐待: ⑰1,239 ⑱1,339 ⑲1,438 ・学校裏サイト等ネットを介したいじめへの対応も急がれる。</p>

分野別評価表 (PART II 安心な暮らし)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：2点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7の政策のうち6について昨年度より評点があがったことは評価したい。 ・しかし、今後目標を達成するためには、いっそうの努力が必要であり、さらに取り組みを強化してほしい。 <p>・どの政策においても、着実に着手がなされているが、それが最終的な「くらしの安心」につながるよう、今後の取組に期待する。</p> <p>・住民が「くらしの安心」を実感できてこそ評価できる政策分野である。制度の整備が、具体的な「質」の向上に結びついているかどうか、住民アンケートをとるなど、「質」の向上について確認できる資料を作成してほしい。</p> <p>・評価のためのデータが入手できない項目があるが、積極的にデータを集めて進捗状況を県民に努力をお願いしたい。</p>	
政策9 日本一の治安の実現	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯認知件数が増加したため、小数点を切り下げた。 ・ 交通事故死者数は目標達成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯活動団体は増えているが、刑法犯認知件数は増加している。 		
政策10 基地対策の着実な推進	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への要望につき成果がある点は評価できる。 ・ 日米の合同訓練についても評価できるが、基地問題に対する県民意識の高さを考慮して小数点を切り下げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、県が積極的な役割を果たすことを期待する。 ・ また、「基地周辺住民の安全・良好な生活環境の確保」について、県としてできる取組みを期待する。 		
政策11 がんに負けない神奈川づくり	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国初の禁煙条例の制定は高く評価できる。 ・ その他の取組についても進展がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立がんセンター整備にあたってはPFIのメリットを高める工夫が必要。 ・ 重粒子線治療装置については、運用の専門職の確保など課題が多いと思われる。 		
政策12 県立病院改革で医療の向上	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院、リハビリテーションセンター、県立がんセンターともに改革に着手し、準備作業が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立法人化、センターの整備などが検討されているが、これを医療の質の向上に結び付けてもらいたい。 		
政策13 介護人材育成と産科医療充実	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産科医を増やすための県の努力は評価できる。 ・ 潜在的助産師・看護師等の再就職支援は、規模は小さいが効果をあげている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各人材の確保に向けて、政策がさらに充実することを求める。 		
政策14 高齢者の介護充実と虐待防止	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な取組が行われているが、施設の整備面でも質の向上面でも、目標への到達度はまだ低いといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護アドバイザーを介護オンブズパーソンと認定する仕組みがほしい。 		
政策15 障害者の地域生活支援	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用率は次第に向上してきている。 ・ 市町村への支援が積極的に行われているが、事業の成果を数字で表す努力がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立支援については八都県市サミット(20年4月)が抜本的な見直しに関する提案を厚労相に行ったところであり、県でも「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価」を踏まえて、支援の強化を進めてもらいたい。 		
平均点	2.42				

政策別評価表(2-1)

政策9 (日本一の治安の実現)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 安心して暮らせる日本一の治安を実現するために、県民の自主防犯活動や交通安全活動へ支援を充実し自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加を目指します。県民・企業・県・警察が一体となって安全・安心のまちづくりを推進し、犯罪発生件数を 10 万件以下に抑えます。また、子どもや高齢者の見守りを充実するとともに、消費者被害の未然防止対策を強化します。さらに、犯罪被害者とその家族を支援するための条例を制定します。</p> <p>【目標】 ○自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加。 ○犯罪発生件数を現在の 12 万件から 10 万件以下に抑制。 ○交通事故年間死者数を 200 人以下に抑制。</p> <p>【具体的方策】 ①自主防犯活動への支援の充実 ②子どもや高齢者の見守り事業の展開(一部再掲) ③消費者被害の未然防止対策 ④くらし安全・安心サポーター制度の創設 ⑤「犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定(再掲)</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してくらす地域社会づくり」、15「安全で安心な県民生活の確保」)</p> <p>・<u>自主防犯活動への支援(目標、方策①)</u> …戦略プロジェクト13の構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の説明「自主防犯活動の立ち上げ、リーダーの養成、活動団体のネットワーク化などの支援制度を充実」、取組内容「自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化」(2010 年度 2,000 団体 20 万人) ・<u>犯罪発生件数(目標)</u>…戦略プロジェクト13の目標「刑法犯認知件数」(2010 年 99,500 件) ・<u>交通事故年間死者数(目標)</u>…戦略プロジェクト13の取組む事業の記載「交通事故防止対策を強化する」 ・<u>子どもや高齢者の見守り事業(方策②)</u> …戦略プロジェクト13の構成事業2「犯罪から子どもを守る対策の強化」の取組内容「スクールサポーター制度の導入推進」「子ども安全ネットワークの構築」、構成事業5の説明「防犯協定の締結による事業者団体などと連携した活動」 ・<u>消費者被害の未然防止(方策③)</u>…戦略プロジェクト15の構成事業5「消費者被害の未然防止と救済」 ・<u>くらし安全・安心サポーター制度(方策④)</u> …戦略プロジェクト13の構成事業5「リーダーの養成」 ・<u>犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定(方策⑤)</u> → 条例4</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○自主防犯活動団体 1,779 団体 活動者数 173,357 人(H21.1 現在) ※H20.3 より 243 団体、15,168 人の増 ○平成 20 年の刑法犯認知件数 113,556 件(前年比+1,027 件) ○平成 20 年の交通事故死者数は、189 人(前年比▲48 人)で 6 年連続の減少。昭和 23 年統計を取り始めて以降の最少記録更新。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・防犯に係る情報の収集・発信、相談の拠点として「安全・安心まちづくりセンター」を開設(H19.6.1) ・自主防犯活動団体への支援として、事故給付金(H21.1 現在 1,774 団体登録) 団体事業補助金(19 年度 73 団体、20 年度 54 団体)、パイロット事業補助金(19 年度 3 団体、20 年度 2 団体)、市町村防犯活動拠点設置事業補助金 2 市に補助(19 年度) ・自主防犯活動のネットワーク化への支援として、県民フォーラム(H19.8.26) 安全・安心まちづくり活動交流会(H19.10.20、H20.3.22) 県内 8 地域における交流会等の開催(19・20 年度) ・団体が行う防犯パトロールや防犯教室等への警察官の参加。 ②・神奈川県ケーブルテレビ協議会(加盟 14 社、H19.5)、社団法人神奈川県自動車整備振興会(加盟約 3,065 事業所、H19.70)、リコーテクノシステム株式会社神奈川支社(H20.1)と地域安全協定。 ・スクールサポーター 53 人を県内 53 警察署(横浜水上警察署を除く)に配置(H19.4~) ・子ども犯罪から守るための情報(声かけ事案、不審者情報、ちかん等)を電子メールで知らせる子ども安全情報システムの運用開始(20.10.1~) ③・従来のかながわ中央消費生活センターの相談機能に加え、19 年度からメール相談を実施したほか、NPOに委託し、祝日や夜間(毎週水曜日) 電話相談及びメール相談を開始。メール相談(H19:257 件、H20:353 件) 夜間相談(H19:256 件、H20:265 件) 休日相談(H19:2,021 件、H20:1,435 件) ※20 年度は 21.1 未現在 ④自主防犯活動団体のリーダーの育成のための講座を開催 ・安全・安心まちづくり公開講座(リーダー養成講座) 基礎及び応用コース: 応用コース修了者(H19 年度:37 人、H20 年度:25 人) ⑤→ 条例4</p> <p>(3)今後の予定その他 21 年度から、かながわ中央消費生活センターの休日相談の時間延長、夜間相談を全ての平日で実施</p>	<p>(1)評点 : 3 点 / 5 点満点 【理由】 ・刑法犯認知件数が増加したため、小数点を切り下げた。 ・交通事故死者数は目標達成。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 3 点(団体数が目標の 68%達成・参加人数が目標の 59%達成) 目標②: 3 点(目標の 46%を達成。しかし刑法犯認知件数は増加) 目標③: 5 点(目標達成) = 目標平均 3.6 点</p> <p>方策①: 3 点(自主防犯活動団体への支援拡大) 方策②: 3 点(子ども安全情報システム運用開始を評価) 方策③: 3 点(メール相談件数は増加している) 方策④: 3 点(リーダー育成は順調に進んでいると評価) 方策⑤: 4 点(条例を制定) = 方策平均 3.2 点</p> <p>*平均点 = 3.4 点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・自主防犯活動団体は増えているが、刑法犯認知件数は増加しているので対策の強化を図ってほしい。</p>

政策別評価表（2-2）

政策10（基地対策の着実な推進）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第二の基地県といわれ、これまでも「県是」として、米軍基地の整理・縮小・返還や基地負担の軽減に向けて取り組んできました。引き続き、厚木基地の空母艦載機の騒音問題や横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備など、自治体間の連携や国内外へ働き掛けにより、基地対策に全力で取り組みます。</p> <p>【目標】 ○NLP等による騒音被害の軽減に向けて厚木基地の空母艦載機の移駐を早期実現。 ○横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備。 ○相模総合補給しょうなどの基地の一部返還の推進。 ○災害時における米軍基地との連携を強化。</p> <p>【具体的方策】 ①基地縮小に向けての自治体間連携とトップ交渉 ②基地周辺の安心・安全の確保</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策348「基地の整理・縮小及び返還の促進」、349「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」 ・主要施策333「災害時広域応援体制」 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚木基地の空母艦載機の移駐に向けた経費が引き続き国の予算に措置された。 ○国は、原子力艦による異常な放射能漏れを確認するモニタリングポストを4基から10基に増設するとともに、原子力艦放射能調査専門官の常駐するモニタリングセンターを設置(H20.9)した。また、原子力空母の機関室内でトラブルが発生したとの想定に基づき日米訓練(H20.12)が行われ、県も参加した。 ○相模総合補給廠一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費が国予算に措置された。 ○伊勢原市総合運動公園で行われた「神奈川県・伊勢原市合同総合防災訓練」において、はじめて在日米軍が参加(H19.9)。知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10)。都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2)。在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6)。20年9月1日に実施した県・横須賀市合同防災訓練で、在日米軍が現地訓練に参加。20年12月16日に国、県、市に加え、在日米海軍が参加した原子力空母に係る日米合同訓練を実施。 <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・知事が「米軍基地問題に係る要望書」を防衛大臣・外務大臣に提出(H19.5) ・知事が渉外知事会会長として、シーファー駐日米国大使に日米地位協定の見直しを要望(H19.8) ・知事が「キャンプ座間の在日米陸軍司令部改編に係る情報提供及び地元意向尊重等について(緊急要望)」を防衛大臣に提出(H19.12) ・知事が「厚木基地の空母艦載機の移駐及び恒常的訓練施設の確保の早期実現等について(要望)」を防衛大臣に提出(H20.2) ・知事が「基地対策の推進」に係る国への要望を外務大臣に提出(H20.5) ・知事が「自治対策の推進」に係る国への要望を防衛大臣に提出(H20.6) ・知事が渉外知事会の会長として、ズムワルト首席公使に面会し、日米地位協定の見直しを要望(H20.8) ・知事が訪米し、国防総省のセドニー国防次官補代理と面会して日米地域協定の見直しなどを提案(H21.1)</p> <p>②・知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10) ・都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2) ・在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6) ・20年9月1日に実施した県・横須賀市合同防災訓練で、在日米軍が現地訓練に参加した。20年12月16日に、国、県、市に加え、在日米海軍が参加した原子力空母に係る日米合同訓練を実施。</p>	<p>(1) 評点 : 3点 / 5点満点 【理由】 ・知事のトップ交渉への積極的な取り組みは評価できる。 ・日米の合同防災訓練についても評価できるが、基地問題に対する県民意識の高さを考慮して小数点を切り下げた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点と理由 目標①：2点（移駐について予算化） 目標②：3点（モニタリングポスト増設・モニタリングセンター設置、日米訓練の実施） 目標③：2点（返還推進の調査等経費が予算化） 目標④：4点（原子力空母に係る日米合同訓練を実施） ＝目標平均 2.75点</p> <p>方策①：4点（トップ交渉への知事の積極姿勢を評価） 方策②：4点（合同訓練を評価） ＝方策平均 4点</p> <p>*平均点＝3.4点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・今後も、県が積極的な役割を果たすことを期待する。 ・また、「基地周辺住民の安全・良好な生活環境の確保」について、県としてできる取組を期待する。</p>

政策別評価表(2-3)

政策11 (がんに負けない神奈川づくり)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 がん予防の一環として受動喫煙から県民を守るための「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定や、「がんへの挑戦・10か年戦略」の着実な実施、重粒子線治療装置を含む県立がんセンターの総合整備の実現により、神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定。(再掲) ○2013年度までのオープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。 ○「がんへの挑戦・10か年戦略」(第2ステージ(2007年度～2010年度))の推進。</p> <p>【具体的方策】 ①「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定(再掲) ②「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進 ③県立がんセンターの総合整備 ④神奈川がん臨床研究・情報機構の推進</p> <p>【期限】 ○県立がんセンターの整備については、2013年度までのオープン。 ○その他は、2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○県立がんセンターの整備は、PFI手法などで民間資金を導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト11「安心してくらすせる地域保健・医療体制の整備」)</p> <p>・「<u>がんへの挑戦・10か年戦略</u>」の推進(目標、方策②)…めざすがたの記載「神奈川県民のがんによる死亡率の低下に向け、『がんへの挑戦・10か年戦略』の着実な推進が図られ、がんの予防、早期発見のための対策や住み慣れた地域で質の高いがん医療が受けられる体制の整備が進められています。」</p> <p>・<u>県立がんセンターの総合整備(目標、方策③)</u>…構成事業1「がん医療体制の整備」の取組内容「県立がんセンターの機能強化」の内容「総合整備の実施」「重粒子線治療装置の導入」</p> <p>・<u>神奈川がん臨床研究・情報機構の推進(方策④)</u>…構成事業1の説明「がん臨床研究・情報発信事業を実施」</p> <p>・「<u>公共的施設における禁煙条例(仮称)</u>」の制定(目標・方策①) →条例1</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定→条例1 ○県立がんセンターの総合整備→方策③ ○「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→条例1 ②・「がんへの挑戦・10か年戦略」改訂計画(神奈川県がん対策推進計画)を策定(20.3)し、予防、早期発見(検診)、医療、緩和ケアの4本柱で各事業を実施。 ・予防…喫煙防止リーフレット、禁煙担当者育成の研修会開催、保健福祉事務所「地域禁煙サポート推進事業」、受動喫煙防止条例の制定 ・早期発見…がん予防チェックシートによるがん予防、検診受診の普及啓発、検診機関の検診機器整備に対する助成、検診人材育成の研修会開催 ・医療…がん診療連携拠点病院の整備(12か所)及び拠点病院の機能強化、「神奈川県がん診療連携協議会」の設置及び同協議会による拠点病院の連携強化、「神奈川がん臨床研究・情報機構」によるがん研究、緩和ケア医療の推進に向けた緩和ケア研修会の実施、 ・緩和ケア…ターミナルケア人材育成のための研修会開催、ターミナルケア地域連携のためのモデル事業実施 ③・県立がんセンターの総合整備の実施について、PFI導入可能性調査や地質調査の実施(19年度) ・重粒子線治療装置の導入について、人材育成の支援や装置の普及促進に向けた仕組みを創設するよう国への要望を実施(19.7、20.7) ・PFI法に基づき、実施方針を公表(20.8)、特定事業の選定(20.11)を実施し、2月議会で平成45年度までの県の支出(事業費ベース約672億円)を議決(債務負担行為)。 ・重粒子線治療装置について、導入に係る基本構想を策定(21.3) ④・「神奈川がん臨床研究・情報機構」を推進。 ・患者の同意を得て研究試料となるがん組織を600例を目標に収集(H19:547件 H20:379件(12.31現在)) ・看護師によるがん電話相談を継続実施(19年度、20年度) ・県内の213病院に現況調査を行って回答が得られた病院(19年度55病院、20年度62病院)について情報を提供 ・会員企業のがん研究を促進するため、研究計画の内容や審査方法等の検討。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・県立がんセンターの総合整備の実施は、21年度以降に事業者選定、契約締結、設計、本体工事と進み、25年度に新病院として供用開始予定。 ・重粒子線治療装置の導入は、重粒子線治療装置について、21年度以降に設計を行い、その後、工事に着手し、26年度に治療開始予定。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・全国初の禁煙条例の制定は高く評価できる。 ・その他の取組についても進展がみられた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 4点(条例制定) 目標②: 2点(策定段階) 目標③: 3点(4本柱の実施) =目標平均 3点</p> <p>方策①: 4点(同上) 方策②: 3点(同上) 方策③: 2点(債務負担行為の設定まで進んだ) 方策④: 3点(事業は進展していると評価) =方策平均 3点</p> <p>*平均点=3点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・県立がんセンター整備にあたっては、PFIのメリットを高める工夫が必要になる。 ・重粒子線治療装置については、運用の専門職の確保など課題が多いと思われる。</p>

政策別評価表(2-4)

政策12 (県立病院改革で医療向上)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立病院を独立行政法人として自立させ、経営の基盤を強化し、良質な医療サービスを提供します。リハビリテーション医療における県立病院の役割を見直し、質の高い医療サービスを提供できるよう、神奈川県総合リハビリテーションセンターの体制や施設の再編整備を進めます。県立がんセンターの総合整備の実現により神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○県立病院の地方独立行政法人化の実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備。 ○2013年オープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。(再掲)</p> <p>【具体的方策】 ① 県立病院の改革と医療の質の向上 ② リハビリテーションセンターの再編整備 ③ 県立がんセンターの総合整備(再掲)</p> <p>【期限】 ○地方独立行政法人への移行については2010年度に実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備については2010年度までに着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○施設整備については、PFI方式など民間資金の導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、主要施策232「県立病院の機能整備」)</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔独立行政法人化〕 (I-3「多様な公的サービスの担い手の活用」)</p> <p>・<u>県立病院の独立行政法人化(目標、方策①)</u>…主要施策232「県立病院の機能整備」の記載「医療環境の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、県立病院の経営基盤を強化するとともに、県立病院の経営基盤を強化し、良質な医療サービスを提供するため、地方独立行政法人化を検討します。」、基本方針の「I-3(2)多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討」の取組項目「<u>県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討</u>」</p> <p>・<u>リハビリテーションセンターの再編整備(目標、方策②)</u>…戦略プロジェクト10の構成事業4「リハビリテーション推進体制の整備」の取組内容「神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備」</p> <p>・<u>県立がんセンターの総合整備(目標、方策③)</u> →政策11</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○県立病院の地方独立行政法人化→方策① ○リハビリテーションセンターの再編整備→方策② ○県立がんセンターの総合整備→政策11</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ① 県立病院の地方独立行政法人化を含めた運営体制について、有識者による「神奈川県立病院あり方検討委員会」を設置(H19.5) ・検討委員会報告書を踏まえて、「22年度を目途に、指定管理者制度を導入した汐見台病院を除いた県立6病院について、一括して一般地方独立行政法人に移行する」方針を決定(H20.3) ・一般地方独立行政法人移行に向けた準備業務を実施(20年度～)(組織・人事給与制度・財務会計制度検討、定款案作成、中期目標・計画案等の作成、評価委員会の設置検討、関連条例案の作成、県から地方独立行政法人への出資財産の確定) ② 神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討協議会の報告(H18.7)を県として整理するため、内部検討会議を設置し、総合リハビリテーションセンターの機能等について検討するとともに、施設規模を整理するために必要なサービス提供対象者数等の調査を実施。 ・再整備基本構想の策定にあたり、外部有識者からなる「神奈川県総合リハビリテーションセンター再整備基本構想策定委員会」を設置し(H20.4)報告書受領。(H20.9) ・経営的、技術的な視点から、新病院の施設整備費の積算、事業収支の検討、比較分析等の調査(H20.6～9) ・他県のリハビリテーションセンターの運営状況等のアンケート調査、現地調査を実施。(H20.9～) ・既存施設の活用を含めた整備手法の検討をするため、既存施設の耐震性能、改修更新の調査及び費用算出の経費を予算計上</p> <p>③→政策11</p> <p>(3) 今後の予定その他 ・総合リハビリテーションセンターの再編整備については、再整備基本構想策定委員会報告書などを踏まえ、政策課題の議論を経て、県としての再整備基本構想を策定し、再整備に取り組む。</p>	<p>(1) 評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・県立病院、リハビリテーションセンター、県立がんセンターともに改革に着手し、準備作業が進められている。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点と理由 目標①: 2点(準備業務を実施) 目標②: 2点(一部経費を予算計上) 目標③: 2点(政策11) =目標平均2点</p> <p>方策①: 2点(同上・医療の質については情報なし) 方策②: 2点(同上) 方策③: 2点(同上) =方策平均2点</p> <p>*平均点=2点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・独立法人化に向けて着々と準備が進められているが、これを医療の質の向上に結び付けてもらいたい。 ・なお、神奈川県民のがんによる死亡者数は現在も増加しており、(H18年19,368人、H20年20,237人。県のデータによる)、がんにより死亡率を低下させるための総合的な努力が求められる。</p>

政策別評価表(2-5)

政策13 (介護人材育成と産科医療充実)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 介護現場の人材が意欲と生きがいを持って働けるよう、大学等の教育機関や民間事業者との連携・協力により介護人材の総合的な教育システムをつくりまします。また、医療現場の産科医・助産師・看護師の不足に対して、就労環境の改善等に取り組み、県民が安心して出産や療養ができる体制をつくりまします。</p> <p>【目標】 ○介護専門職に関する県独自の認定制度をスタートさせ、毎年3,000人以上の介護職員を研修する体制を整備。 ○県内の医療機関に勤務する産科医の減少(1998年419人⇒2004年375人(▲44人))に歯止めを掛け、増員傾向に転換。 ○潜在的な助産師・看護師(資格はあるが職務についていない助産師等)の再就職を含め、職員を1.3倍(2004年比)に増加。</p> <p>【具体的方策】 ①総合的な介護教育制度の整備と介護人材のキャリアパス支援 ②産科医の確保と潜在助産師、潜在看護師の活用支援 ③県立保健福祉大学の有効活用</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト11「安心してらせる地域保健・医療体制の整備」、戦略プロジェクト12「保健・医療・福祉人材の育成・確保」)</p> <p>・総合的な介護教育制度の整備(目標、方策①)…戦略プロジェクト12の構成事業3「保健・医療・福祉人材の現任者教育の充実と専門性の向上」の取組内容「研修実施体制の整備」の記載「県独自の認定研修の実施(2010年度3,000人)と「人材育成に向けた研修実施の支援」</p> <p>・産科医の確保(目標、方策②)…戦略プロジェクト11の取組む事業の説明「産科医の減少に歯止めを掛け、増員傾向に転換させるなど産科医療の充実」</p> <p>・潜在看護師の活用(目標、方策②)…戦略プロジェクト12の目標「県内の就業看護職員数(2006年56,514人→2010年度75,000人)」、構成事業2「保健・医療・福祉人材の確保・定着の促進」の説明「病院等の勤務環境の改善のため、院内保育施設への支援や研修事業」、取組内容「看護職員等の研修実施」</p> <p>・県立保健福祉大学の有効活用(方策③)…戦略プロジェクト12の構成事業3に取組内容「県立保健福祉大学の施設・機能の活用」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○介護専門職に関する県独自の認定制度→方策① ○県内の医療機関(病院)勤務する産科医：2004年375人⇒2006年363人 ○助産師・看護師等看護職員…20年12月31日現在の看護職員業務従事者届により看護職員の就業動向を把握(全国調査・21.5月頃確定見込み)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・「県独自の認定研修」のしくみを検討(H19)し、20年度に補完型認定研修(基礎22人、専門30人、総合連携研修210人)、介護職員向け・潜在的有資格者向け研修のモデル事業を実施 ・「人材育成に向けた研修実施の支援」H19：支援方策検討、H20：モデル事業の実施(H21.2.9 47人、H21.3.2 88人申込み) ・「神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議」を開催。研修受講環境を向上するための調整(H19：3回、H20：2回)</p> <p>②[産科医の確保] ・臨床研修医の産科選択の動機付けとなる研修講演を実施 ・出産・育児等で離退職した医師の再就業を支援、医師バンク開始(20.3) ・地域の産科医療提供体制を確保するため、地域協議会を設置 ・国の緊急医師確保対策の取組みに基づき、20年度から横浜市立大学医学部に神奈川県地域医療枠(恒久的定員増20名)を創設 ・神奈川県産科等医師修学資金貸付条例(20.10)を制定し、21年度から横浜市立大学医学部に神奈川県指定診療科枠(緊急臨時的定員増5名)を設け定員増を実施、さらに、「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、平成21年度から県内の大学で計35名の定員増を実施 ・県救急医療中央情報センターで周産期救急受入機関紹介業務を実施[潜在助産師・看護師の活用] ・潜在助産師研修の再就業促進のための研修実施(H19、H20)。 ・潜在看護職員の再就業促進の研修実施(H19は4病院、20年度は6病院) ・院内保育施設への支援として、19年度104カ所、20年度108カ所の院内保育施設に対し運営費の一部を助成。県単独事業として、医療関係職員のニーズの高い病児保育・延長保育に対し、加算して助成</p> <p>③・肢体不自由児運動会及び熟年健康体操教室等を実施。日本スポーツ栄養研究会・講習会、県理学療法士会新人教育プログラム等を実施。 ・公開講座として、ヒューマンサービス公開講座(H19、H20) ・実践教育センターが実施する教育課程、研修の一部を、大学の施設・設備を活用して実施(19年度：13回実施、20年度：12回実施)。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・「県独自の認定研修」は、平成21年度に実施地区を拡大してモデル(試行)事業を実施し、平成22年度からの本格実施に向け計画的に取り組む。 ・21年度より、院内保育所施設整備費補助として、新規に開設する院内保育所の施設整備について助成を開始。(国庫補助事業)。</p>	<p>(1)評点：2点/5点満点 【理由】 ・産科医を増やすための県の努力は評価できる。 ・潜在的助産師・看護師等の再就職支援は、規模は小さいが効果をあげている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①：2点(モデル事業を実施したが、まだ規模は小さい) 目標②：1点(データが更新されていないため) 目標③：2点(県の調べでは、県内の就業看護職員数は2年前に比べて約4千人増加し、6万人を上回ったが、目標の7万5千人には遠い)。 =目標平均1.7点</p> <p>方策①：2点(同上) 方策②：3点(産科等医師修学資金貸付条例の制定、医学部の定員増、潜在助産師・潜在的看護師の再就業促進のための研究などを実施) 方策③：3点(講座等実施) =方策平均2.7点</p> <p>*平均点=2.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・各人材の確保に向けて、政策がさらに充実することを求める。</p>

政策別評価表(2-6)

政策14 (高齢者の介護充実と虐待防止)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 増加している高齢者介護を支えるため、サービス事業者の質の向上と介護保険施設を1.2倍に拡充し、定員数を52,000名まで引き上げ、入所待機者を減少させます。家族や介護施設における高齢者虐待を減らすため、通報や相談の体制を強化するとともに、介護オンブズパーソンネットワークをつくりまします。</p> <p>【目標】 ○介護保険施設の定員数を1.2倍以上に拡充し、41,807名(2005年度)を52,000名(2010年度末)に増員。 ○ボランティア、NPO等を「かながわ介護オンブズパーソン(仮称)」として200名以上を認定。</p> <p>【具体的方策】 ①介護サービス事業者の参入支援と質の向上 ②介護保険施設のさらなる整備と運営支援 ③高齢者虐待の防止と相談体制の整備 ④「介護オンブズパーソン(仮称)」の認定</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト9「高齢者が安心してくらするしくみづくり」)</p> <p>・<u>介護サービス事業者の参入支援と質の向上(方策①)</u>…主要施策213「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供」の記載「要介護者などが必要とするサービスの提供の確保と拡充に向けた取組み」、「相談・苦情処理体制の充実などサービスの質の向上と情報提供の充実」</p> <p>・<u>介護保険施設のさらなる整備と運営支援(目標、方策②)</u>…構成事業2「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備促進とサービス提供体制の質的な向上」の取組内容「特別養護老人ホームの整備(2010年度累計28,960床)」及び「介護老人保健施設の整備(2010年度累計20,176床)」</p> <p>・<u>高齢者虐待の防止と相談体制の整備(方策③)</u>…構成事業4「高齢者虐待の防止と認知症対策の推進」</p> <p>・<u>介護オンブズパーソン(仮称)の認定(目標、方策④)</u>…構成事業1「地域ケア体制の充実」の説明「県民との協働で介護問題に対応するため、オンブズパーソンとの連携など新たな相談・苦情対応を行うしくみづくり」、取組内容「新たな相談・苦情対応のしくみづくり」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○介護保険施設の定員数→方策② ○かながわ介護オンブズパーソン→方策④</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・「かながわ福祉情報コミュニティ」で、介護保険指定事業所情報や介護保険指定事業者向け情報を提供。(http://www.rakuraku.or.jp/) ・神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて、介護サービス情報公表制度を運用。(http://center.kaigo-kouhyou-kanagawa.jp/) ・サービス事業者の指定及び事業者等の指定の更新にあたっては、19年10月1日以降に指定を受ける事業所について、指定申請等において管理者の立ち会いを求め、法令で定められた管理者の責務を適正に果たす旨の誓約書の提出を義務づけた。 ・各サービス提供事業者の指定基準の遵守状況を確認するため、事業者指導(集団指導、実地指導)を実施 ②・特別養護老人ホーム整備数 24,143床(22,845) 介護老人保健施設整備数 17,410床(16,940) 介護療養医療施設整備数 3,908床(4,073) 合計 45,461床(43,858) ※H21.3末()内は20.3末 ・施設職員に対する研修として、認知症介護指導者養成に係る研修、身体拘束廃止に係る研修等の実施 ③・高齢者虐待防止関係職員研修(H19:279人、H20:260人(見込み)) ・身体拘束廃止推進関係研修の実施 高年齢者の権利擁護に関する研修(H19:442人、H20:451人)、身体拘束廃止推進モデル施設養成研修(H19:13施設 H20:11施設)、看護実務者研修(H19:57人、H20:66人)など ・認知症の普及啓発の講師となる人材(認知症キャラバンメイト)の育成(H19:197人、H20:220人) ・保健福祉事務所において、認知症高齢者や高齢者虐待等の処遇困難事例についての検討会や研修会開催(H19:55回、H20:58回(見込み)) ④・介護相談員や市民オンブズパーソン等への助言・指導や改善提言を行う「かながわ介護アドバイザー」の創設準備会を設置し検討(H20) ・介護相談員と「かながわ介護アドバイザー」の創設に向けての意見交換会の開催(20.6) ・介護相談員の養成研修に市民オンブズパーソン(仮称)の派遣10人(20.6) ・3名の有識者に対して介護アドバイザーへの就任依頼(21.3) ・「かながわあんしん介護フォーラム」を開催 244人参加(21.1) ・介護相談員のネットワーク構築に向け、2箇所のモデル地区選定</p> <p>(3)今後の予定その他 ・市町村と連携を図りつつ「かながわ介護アドバイザー」の拡充に努める</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・積極的な取組が行われているが、施設の整備面でも質の向上面でも、目標への到達度はまだ低いといえる。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①:2点(2005年度から3654床(約36%)の増加) 目標②:2点(かながわ介護アドバイザーの創設) =目標平均2点</p> <p>方策①:2点(誓約書の提出や事業者指導が質の向上につながるかチェックが必要) 方策②:2点(介護老人保健施設と介護療養医療施設の整備は進んできている) 方策③:3点(研修が実施されている) 方策④:2点(かながわ介護アドバイザーの創設) =方策平均2.25点</p> <p>*平均点=2.125点</p> <p>(3)今後の課題その他 介護アドバイザーを介護オンブズパーソンと認定する仕組みがほしい。</p>

政策別評価表(2-7)

政策15 (障害者の地域生活支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 障害の有無にかかわらず誰もが生き生きと暮らすことのできる地域社会をめざして、障害のある方の就労・活動・教育の場づくりを推進し、県内の障害者雇用を1.2倍に増やします。また、障害者自立支援法の運用については、障害者の方々の立場に配慮した円滑な対応を行うとともに、適切な評価を行います。</p> <p>【目標】 ○県内の障害者雇用率(事業所所在地別集計)1.6%を1.92%(1.2倍)に向上。 ○障害者地域作業所の法定内移行を支援し、地域生活の拠点機能を充実。 ○グループホーム・ケアホーム(2005年実績3,083人)、ホームヘルプサービス(2005年実績180,260時間)を2010年度末に2倍(対(2005年実績比)に引き上げ。 ○養護学校等の就業率16%(2006年)を倍増。</p> <p>【具体的方策】 ①特例子会社及び中小企業に対する支援 ②障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実 ③障害者の地域生活移行の支援と障害者自立支援法の円滑な運用 ④障害のある子どもたちの教育機会や放課後等の生活の充実</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者雇用率(目標)</u>…戦略プロジェクト7の目標(2010年度1.92%) ・ <u>中小企業等に対する支援(方策①)</u>…戦略プロジェクト7の構成事業2「障害者の雇用拡大と地域に密着した就業支援」の取組内容「『障害者しごとサポーター』の配置」 ・ <u>障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実(方策②)</u>…戦略プロジェクト7の構成事業1「地域生活を支える福祉サービスの充実・発展」の取組内容「民間障害福祉施設の機能転換の推進」、構成事業2「就労・社会参加の促進」の説明「障害者の多様なニーズに対応する地域生活の拠点づくりの支援」 ・ <u>養護学校の卒業生の就労支援(目標、方策②)</u>…戦略プロジェクト20の目標「特別支援学校高等部卒業生の就職率(2010年度30%)」 ・ <u>障害者の地域生活移行の支援(目標、方策③)</u>…戦略プロジェクト10の目標「グループホームなどで生活する人(2010年度5,500人)」、「ホームヘルプサービスの支給時間数(338,000時間/月)」、構成事業1の説明「障害福祉サービスの充実に努めるとともに、…グループホーム・ケアホームの整備促進などの施策に取り組む」 ・ <u>障害者自立支援法の円滑な運用(方策③)</u>…戦略プロジェクト10の構成事業1の取組内容「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価」 ・ <u>障害のある子どもたちの放課後等の生活の充実(方策④)</u>…戦略プロジェクト16の構成事業6「小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供」の取組内容「障害児等の日中における活動の場の確保」(教育機会の充実→政策1) 	<p>(1)目標の達成状況 ○障害者雇用率(事業所所在地集計):1.71%(H20.6.1)1.64%(H19.6.1) ○地域生活の拠点機能充実→方策② ○グループホーム・ケアホーム 3,849人(H19) 3,107人(H18) ホームヘルプサービス 201,934時間(H19)194,122時間(H18) ○就労率 25.2%(H20.3卒業) 25.9%(H19.3卒業) ・川崎地区、相模原地区、平塚地区の3地区を指定し、8校で就労促進のための研究を実施し、各地区で研究報告会を実施(21.2)。 ・企業や関係機関と連携し、「生徒の職場体験実習」(H19/150名 H20/152名)「県庁等での実習」(H19/14名 H20/13名)「保護者の企業見学会」(H19/782名 H20/628名)「教員の実務研修」(H19/53名 H20/51名)「教員の清掃実技研修」(H19/23名 H20/24名)を実施。 ・就労した卒業生の職場定着のために「企業就労アフターフォロー研究委員会」(年4回)を実施。研究のまとめを作成(21.3)。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①「障害者しごとサポーター」を県内全域に拡大配置(19年度の3地域6人から20年度8地域16人へ拡大) (H19支援件数延べ2,714件、うち就職に結びついた件数85件) (H20支援件数延べ5,458件、うち就職に結びついた件数141件)1月末 ・障害者雇用特例子会社設立助成金(H19:2社、H20:0社) ・知的障害者職場指導員設置費補助については、対象を精神障害者を雇用する企業にも拡大して実施。(H20)。障害者雇用アドバイザー3名 ・中小企業等の障害者の継続雇用などに向けた支援を新たに実施(H20) ②就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等の地域のさまざまな障害者を支援する事業所に助成等を行い、障害者の多様なニーズに対応。 ・障害者地域生活サポート事業として、施設の有する機能を地域生活支援に活用し、多様な住まい・日中活動の場を提供する事業に助成。「グループホーム等地域生活移行推進事業」「単独型短期入所促進事業」「地域交流等支援事業」「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」等 ・障害者地域作業所の移行先の一つである、市町村の「地域活動支援センター」整備事業に対する県単独補助制度を創設し、支援を行った。 ③グループホーム・ケアホームの運営に対する支援及び建設、改修等に対する支援を市町村と共同で実施。整備促進を図った。 ・市町村の障害者自立支援給付事業に要する経費の一部を負担。 ・精神障害者退院促進支援事業については、政令市・中核市及び指定相談事業者等に委託。個別支援及び普及啓発活動を実施。 ・障害者自立支援法への評価実施に向け、庁内及び外部関係者との調整や、障害者施策推進協議会において意見把握等を実施。 ④教育機会の充実→政策1・障害児の放課後の居場所づくりを推進するため、市町村が実施する「日中一時支援事業」に対して補助を実施。</p>	<p>(1)評点 : 2点 / 5点満点 【理由】 ・雇用率は次第に向上してきている。 ・市町村への支援が積極的に行われているが、事業の成果を数字で表す努力がほしい。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 2点(約3割達成) 目標②: 2点 目標③: 2点(グループホーム・ケアホームは25%、ホームヘルプは12%の達成度) 目標④: 3点(58%の達成率だが、就労率は昨年度より0.7ポイント低下) =目標平均2.25点</p> <p>方策①: 2点(特例子会社設立助成金はゼロだが、中小企業の支援を実施) 方策②: 2点 方策③: 2点 方策④: 2点 =方策平均2点</p> <p>*平均点=2.125点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・障害者の自立支援については八都府市サミット(20年4月)が抜本的な見直しに関する提案を厚労相に行ったところであり、県でも「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価」を踏まえて、支援の強化を進めてもらいたい。</p>

分野別評価表 (PART 3・強い経済)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：3点（5点満点）</p> <p>【理由】</p> <p>・「強い経済分野」全体の平均点は、前年度1.71点から3.00点へと上昇した。段階的に政策実現に向けて取り組んでいる政策が多く、2008年度の実績は全体として着実に前年度を上回っているため、分野全体の評価を3とした。（政策18以外は、評点が上昇している。）</p> <p>・目標に数値を掲げている政策については、前年度同様達成度に相当のばらつきがあるため、一部評価を下げる要因となっている。（たとえば、大型直売センターの設置）</p> <p>・「強い経済分野」におけるマニフェストは、「～の展開」、「～の推進」などの文言が散見され、明確な数値目標の設定がないものがある。マニフェストが、後に評価されることを前提とした場合、より明確な目標設定が望まれる。</p> <p>・他府県等との連携、協力が全体となっている政策については、より一層の調整が必要である。</p>	<p>・政策20、政策22のように、提示されたデータの取りまとめ時期によって、目標の評価が大きく変わることがある。（たとえば、政策22：2007年度は1→2008年度は5）表示までに最新のデータを取りまとめることが重要である。</p> <p>・「強い経済分野」におけるマニフェストは、「～の展開」、「～の推進」などの文言が散見され、明確な数値目標の設定がないものがある。マニフェストが、後に評価されることを前提とした場合、より明確な目標設定が望まれる。</p> <p>・他府県等との連携、協力が全体となっている政策については、より一層の調整が必要である。</p>
政策16 インベスト神奈川 で産業競争力強化	2点	・全体の平均は1.875点である。企業誘致数など前年を上回る実績を残した点を考慮し、小数点以下を切り上げた。（具体的方策の評点は、全体として昨年のそれを上回っている。）	・「産業競争力強化戦略」は策定されたことについては評価できるが、これにもとづいて推進される「インベスト神奈川第2ステージ」、「神奈川R&Dネットワーク構想」、「ベンチャー企業支援」等の重点プロジェクトの着実な実施が今後の課題である。		
政策17 羽田空港国際化と 京浜臨海部活性化	3点	・全体の平均は3.125で、前年度の1.875から上昇した。この要因はグランドデザインの策定が実施されたからであり、具体的な方策については途上の部分が少なくない。したがって、小数点以下を切り捨てた。	・戦略プロジェクトの「年度別計画」では、「羽田空港の再拡張・国際化の推進」について、2007～2009年度はすべて「推進」となっている。数値目標などを含め、もう少しきめ細かな目標を設定する必要がある。 ・空港と神奈川側を結ぶ連絡路について、反対している大田区との調整が課題となる。		
政策18 高速交通ネットワ ークの整備	2点	・全体の平均は2.75点である。超高速鉄道整備の提案が行われたことは評価できるが、道路関係の進捗は1/2に達していない部分が多いため、小数点以下を切り捨てた。	・道路関係の推進については、来年度以降の着実な進捗に期待したい。 ・県単独で実施できない事業が含まれているため、評価が困難な部分がある。		
政策19 中小企業の支援強 化と活性化	4点	・全体の平均は4.25点である。全体として順調に進捗しているが、方策の平均値が4.0点であることから、小数点以下を切り捨てた。	・相談窓口が2008年に目標の2か所設置されるなど順調に進捗している。後半の2年間で、各方策が十分進捗するよう期待したい。 ・方策の各事業については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。		
政策20 かながわツーリス ムの新展開	4点	・全体の平均点は4.0点である。前半2年目としては、着実に進捗していると判断できる。	・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。 ・近隣府県とのさらなる協力が求められる。		
政策21 地産地消とブラン ド化で農水産業振 興	2点	・全体の平均点は1.9である。方策の平均点が前年度比で高いことから小数点以下を切り上げた。ただし、目標の実績値が前年同様であることは残念である。	・大型直売センターの設置が2008年度はゼロであった。このため後半の2年間で8か所設置しなければならない。3年目の巻き返しに期待したい。 ・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。		
政策22 産業人材育成と就 職支援	4点	・全体の平均点は4点である。目標の評点が前年度の1から5になったため、評点が上がっている。	・施設の再編、整備について、予定通りの進捗に期待したい。 ・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。		
平均点	3.00	—	—		

政策別評価表(3-1)

政策16 (インベスト神奈川で産業競争力強化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の地域経済を強化し、新たな雇用の場を創出するため、「産業競争力強化戦略」を策定し、これに基づき「インベスト神奈川第2ステージ」「神奈川R&Dネットワーク構想」「ベンチャー企業支援」などの重点プロジェクトを推進します。</p> <p>【目標】 ○県の政策による企業誘致数 200社。 ○新規求人数年間 36.6万人(2005年度)を50万人に増加。</p> <p>【具体的方策】 ①「産業競争力強化戦略」の策定 ②「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開 ③「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進 ④「ベンチャー応援強化プログラム」の推進</p> <p>【期限】 ○2007年度に計画策定し同時に事業に着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、2「強いベンチャー企業の育成と重点分野の振興」、3「産業集積の促進と海外との経済交流の推進」、7「就業支援の充実と産業人材の育成」)</p> <p>・企業誘致数(目標)…戦略プロジェクト3の構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」の取組内容に「新たな産業誘致政策の展開(企業誘致件数を目標設定(4年間200件))」</p> <p>・新規求人人数(目標)…戦略プロジェクト7の数値目標欄の記載「なお、産業振興関係のプロジェクトなどにより新規求人人数50万人(2010年度)をめざします。」</p> <p>・「産業競争力強化戦略」の策定(方策①)…実施計画(政策分野別)の産業・労働分野の施策の方向性の記述、「『産業競争力強化戦略(仮称)』を策定」</p> <p>・「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開(方策②)…戦略プロジェクト3に構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」</p> <p>・「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進(方策③)…戦略プロジェクト1の取り組む事業の記述「『神奈川R&Dネットワーク構想』の本格的展開のため、構想推進体制として研究所などのネットワークの拡大・強化等に取り組む」</p> <p>・「ベンチャー応援強化プログラム」の推進(方策④)…戦略プロジェクト2の取り組む事業の記述「ベンチャー企業が次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成をめざす「ベンチャー応援強化プログラム」を推進」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○県の政策による企業誘致数 19年度:30社、20年度:25社(21.3.25現在) ○新規求人件数 32.3万人(18年度)、28.3万人(19年度)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県内経済団体・関係機関等との調整等を経て、産業競争力強化戦略を策定(H19.8)し、推進体制を整備。19年度の取組みを「第1回かながわ産業活性化懇話会」(20.5)に報告。 ②・「施設整備等助成制度」を、中小企業支援に重点を置いた内容で見直しを行い、「第2ステージ」として受付開始(19.8)。 ・20年度は「企業誘致戦略2008プロモーション300」を掲げ、県内外の企業300社以上にプロモーション活動展開。 ・新エネルギー・EV関連産業における産業競争力を強化するため、助成制度における県内中小企業の要件を一部緩和し、中小企業の制度利用を促進。(20.11) ・知事による企業誘致セミナーを開催(H19、H20) ・厳しい経済雇用情勢等を踏まえ、施設整備等助成制度を大幅見直し、大企業の助成申請期限を1年前倒し、21年3月で受付終了。中小企業の新規雇用に対する助成制度の要件を緩和 ・「第2ステージ」として施設整備等助成制度に25社から申請受付(21.3.3現在)</p> <p>③・神奈川R&D推進協議会の開催2回(19.5、20.5) ・神奈川R&Dシンポジウム2回、大企業保有技術の県内中小企業への移転22回、中小企業の技術の大企業での活用20回、産学公技術連携データベースの構築(登録データ2,800件) ・推進事業取組件数 86件、技術展示会の商談成立約6億円、県内大企業と中小企業との共同研究1件成立</p> <p>④・産業競争力強化戦略に位置づけ。 ・大学発・大企業発ベンチャーの創出として、モデルプロジェクト事業による支援やフォーラム(H20、H21)を実施。 ・「かながわベンチャー応援ファンド」による直接投資を促進。 ・創業、新事業の創出促進のための事業環境の整備として、各成長段階における適時適切な支援を実施。 ・インキュベート企業支援 H19:47社6人、H20:46社5人(21.1末)。 ・インキュベート施設の充実、かながわベンチャー応援ファンドによる投資、民間支援の活動等により19年度の都道府県別大学発ベンチャー企業数(累積ベース)が全国2位になるなどの成果。</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・全体の平均は2.25点である。企業誘致数など前年を上回る実績を残したが、目標である新規求人数が当初の数値を下回っていることから、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①:2点(企業誘致数の達成度は27.5%) 〃 ②:1点(当初の数値を下回っている) =目標平均:1.5点</p> <p>方策①:5点(「強化戦略」が策定され、それにもとづく方策が前年に比べて進捗した) 〃 ②:3点(第2ステージの展開について、中小企業からの申請実績が2分の1) 〃 ③:2点(諸会議が開催され、技術展示会での商談成立が前年度を上回った) 〃 ④:2点(実績値を加味し、昨年より高い評価とした) =方策平均:3.00点</p> <p>*平均点=2.25点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「産業競争力強化戦略」は策定されたが、それにもとづいて推進される諸方策の着実な実施が課題である。</p>

政策別評価表(3-2)

政策17 (羽田空港国際化と京浜臨海部活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 2010年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化を神奈川県全体の経済の活性化に結びつけるため、空港の神奈川側の玄関口「神奈川口」整備構想を推進し、隣接する京浜臨海部の産業の高度化・複合化を加速させます。</p> <p>【目標】 ○2008年までに神奈川口のまちづくりグランドデザインを策定。 ○2009年までに空港と神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業を着手。</p> <p>【具体的方策】 ①神奈川口連絡道路の早期実現 ②国際空港の玄関口に相応しいまちづくりの推進 ③ロボット産業クラスターの形成 ④コンビナートの高度統合化の推進</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」)</p> <p>・<u>神奈川口連絡道路(目標、方策①)</u> …構成事業1「羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の推進」の説明「『神奈川口構想』の実現に向けた取組みを推進」、取組内容「羽田空港への連絡路の整備促進」(2009年の都市計画決定)</p> <p>・<u>国際空港の玄関口に相応しいまちづくり(目標、方策②)</u>…構成事業1の取組内容「川崎殿町・大師河原地区の整備促進と国際臨空産業の集積」(2008年度のグランドデザイン策定)</p> <p>・<u>ロボット産業クラスターの形成(方策③)</u>…構成事業3「ロボット関連産業の創出・集積」</p> <p>・<u>コンビナートの高度複合化の推進(方策④)</u>…構成事業4「エコ・エネルギー関連産業の創出・集積」の取組内容「エネルギー産業の高度化・統合化の推進」、「DMEの活用促進」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○神奈川口のまちづくりグランドデザイン→方策② ○神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業→方策①</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・20年2月に「第2回京浜臨海部基盤施設検討会」が開催され、連絡道路のルート・構造の絞り込みに向けて検討を進めることが確認。21年3月現在、概略ルート・構造(案)の合意に至っていないが、引き続き、早期合意に向けて調整等を進める。 ・「羽田空港跡地利用基本計画(H20.3)」において、土地利用の方向性を示した図面に、連絡道路の検討範囲が位置づけ。 ②・羽田空港の再拡張・国際化や神奈川口構想を分かりやすく示し理解を深めていただくことを目的とした「京浜臨海部再生フォーラム」を開催(H19.11、H20.11)。 ・県、横浜税関、横浜市、川崎市、経済団体と高度物流機能に関する研究会を開催。(H19、H20) ・羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の実現による本県などへの効果を詳細に分析し、その効果を県民や企業に分かりやすく示す神奈川口グランドデザインを策定(H21.3)。 ③・「ロボットビジネス応援ガイドブック」等の作成(H19.11.1) ・「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」と連携したビジネスセミナーの開催(H19、H20) ・住宅展示場等を活用したロボット技術の実証実験へ支援 ・最新ロボットの展示会、ロボットの使い方を競うコンテスト(ロボLDK)の開催(H19.11.23~25、H20.10.13) ・NPOと協働した新たなプロジェクトの創出に向けた相談体制の強化(H20.7.10) ・かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会と連携したプロジェクトの立ち上げ(19年度:5件、20年度:7件) ・「テクニカルショウヨコハマ2009」の特別企画として、サービスロボット技術交流ゾーンを設け、企業交流の機会拡大。 ④・川崎市、石油精製、鉄鋼等のエネルギー関連企業等とともに、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を立ち上げ(H20.1)、20年度は「石油残渣からのDMEの製造と高度利用」ほか1部会の立ち上げのため、部会への参加・協力を呼びかけ。 ・給油所建設事業者等と「DMEインフラ等研究会」を組織し、バイオマス等からの製造やDMEステーションを併設する際の安全確保策などの共同研究、研究結果を元に、経済産業省「地域イノベーション創出研究開発事業」へ応募、採択(H20.6)。 ・「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」「地域イノベーション創出研究開発事業」を国・民間企業等とも連携</p>	<p>(1)評点 : 3点 / 5点満点 【理由】 ・全体の平均は3.125で、前年度の1.875から上昇した。この要因はグランドデザインの策定が実施されたからであり、具体的な方策については途上の部分が少なくない。したがって、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標① : 5点(目標である2008年度までのグランドデザインの策定が行われた) " ② : 3点(2009年度までの着手に向けた準備作業を評価) =目標平均 : 4点</p> <p>方策① : 1点(早期実現に向けた取り組みが、現状では調整段階である) " ② : 2点(推進に向けて、フォーラム、研究会の実施にとどまっているが、グランドデザインの策定を加味した) " ③ : 3点(事業化プロジェクトの立ち上げが目標値の約70%) " ④ : 3点(推進の効果が不明な部分があるが、経済産業省の事業に採択されたことを加味) =方策平均 : 2.25点</p> <p>*平均点 = 3.125点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・戦略プロジェクトの「年度別計画」について、数値目標など、もう少しきめ細かな目標を設定する必要がある。 ・空港と神奈川側を結ぶ連絡路について、反対している大田区との調整が課題となる。</p>

政策別評価表(3-3)

政策18 (高速交通ネットワークの整備)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 横浜から川崎、羽田空港、成田空港を超高速鉄道で結び首都圏の一体化と羽田・成田空港のハブ空港化を図る構想を提案します。さらに、首都圏の主要都市を結ぶ自動車専用道路網を整備することにより、国際競争に打ち勝てる産業基盤整備を目指します。広域交通網の整備にあわせ、さがみ縦貫道路や新幹線新駅、神奈川東部方面線など県内の高速移動ネットワークの整備を進めます。</p> <p>【目標】 ○2010年度までにさがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南を開通。 ○八都県市首脳会議において羽田空港と成田空港を結ぶ超高速鉄道整備を提案。 ○綾瀬インターチェンジの2010年度の事業着手。</p> <p>【具体的方策】 ①超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」で首都圏の一体化を提案 ②首都圏各都市を結ぶ自動車専用道路整備の促進 ③県内の高速移動ネットワークの整備 ④綾瀬インターチェンジの事業着手</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」、35「環境共生モデル都市圏の形成」、37「交流・連携による県西地域の活性化」、38「安全で活力ある県土づくり」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔超高速鉄道の提案〕(取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」)</p> <p>・超高速鉄道の提案(目標、方策①)…戦略プロジェクト33の構成事業1の取組内容「羽田空港と成田空港の一体性を高める超高速鉄道整備構想の提案」 ・さがみ縦貫道路(目標、方策②③)、(仮称)綾瀬インターチェンジ(目標、方策④)、国道246号バイパス(方策③)…戦略プロジェクト35の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・第二東海自動車道(方策②)、津久井広域道路など主要幹線道路網の整備(方策③)…戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・三浦縦貫道路(方策③)…戦略プロジェクト34の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・東海道新幹線新駅(方策③)…戦略プロジェクト35の構成事業1 ・神奈川東部方面線(方策③)…戦略プロジェクト38の構成事業1の取組内容 ・西湘バイパス延伸(方策③)…戦略プロジェクト37の構成事業5、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南の開通にむけて取り組んでいる。 ○超高速鉄道整備の提案→方策① ○綾瀬インターチェンジ事業着手→方策④</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・知事がVOICEに「羽田・成田リニア新線構想」を投稿(H19.9) ・第2回(H19.11)及び第3回(H20.4)首都圏連合フォーラムで知事がリニア構想について、その必要性を訴えた。 ・首都圏の空港機能の強化充実、首都圏の主要都市と羽田・成田の両空港のアクセスの抜本的改善、リニア新線構想の3点について、企業アンケート、e-かなネットアンケートを実施(H19) ・国土交通大臣に対し、超高速鉄道の整備に向けた検討を進めるよう要望(20.5.29) ・八都県市首脳会議での共同研究実施への合意を図るため、基礎資料として「羽田・成田超高速鉄道構想検討調査」実施(H20年) ②・さがみ縦貫道路については、国及び中日本高速道路(株)が用地取得、架橋工事やトンネル工事等を進めた。 ・第二東海自動車道は、海老名南JCT～伊勢原北ICで、中日本高速道路(株)から用地取得事務を受託(20.3末用地取得率約8割) ③・国道246号バイパスについては、全長29kmの内、事業化されている厚木市内3.6kmと、伊勢原市内4.8kmの両区間で、国において用地取得が進められた。 ・津久井広域道路については、県道510号(長竹川尻)及び(都)相原城山線などで、用地取得や工事等の事業を進め、(都)相原城山線は約1.1kmの区間について、平成20年5月に供用開始。 ・西湘バイパス延伸については、国に対して早期事業化要望を行うとともに、事業分担などについて国との調整を開始した。 ・三浦縦貫道路については、Ⅱ期区間の全体約4.4kmのうち、先行整備区間約1.9kmについて、用地取得及び道路設計を実施。 ・東海道新幹線新駅については、知事によるJR東海社長等への要望活動を実施(H19)したほか、新駅設置促進期成同盟会による要望活動(H19、H20)を実施。また、誘致体制の整備として、大学や企業等との連携事業を実施。 ・神奈川東部方面線については、国及び横浜市と協調して、整備主体(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)に対し、補助を実施。測量・調査・設計、既設線内改良工事の説明会実施。 ④・環境アセスメント手続きに着手(H19.10)。実施計画書について、環境影響評価審査会の答申に基づく知事意見書(H20.3)。予測・評価をするための環境実態調査完了(H20.11)。</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・全体の平均は2.75点である。超高速鉄道整備の提案が行われたことは評価できるが、道路関係の進捗は1/2に達していない部分が多いため、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 3点(2010年度までの開通に向けて、前年度(評点: 2)以上に工事が進捗していると判断した) " ②: 4点(超高速鉄道整備の提案がなされた) " ③: 2点(2010年度の事業着手に向けた準備作業にとどまっている。) =目標平均: 2.75点</p> <p>方策①: 4点(目標②に同じ) " ②: 2点(前年度と比較し、評価を上げるほどの進捗がない) " ③: 2点(整備に向けての進捗状況が1/2に達しているとは判断できない) " ④: 2点(目標③に同じ) =方策平均: 2.5点</p> <p>*平均点=2.75点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・道路関係の推進については、来年度以降の着実な進捗に期待したい。 ・県単独で実施できない事業が含まれているため、評価が困難な部分がある。</p>

政策別評価表(3-4)

政策19 (中小企業の支援強化と活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果						
<p>【政策】 神奈川の地域経済を支える中小企業の活性化を図るため「中小企業活性化条例(仮称)」を制定するとともに、無担保クイック融資などの融資枠拡大や技術・経営支援センターの設置など技術・経営・金融面での総合的な中小企業支援をさらに強化します。また、商店街をいきいきと活性化させる事業の展開やコミュニティビジネスの支援など地域と生活を支えるサービス産業支援をさらに充実します。</p> <p>【目標】 ○無担保クイック融資を含む制度融資実績の年間 20,000 件・2,600 億円を堅持、拡大。 ○中小企業技術・経営支援のワンストップ相談窓口を2カ所設置。</p> <p>【具体的方策】 ①「中小企業活性化条例(仮称)」の制定(再掲) ②中小企業無担保クイック融資などの拡大 ③中小企業技術・経営の一体的支援 ④「いきいき商店街づくり」提案モデル事業の展開 ⑤コミュニティビジネス支援の充実</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、戦略プロジェクト5「地域に根ざした産業の振興」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔技術・経営の相談窓口の設置〕 (Ⅲ-1「県民サービスの向上」)</p> <p>・<u>無担保クイック融資(目標、方策②)</u>…戦略プロジェクト1の構成事業3「経営革新の促進」の取組内容「無担保クイック保証融資を含む制度融資実績の堅持、拡大」(年間 20,000 件・2,600 億円を)</p> <p>・<u>中小企業技術・経営の一体的支援(目標、方策③)</u>…戦略プロジェクト1の構成事業4「経営と技術の総合支援」の説明「経営・技術相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置」、基本方針の「Ⅲ-1(1)施設や窓口等における県民サービスの充実・向上」の取組項目「中小企業の経営・技術支援のワンストップ窓口の設置(2カ所設置(横須賀三浦地域・県西地域))」、戦略プロジェクト1の構成事業4の取組内容「ホールディングカンパニー方式などによる連携強化」</p> <p>・<u>「いきいき商店街づくり」提案モデル事業(方策④)</u>…戦略プロジェクト5の構成事業1「まちの活力づくりへの支援」の取組内容「まちの活力再生・生き生き商店街づくり活動支援」</p> <p>・<u>コミュニティビジネス支援(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト5の取組む事業の記述「コミュニティビジネスへの支援」</p> <p>・<u>中小企業活性化条例(仮称)(方策①)</u>→条例5</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○制度融資実績の堅持、拡大→方策② ○平成20年度に、技術・経営の相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→条例5 ②・中小企業制度融資の実績</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20,062 件</td> <td>284,790,854 千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度(1月末)</td> <td>13,785 件</td> <td>204,032,193 千円</td> </tr> </table> <p>・19年12月から「原油・原材料等高騰対策融資」を実施し、原油価格の高騰等の影響を受けて業況が悪化している中小企業を金融面から支援。3,326件93,297,358千円(21年1月末)</p> <p>③・県内中小企業を経営面から支援する(財)神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置し「中小企業のための総合支援」基本戦略を策定(20.4.1)。経営・技術の出前相談 278企業(H20.1末)</p> <p>④・商店街空き店舗流動化事業については、20年度に流動化を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調査、空き店舗解消マニュアルを作成</p> <p>・提案モデル事業については、「新時代の商店街等総合対策検討委員会」で事業化に向け検討。21年度提案モデル事業として、「商店街まちづくり推進モデル事業」の事業化</p> <p>・「まちの拠点づくり支援」として商店街が行う空き店舗対策や新規開業のチャレンジショップなどを支援するもので、2006年29件、2007年25件、2008年33件の実績</p> <p>⑤・経営支援事業として、既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等を実施(H19:17事業者支援)</p> <p>・創業実現モデル事業として、モデル性のある創業者への開業資金を一部助成(H19:5事業者支援)、</p> <p>・NPO法人融資を認定2事業者(H19)</p> <p>・創業支援ネットワーク事業として、コミュニティビジネス支援機関(市町村・商工会議所等)の職員向けの勉強会実施(H20)</p> <p>・県内市町村とコミュニティビジネス支援機関との情報交換会の開催(H20)</p> <p>・経営支援事業として、20年度15事業者支援(H21.2.19現在)</p> <p>・県内各地のコミュニティビジネス事業者を県広報で紹介。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・商店街団体等が、先導的・モデル的な取組みに対して、ハード・ソフトの両面から集中的かつ継続的(3年間)に支援し、まちのにぎわい再生の成功事例づくりを行う。</p>	平成19年度	20,062 件	284,790,854 千円	平成20年度(1月末)	13,785 件	204,032,193 千円	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・全体の平均は4.25点である。全体として順調に進捗しているが、方策の平均値が4.0点であることから、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 4点(融資件数、金額が目標の3/4以上に達している) // ②: 5点(相談窓口が2箇所設置された) =目標平均: 4.5点</p> <p>方策①: 4点(2008年度に条例制定) // ②: 4点(目標①に同じ) // ③: 5点(相談窓口を2008年度に設置) // ④: 3点(空き店舗解消マニュアルの作成などを評価) // ⑤: 4点(多彩な事業の実施により、経営支援事業など、前年度(評点:3)を上回る実績を評価) =方策平均: 4.0点</p> <p>*平均点=4.25点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・相談窓口が2008年に目標の2カ所設置されるなど順調に進捗している。後半の2年間で、各方策が十分進捗するよう期待したい。 ・方策の各事業については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。</p>
平成19年度	20,062 件	284,790,854 千円							
平成20年度(1月末)	13,785 件	204,032,193 千円							

政策別評価表(3-5)

政策20 (かながわツーリズムの新展開)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の観光資源を活かし、国内外から神奈川を訪れる人を増加させるため、知事のトップセールスや広域的な連携によるプロジェクトなどを展開するとともに、「邸園文化圏再生構想」の推進やグリーンツーリズム、テクノロジーリズムなどの新たな観光資源づくりなどにより「かながわツーリズム」を推進します。</p> <p>【目標】 ○県内入込み観光客数 年間1億7千万人。</p> <p>【具体的方策】 ① トップセールスによる外国人観光客誘致プロモーションの展開 ② 山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開 ③ 「東京ベイツーリズム構想」の展開 ④ 歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造 ⑤ 観光人材の確保・育成</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト4「かながわツーリズムの推進」、36「相模湾沿岸地域の魅力の保全と創造」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔山静神の三県共同外国人観光客誘致戦略、東京ベイツーリズム構想〕 (取組施策11：県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化)</p> <p>・<u>県内への年間入込観光客数(目標)</u>…戦略プロジェクト4の目標(2010年170,000千人)。 ・<u>外国人観光客の誘致プロモーションの展開(方策①)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3「広域連携による観光魅力の創出と国内外からの観光客の誘致の促進」の取組内容「友好県省道交流会議連携するなど観光プロモーションの充実強化」 ・<u>山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開(方策②)</u>、<u>「東京ベイツーリズム構想」の展開(方策③)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3の取組内容「八都府県市における東京ベイツーリズムの取組みや三県による観光PRの取組みなど、広域連携による国内外からの観光客誘致に向けた取組みの推進」 ・<u>歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造(方策④)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業1「地域の特色を生かした観光魅力づくり」、戦略プロジェクト36の構成事業4「近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくり」の取組内容「邸園文化圏再生構想の推進」 ・<u>観光人材の確保・育成(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業4「観光客を温かく迎える環境づくり」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○入込観光客数 19年1億6,999万人、18年1億6,509万人(平成17年から3年連続して過去最高) ・市町村、各観光協会、民間事業者等と連携し、秋及び冬に集中観光キャンペーンを実施。</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ① ・中国・上海で知事のトップセールスを実施し、観光客誘致への協力依頼と神奈川の観光スポットのPRを実施(H19.7)。 ・国や近隣都県等と連携し、国際観光展の出展や海外メディア・旅行エージェント等の招聘事業を実施。 ② ・「第2回山梨・静岡・神奈川三県サミット」において、富士箱根伊豆地域への外客誘致に向け、三県の知事が観光トップセールスを行うことで合意し、20年4月に三県知事が中国・上海市を訪問し、観光トップセールスを行った。 ・三県の富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会において外国人観光客の誘致促進に向けた事業を実施。(日韓交流おまつり2008 in Seoulへの出展など) ③ ・東京ベイツーリズムは「21世紀の船出プロジェクト」として、「東京湾における旅客船運航実験」や「首都圏広域周遊の促進」など5つのプロジェクトを推進。 ・20年度は、旅客船の実験航路の事業化や旅行商品の造成による首都圏の広域周遊の仕組みづくりの促進。 ④ ・地域密着型旅行商品の開発の促進のため、地域(観光資源)と旅行業者の出会いの場として、「かながわ観光セリ市場」等の実施。(H20 横浜、名古屋、東京)、京浜臨海部における産業観光巡回バス運行実験。 ・19年度かながわ名産100選旅行商品化12件、20年度地域密着型旅行商品開発16件 ・邸園文化圏再生構想については、「地域交流館」の実験的運営を実施(大磯、葉山)、「パートナーシップ 邸園」の試行(旧吉田茂邸、旧大隈重信邸、旧陸奥宗光邸)「湘南邸園文化祭2007、2008」開催、「邸園文化圏再生構想フォーラム」「邸園文化交流園大磯」の実施、「邸園(歴史的建造物)保全活用推進員養成講座」の試行(H20)。 ⑤ ・NPO等と連携し、地域ホスピタリティ向上のためのセミナーなどの取組みを実施。 ・ボランティアガイド等の団体が実施する研修会を支援。 ・県立高校3校で、観光関連科目を学校設定科目として設置。 ・観光関連のインターンシップに、19年度25校121名。</p> <p>(3) 今後の予定その他 21年度中に観光振興条例(仮称)の制定、策定をめざす。</p>	<p>(1) 評点 : 4点 / 5点満点 【理由】 ・全体の平均点は4.0点である。前半2年目としては、着実に進捗していると判断できる。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点と理由 目標① : 4点(最新のデータのうち3か月分は知事の2期目以前であること、目標値にわずかだが到達していない) = 目標平均 : 4点 方策① : 4点(トップセールスは実施されているが、その効果については今後判断される部分がある) // ② : 4点(達成度は高いが、その効果については今後判断される部分がある) // ③ : 4点(予定通り推進されているが、その効果については今後判断される部分がある) // ④ : 4点(予定通り推進されているが、その効果については今後判断される部分がある) // ⑤ : 4点(高校における観光関連科目の設置が行われたが、その効果については今後判断される部分がある) = 方策平均 : 4点 * 平均点 = 4.0点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。 ・近隣府県とのさらなる協力が求められる。</p>

政策別評価表(3-6)

政策21 (地産地消とブランド化で農水産業振興)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の農業と水産業を振興し「地産地消」を推進するため、大型直売センターの新設や農業の担い手育成などを行うとともに、栽培漁業の推進などによる水産資源の確保を進めます。また、県内農水産物の「かながわブランド」の普及を推進します。</p> <p>【目標】 ○大型直売センターを新規10カ所設置。</p> <p>【具体的方策】 ①大型直売センターの設置による「地産地消」の推進 ②学校給食での県内農水産物の利用促進 ③新たな農業の担い手育成事業の推進 ④栽培漁業の推進などによる水産資源の確保 ⑤かながわブランドの普及</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」、22「食育の総合的な推進」)</p> <p>・大型直売センターの設置(目標、方策①)…戦略プロジェクト6の構成事業2「大型直売センターの計画的な整備などによる地産地消の推進」の取組内容「大型直売センターの整備支援」</p> <p>・学校給食での県内農水産物の利用促進(方策②)…戦略プロジェクト22の構成事業2「家庭、保育所、地域等における食育の推進」の取組内容「学校給食への地場産物の使用促進」</p> <p>・新たな農業の担い手育成事業の推進(方策③)…戦略プロジェクト6の構成事業1「多様な担い手による都市農業の推進」</p> <p>・栽培漁業の推進などによる水産資源の確保(方策④)…戦略プロジェクト6の構成事業6「県民と漁業者がともに取り組む豊かな海づくりの推進」の取組内容「稚魚放流による栽培漁業の推進」</p> <p>・かながわブランドの普及(方策⑤)…戦略プロジェクト6の構成事業2の説明「かながわブランドなどの県内産農産物のPRの強化」、取組内容「アンテナショップの開設」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○大型直売センターの設置→方策①</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・19年度川崎地区、県西地区2カ所で大型直売センターを整備。 ・19年度県内大型直売センター利用客数177万人(目標160万人) ②・「かながわ産品学校給食デー」を実施(H20 対象校数の9割超135校で実施予定)したほか、食材調達ヘルプデスクの設置、かながわ産食材の学習用副教材の作成。 ③・かながわ農業アカデミーに就農支援部門を設置し、就農支援ワンストップサービスを20年度から県民を対象に本格実施。(19年度試行:44人(241回):20年度12月末現在、208人(603件)の相談に対応) ・農業サポーターは、19年度19人、20年度13人を認定。 ④・栽培漁業協会が行うマダイ稚魚、ヒラメ稚魚などの放流を支援。 種苗放流実績 H19:7種257万尾、H20:7種240万尾(見込) ・ホンガレイ種苗生産技術開発、放流効果調査の実施及びトラフグを対象とした栽培漁業の可能性の検討に着手。 ・ヒラメ種苗及びびざエ種苗の生産と配布の実施。 ・漁業者やNPO等との協働によりアマモ場を造成。 アマモ場造成実績 H19:9箇所2,213㎡、H20:8箇所900㎡ ⑤・県内産農林水産物を積極的に取扱う販売店、飲食店等にかながわブランドサポート店として登録いただき、普及PRの支援を行う(H21.3.25 現在255店舗) ・かながわ産品・地産地消アンテナショップサイト「かなさんの畑」の開設(21年3月) ・県産品スポット販売支援事業の実施(20年度31回の助成)</p> <p>(3)今後の予定その他 ・農地や求人情報等の収集・提供に努め、新規就農者の確保を推進するとともに、農業サポーターについては、継続実施。参入市町の拡大及び市町村研修からの参入を促進。 ・企業・NPO等の多様な担い手による農地の有効活用についても取り組む(農地利用等法人参入支援)。</p>	<p>(1)評点 : 2点 / 5点満点 【理由】 ・全体の平均点は1.9である。方策の平均点が前年度比で高いことから小数点以下を切り上げた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 1点(新規10カ所の設置目標に対し、実績は2カ所にとどまっている) =目標平均: 1点</p> <p>方策①: 1点(目標①に同じ) " ②: 2点(最終目標である460校に対し、実績は135校で約29%の達成率) " ③: 4点(ワンストップサービスの本格実施が行われた) " ④: 3点(数値目標達成の度合いは高いが、効果については今後判断される部分が残っている) " ⑤: 4点(ブランドサポート店の目標は達成。効果については今後判断される部分が残っている) =方策平均: 2.8点</p> <p>*平均点=1.9点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・大型直売センターの設置が2008年度はゼロであった。このため、後半の2年間で8カ所設置しなければならない。3年目の巻き返しに期待したい。 ・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。</p>

政策別評価表(3-7)

政策22 (産業人材育成と就職支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 高等職業技術校の再編や専修学校などの連携により、若者や女性や中高年代など働く意欲のある県民が、職業能力を高める学びの場を確保します。国や民間と協力して「かながわ若者就業支援センター」などの連携によって適材適所の就職支援を充実します。中小企業の人材確保のために、雇用戦略指導やアドバイザー派遣などを実施します。ニート対策などに取り組むNPOを支援します。</p> <p>【目標】 ○若年失業率(15～24歳)を7.3%(2005年)から7%未満に改善。</p> <p>【具体的方策】 ①総合職業技術校の整備 ②職業人材育成ネットワークの強化 ③仕事探しの総合支援体制の構築 ④中小企業の人材確保支援 ⑤ニート・フリーター対策による若者職業自立支援の推進</p> <p>【期限】 ○2007年度に計画策定し同時に事業に着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、18「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」)</p> <p>・若年失業率(目標)…戦略プロジェクト7の目標 ・総合職業技術校の整備(方策①)…戦略プロジェクト7の構成事業4「総合型職業技術校の整備及び民間機関との連携強化による産業人材育成の推進」の取組内容「東部総合職業技術校の整備」、「西部方面職業技術校(仮称)の整備」 ・職業人材育成ネットワークの強化(方策②)…戦略プロジェクト7の構成事業4の取組内容「『かながわ人材育成支援センター』でのキャリアコンサルティングの実施」 ・仕事探しの総合支援体制の構築(方策③)…戦略プロジェクト7に構成事業1「フリーター等の就業支援」 ・中小企業の人材確保支援(方策④)…実施計画(政策分野別)の小柱「中小企業の経営革新への支援」「就業支援と労働環境の整備」「産業・雇用の環境変化に対応した人材育成」 ・ニート・フリーター対策による若者職業自立支援(方策⑤)…戦略プロジェクト7の構成事業1「フリーター等の就業支援」、戦略プロジェクト18の構成事業3「ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年への支援」の取組内容「居場所づくりや自立支援に取り組むNPOなどへの支援」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○若年者(15～24歳)完全失業率2007年平均6.7%、2006年平均6.6% 2008年平均6.2%</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・東部総合職業技術校開校の愛称を公募し「かなテクカレッジ」に決定。平成20年4月に開校。 ・西部方面職業技術校(仮称)整備工事の基本設計(秦野市桜町)完成(H20.3)。予定地の秦野市との調整を継続して実施 ②・「かながわ人材育成支援センター」を藤沢合同庁舎内に移転し、併せてハード・ソフトの機能を充実。 ・開発した職業能力開発プログラム等(「女性の再就職支援プログラム」「社員研修コーディネートプログラムの教材」「心の悩みを抱えた方のキャリア形成支援プログラム」など(H19・20) ・かながわ人材育成支援センターの職業能力開発の相談利用実績 個人からの相談 H19:3,120件、H20:2,761件(1月末) 中小企業等からの相談 H19:1,690件、H20:1,429件(1月末) ③・「かながわ若者就職支援センター」においてキャリアカウンセリング等 19年度利用者数延べ11,871人(うちカウンセリング10,008人)就職695人、職業訓練等進学84人、パート等88人、20年度(H20.12月末現在)延べ利用者数9,791人(うちカウンセリング8,089人)就職467人、職業訓練等進学85人、パート等56人 ・「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において中高年齢者の多様な就業ニーズに対応、19年度延べ利用者数9,579人、20年度延べ利用者数10,621人。(H20.12月末現在) ④・安心して働ける労働環境を整備するため、職場におけるメンタルヘルス対策、労働時間の短縮に向けた啓発、仕事と家庭の両立支援の取組みなどを実施。 ・職業技術校各校において、中小企業へのインターンシップを実施。(19年度329人(前年度比70人増)、20年度実施中) ⑤・NPOと協働し、就労体験等の実践活動をモデル的に実施し、「自立支援プログラム」取りまとめ(19年度)。20年度は実践活動をNPOと協働で実施したほか「自立支援事例集」作成。 ・「かながわ若者就職支援センター」を中心にキャリアカウンセリング、就業体験研修の実施などの就業支援を実施。 ・県内企業の若年者雇用に関する意向調査を行い、19年度に「かながわ若手人材活用セミナー」開催。20年度は若年者と企業の出会いの機会の創出、年長フリーター等を対象とした支援セミナー、中小企業等を対象とした企業交流会、採用活動支援セミナーを実施。</p>	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・全体の平均点は4点である。目標の評点が前年度の1から5になったため、評点が上がっている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①:5点(若年失業率7%未満の目標に対し6.2%と達成) =目標平均:5点</p> <p>方策①:3点(東部校は2008年開校、西部校は設計等の段階) " ②:4点(支援センターの実績は上がっているが、効果については今後判断される部分が残っている) " ③:4点(総合支援体制の構築について、実績は認められるが、効果については今後判断される部分が残っている) " ④:2点(人材確保支援についての取組みはなされているが、効果が明確でない) " ⑤:2点(若者職業自立支援についての取組みはなされているが、効果が明確でない) =方策平均:3点</p> <p>*平均点=4点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・施設の再編、整備について、予定通りの進捗に期待したい。 ・諸方策については、アウトカムを把握するよう努めていただきたい。</p>

分野別評価表 (PART 4・環境)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：2点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例」が議会で提案されたことは一歩前進といえる。 ・平成 18 年の暫定数値だが、CO2 排出量は減少しており、クールネッサンス事業の実施により、さらに成果が上がることを期待したい。 ・ただし、「かながわ環境家計簿 (エコポ)」はほとんど普及していない。 ・政策 24 の電気自動車はまだ市販に至っていないが、研究開発の支援や急速充電スタンドの整備については進捗があった。 ・政策 25 の環境共生の都市づくりは、みどりのスペースが着実に増加していることから、1ポイントのアップとした。 ・政策 27 の丹沢大山の再生と花粉症対策については、継続事業も含めて事業は進捗しているものの、PR 不足から参加者が激減した事業もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な経済不況の影響を受けて、県の経済も厳しい状況にあるが、景気悪化を言い訳にせず CO2 削減施策の実施に努めてもらいたい。 ・環境分野の政策・施策には結果が出るまでに時間がかかるものが多いので、県民の関心を高めるためのキャンペーンやPRに力をいれてほしい。
政策 2 3 (神奈川発・地球温暖化対策)	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の提案は一歩前進。 ・CO2 排出量は 2006 年の暫定値が出たため、評価を見直した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ環境家計簿 エコポ」の登録者数を増やす工夫を。 ・横浜銀行の特別融資は評価される。 ・景気悪化を理由にモラトリアムにしないように CO2 削減施策の実施に努めてもらいたい。 		
政策 2 4 (究極のエコカー電気自動車の開発普及)	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車はまだ市販に至っていないが、導入に向けた方策はとられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EV 車導入に向けた松沢知事の積極的な行動は評価できる。 		
政策 2 5 (環境共生の都市づくり)	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのスペースは着実に増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に関する統計データは 18 年度のものしかないが、不法投棄対策のように県独自の取り組みについては効果を測定する努力をお願いしたい。 		
政策 2 6 (なぎさと川の保全・再生)	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食対策はまだ検討段階。 ・旧吉田邸は 3 月 22 日に焼失 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧吉田邸焼失アクシデントで邸園文化構想が遅れないように。 		
政策 2 7 (丹沢大山の再生と花粉症対策)	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業も含めて、事業は進捗している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長の森事業はもっとPRを。 ・森林再生への県民の理解と協力と得るには学校教育との連携も重要。 ・県産木材の利用促進に向けた効果的な補助等が必要ではないか。 		
平均点	2.4点	—	—		

政策別評価表(4-1)

政策23 (神奈川県・地球温暖化対策)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「待ったなし」の状況にある地球温暖化対策を地域から推進するために、県として「神奈川県温暖化対策推進条例(仮称)」を制定します。また、条例に基づき、県民・NPO、企業、行政が連携して、二酸化炭素の排出削減、省エネルギー対策、新エネルギーの活用、産業廃棄物対策、マイアジェンダ登録等に取り組むことにより、県内の二酸化炭素排出量を削減します。</p> <p>【目標】 ○「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」を制定。(再掲) ○2010年までに県内の二酸化炭素排出量を6,578万トン(1990年時点の排出量)まで削減。 ○マイアジェンダ登録数を10万人に倍増。</p> <p>【具体的方策】 ①「神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)」の制定(再掲) ②事業者の二酸化炭素排出量削減に対する支援 ③クリーンエネルギー自動車の普及促進 ④家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>二酸化炭素排出量削減(目標)</u>…戦略プロジェクトの目標 ・<u>マイアジェンダ登録数(目標)</u>…構成事業2「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」に取組内容「個人のマイアジェンダ登録者の拡大」(2010年度累計100,000件) ・<u>事業者の二酸化炭素排出量削減に対する支援(方策②)</u>…構成事業1「事業活動のグリーン化」 ・<u>クリーンエネルギー自動車の普及促進(方策③)</u>…構成事業3「クリーンな自動車社会の実現」の取組内容「電気自動車(EV)等低公害車の導入促進」 ・<u>家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン(方策④)</u>…構成事業2「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」の取組内容「インターネット環境家計簿の整備・利用者の拡大」 ・<u>「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」の制定(目標・方策①)</u>→条例2 	<p>(1)目標の達成状況 ○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を県議会2月定例会(H21.2)に提案した。(継続審査)→条例2 ○県内の二酸化炭素排出量 2005年 7,334万トン 2006年(暫定値)7,157万トン</p> <p>○マイアジェンダ登録数 個人登録数 19年度 52,474人(年間登録者数 4,655人) 20年度(2月末) 65,823人(年間登録者数 13,349人)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→条例2 ②・インベスト神奈川の助成制度で環境マネジメントシステムの認証取得で助成率を優遇する措置を設けた(H19.8)。 ・中小企業向け環境マネジメントシステム説明会を開催(H19年度の参加者は約20名、平成20年度は約40名)。中小企業を対象に無料省エネ診断事業を実施(H20.10~) ・クールネッサンス宣言「エコファイナンスプロジェクト」において、金融機関との連携等により、支援策を検討・実施。具体的には、中小企業制度融資「クールネッサンス特別融資」の創設。横浜銀行が本県との連携策として「クールネッサンス特別融資」の中で、自主的な金利優遇措置を実施(H20.8~)</p> <p>③・天然ガス自動車、ハイブリット自動車、新長期規制適合車のトラック等への導入補助を実施。(H19:110台、H20:93台)</p> <p>④・ホームページ「かながわの環境」の中に、インターネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設(H20.1)。登録者数328人(H21.2末) ・20年度は「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトである「“NO”白熱球プロジェクト」の一環として、環境月間(6月)や温暖化防止月間(12月)などに、「街頭キャンペーン」を実施し、家庭で出来る身近な温暖化対策として、「白熱球から電球形蛍光灯への交換」を呼びかけた。(H20.6.5~8、H20.6.14~15、H20.11.1~2、H20.12.21 ※H20.6.14、H20.12.21は知事もキャンペーンに参加)</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】(加点・減点事項) ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の提案は一步前進。 ・CO2排出量は2006年の暫定値が出たため、評価を見直した。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 3点: 条例宣言の項参照 〃 ②: 2点。クールネッサンス事業を実施。CO2排出量も減少しており、このペースでいけば目標達成は可能(ただし2006年の達成度は23%)。 〃 ③: 2点(継続事業)。マイアジェンダ登録数は着実に増加しているが、目標達成は遠い(2008年度の達成度は35%)。 * 目標の平均点=2.3</p> <p>方策①: 3点 〃 ②: 2点 (EMS認証はまだ実績なし。中小企業向け説明会も参加者数は少ない。) 〃 ③: 2点 〃 ④: 2.5点 * 方策の平均点=2.4</p> <p>** 全体平均=2.3</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「かながわ環境家計簿 エコボ」の登録者数を増やす工夫を。 ・横浜銀行の特別融資は評価される。 ・景気悪化を理由にモトリアムしないようにCO2削減施策の実施に努めてもらいたい。</p>

政策別評価表（４－２）

政策２４（究極のエコカー電気自動車の開発普及）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 二酸化炭素の排出抑制等に効果がある電気自動車の普及を図るため、「神奈川県電気自動車普及構想」に基づき、企業・大学の技術開発を支援し、電気自動車の機能向上・低廉化を図るとともに、その受け皿としてのインフラを整備します。</p> <p>【目標】 ○2010年までに電気自動車の市販開始。 ○電気自動車の普及を促進し、県内（全乗用車数 300万台）において 3,000 台以上（県内乗用車の 1,000 台に 1 台）を普及（2015 年目標）。 ○電気自動車の普及にあわせ「急速充電ステーション」を県内に 150 基設置（2015 年目標）。</p> <p>【具体的施策】 ①企業による研究開発の支援 ②モデル地区事業の実施 ③EV用リチウム電池の検討 ④急速充電スタンドの設置 ⑤電気自動車の誘導策（メリットシステム）の実施</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト 2 8「地球温暖化対策の推進」）</p> <p>・電気自動車(EV)の普及推進（目標）、企業による研究開発の支援（方策①）、モデル地区事業の実施（方策②）、EV用リチウム電池の検討（方策③）、急速充電スタンドの設置（目標、方策④）、電気自動車の誘導策（方策⑤）…構成事業 3「クリーンな自動車社会の実現」の取組内容「電気自動車（EV）等低公害車の導入促進」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○電気自動車の市販開始…現時点では市販されていない。</p> <p>○電気自動車の普及を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政業務におけるEVの実証試験実施（H19.9～） ・警察業務におけるEVの実証試験実施（H20.7～） ・かながわ電気自動車(EV)フォーラム 2007 参加者数 3,903 名 ・市町村イベントリレー等（PR） 参加者数 5,395 名（H19） 参加者数 18,045 名（H20） ・かながわ電気自動車(EV)フェスタ 2008 参加者数 5,500 名 ・かながわ電気自動車(EV)フェア 2008 参加者数 2,400 名 <p>○急速充電ステーションの設置…県による設置は、19 年度 1 基、20 年度 3 基だが、民間による設置を含めると県内 15 基を設置</p> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①・中小企業新商品開発等支援事業補によるEV要素技術の開発支援 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV関連技術の表彰による奨励 1 件 ・県内中小企業等からのEV関連技術の受託研究 2 件（H19、H20） ・地域産学公結集共同研究事業の開始（H20～22 年度） ・創業期・製品化支援モデル事業による燃料電池関連技術の開発支援 1 件 <p>②④・電気自動車（EV）普及推進方策策定調査を実施（H19.7～11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ電気自動車普及推進方策」を策定（H20.3） ・「EVイニシアティブかながわ(20.4)」で、2010 年度までに県及び民間で県内 30ヶ所程度に急速充電器を設置、2014 年度までに民間事業者の協力で 100V・200V コンセントを合計 1,000 基を整備、2009 年度以降、EVをレンタカー・タクシーなどで利用するモデル事業を実施などを発表。 <p>③・「EV用リチウムイオン電池研究会フォーラム」開催（H19、H20）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器を開発する県内中小企業に、19 年度に開発費の一部を補助するとともに、その成果を生かし開発した急速充電器が、20 年度神奈川県工業技術開発大賞の地域環境技術賞を受賞 <p>⑤・「EVイニシアティブかながわ(20.4)」で、21 年度から国の補助金の半額上乗せ補助、自動車取得税・自動車税の 90%軽減、県直営有料駐車場（5ヶ所）での 50%程度の料金割引、高速道路料金の 50%程度の割引（県内区間での ETC 利用に限定）などを発表。</p> <p>(3)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ電気自動車普及推進方策」、「EVイニシアティブかながわ」に基づき、2014 年度までに県内 3,000 台の普及を目指し、各種の取組を実施。 	<p>(1)評点： 2点 / 5点満点 【理由】（加点・減点事項） ・電気自動車はまだ市販に至っていないが、導入に向けた方策はとられている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①：1点 〃②：1点 〃③：3点（2010年までに30基設置という目標を半分達成）</p> <p>*目標の平均点=1.67</p> <p>方策①：2点 〃②：2点（方策の策定） 〃③：2点 〃④：3点 〃⑤：2点</p> <p>方策の平均点=2.2</p> <p>*全体平均=1.93点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・EV車導入に向けた松沢知事の積極的な行動は評価できる。</p>

政策別評価表（４－３）

政策 25（環境共生の都市づくり）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 暮らしの豊かさを実感できる「環境共生都市づくり」を目指して、「ツインシティ」構想を推進します。「環境共生のための1%システム」を導入し、環境にやさしい工法やリサイクル資材などの利用を進めます。緑の回廊構想の推進や里山の保全・再生などにより、都市の緑の保全と創出を図ります。また、県民・企業と協働して廃棄物処理のリサイクル率の向上に取り組みます。</p> <p>【目標】 ○すべての県の公共工事で環境配慮型を推進。 ○「みどり量」を4年後までに1000ヘクタール増加（対2004年度比）。 ○里山竹林保全再生モデル地区4年間で15地区。</p> <p>【具体的方策】 ①環境共生都市の実現 ②「環境共生のための1%システム」の導入 ③都市緑化の推進や里山・竹林の保全・再生 ④廃棄物の減量化やリサイクル率の向上</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」、29「循環型社会づくり」、31「都市と里山のみどりの保全と活用」、35「環境共生モデル都市圏の形成」）</p> <p>・公共工事の環境配慮型の推進（目標、方策②）…主要施策702「環境への負荷を軽減するまちづくり」。環境共生のための1%システムの導入については、主要施策609「事業者・消費者として県の環境配慮への率先的取組み」</p> <p>・みどり量（目標）…戦略プロジェクト31の目標「市街地におけるみどりのスペース」（2004年度実績の市街地のみどりのスペースに対し973ha増加）。</p> <p>・里山・竹林の保全再生（目標、方策③）…戦略プロジェクト31の構成事業4「里地里山づくりの推進」の取組内容「里地里山の保全、再生及び活用に関する条例（仮称）の制定」、「里地里山・竹林の保全活動への支援（2010年度累計15地区）」</p> <p>・環境共生都市の実現（方策①）…戦略プロジェクト35の構成事業5「ツインシティの整備と環境共生型プロジェクトの促進」</p> <p>・都市緑化の推進（方策③）…主要施策707「都市公園などの整備」</p> <p>・廃棄物の減量化やリサイクル率の向上（方策④）…戦略プロジェクト29</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○公共工事の環境配慮型の推進→方策② ○市街地におけるみどりのスペース 2007年度47,621ha（2004年度実績46,927haに対して694ha増加） ○里山竹林保全再生モデル地区（20年度4地区）</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・平塚市大神地区で環境実態調査を完了（19～20年度）。 ・寒川町倉見地区で環境実態調査の前提となる既存文献調査実施（H19） ・第6回線引き見直しにおける保留区域設定に向け、大神・倉見両地区で地元説明会やアンケート調査等実施（19～20年度）。 ・ツインシティの平塚市側と寒川町側を結ぶ（仮称）ツインシティ橋及び寒川町側の接続道路に係る環境実態調査完了（19～20年度）。 ・「ツインシティ整備に係る企業・大学懇談会」（H19、H20）、懇談会から知事へまちづくりへの提言書を提出した（H20.11）など。 ②・「環境配慮ステップUP+1（ONE）システム」を構築。環境に配慮した新たな工法や設備等の導入に努め、環境配慮の取組みをさらに向上させる（ステップUP）と、従来の取組みに一工夫加えた象徴的な取組み（プラスワン）を促すこととした。 ・20年度は、公共工事については19年度に実施の取組み及び平成21年度実施予定の+1（ONE）の取組みを公表。既存県有施設16施設について省エネルギー調査を実施し、CO₂やエネルギーの削減量及び費用対効果等から総合的に判断して改修計画を策定（H20.7）。CO₂発生抑制等の高い省エネ改修工事について平成21年度当初予算要求。 ・県土整備部公共工事グリーン調達基準等を改定して建設リサイクル資材を率先利用するしくみを構築。率先利用資材数208認定（21.1） ③・20年度は、秦野戸川公園0.7ha、あいかわ公園3.3ha、境川遊水地公園9.5ha（見込み）など都市公園の整備を進めた。 ・緑の回廊構想については説明会開催。19～20年度にケーススタディ調査を実施、緑のネットワークに関するモデルケース案をまとめた。 ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行（H20.4.1）。20年度は県内のモデル地区である厚木市七沢地区他6地区で地域の合意形成のためのワークショップの開催や里地里山の保全等の活動に対して支援 ④・排出量等18年度 <一般廃棄物> 排出量：342万t、再生利用率：24%、最終処分量：34万t、<産業廃棄物> 排出量：1,817万、再生利用率：38%、最終処分量：146万t。不法投棄対策について、監視専用車両の配備、監視カメラの増設、夜間早朝の監視パトロールの回数増加を図るとともに、条例について周知を図った。</p>	<p>(1) 評点：3点／5点満点 【理由】（加点・減点事項） ・みどりのスペースは着実に増加。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3点 〃 ②：4点 〃 ③：2点（モデル地区指定は目標の4分の1） *目標の平均点＝3</p> <p>方策①：1点（検討段階） 〃 ②：3点 〃 ③：3点 〃 ④：3点 *方策の平均点＝2.5 *全体の平均点＝2.8点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・廃棄物に関する統計データは18年度のものしかないが、不法投棄対策のように県独自の取り組みについては効果を測定する努力をお願いしたい。</p>

政策別評価表(4-4)

政策26 (なぎさと川の保全・再生)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 なぎさと相模川・酒匂川を一体と捉え、NPOなども含めなぎさと川を保全・再生する総合的な体制を整備し、「なぎさづくり促進協議会」や山梨県とも連携し、自然環境の保全や海岸侵食対策、不法投棄防止に取り組みます。また、「なぎさと川と共生するまちづくり」を展開します。</p> <p>【目標】 ○「海岸侵食対策計画」の策定。 ○旧吉田茂邸の保存・整備に2009年度に着工し、2012年度に開園。</p> <p>【具体的方策】 ①なぎさと川を保全・再生する体制の整備 ②海岸侵食への総合対策の実施 ③不法投棄ごみ対策の総合的な取組み ④「なぎさと川と共生するまちづくり」の推進</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。一部は県・市町村の負担金等で対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト29「循環型社会づくり」、36「相模湾沿岸地域の魅力の保全・発信」、38「安全で活力ある県土づくり」)</p> <p>・海岸侵食対策計画(目標、方策②) …戦略プロジェクト36の構成事業1「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり・川づくり」の取組内容「砂浜の回復と保全」(海岸侵食対策計画の策定)</p> <p>・旧吉田邸の保存・整備(目標、方策④) …戦略プロジェクト36の構成事業5「旧吉田邸の保存・整備」</p> <p>・なぎさと川を保全・再生する体制の整備(方策①) …なぎさに関わる市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト36の構成事業7「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」、市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト36の構成事業7「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」</p> <p>・不法投棄ごみ対策の総合的な取組み(方策③) …戦略プロジェクト29の構成事業4「不法投棄の防止対策の推進」</p> <p>・なぎさと川と共生するまちづくり(方策④) …戦略プロジェクト38の構成事業4「『神奈川やすらぎの道』の整備」(邸園文化圏再生構想→政策20)</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○「海岸侵食対策計画」の策定→方策② ○旧吉田茂邸の保存・整備→方策④</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・行政の総合的な体制の整備について、さがみ湾文化ネットワーク構想の取組みの進捗とあわせ、同構想の点検作業を通じて行うこととし、20年度はそのあり方について検討を行った。 ・市民団体のネットワークづくりについて、相模湾沿岸で環境学習活動を行っている団体を中心に「相模湾海辺の環境学習フォーラム」や「相模湾アカデミー」を実施(H19・20)。20年度は県と市民団体が構成する相模湾アカデミー連絡会を設置(20.7)。 ②・侵食対策計画策定のために、海岸への大規模な養浜及び河川内の置き砂を行い、侵食メカニズムの究明に必要なモニタリング、調査を行った。 ・相模ダムの堆積土砂を有効利用するための基本的事項についての県土整備部と企業庁の間で協定に基づき、相模ダムの堆積土砂を利用した茅ヶ崎海岸へ大規模な養浜を行った。(H19・20) ・なぎさづくり促進協議会を開催し沿岸横断的な連携を図る。国へ予算措置、技術支援の要望等。なぎさシンポジウム(3回)を開催し、侵食対策への取組みについて県民へ啓発活動を行った。 ③・海岸などでのポイ捨て禁止の条項を含んだ「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の施行(H19.4)に伴い、夏場の海岸でキャンペーン事業を行った。 ・条例制定に伴い、海岸美化を幅広く県民に呼びかけるキャンペーン事業として企業やNPO、市町村を構成員とする実行委員会を設置し、ビーチクリーンかながわを開催(H19.20)。 ・20年度は、海岸に加え新たに相模川における不法投棄一掃キャンペーンを行った。キャンペーンの実施に当たっては、企業やNPO等を構成員とする「リバーアクションかながわ2008実行委員会」を設置して取り組んだ。 ④・さがみグリーンライン(自転車道)は、海老名市河原口から寒川町一之宮までの延長約10km区間について重点的に整備。 ・酒匂川サイクリングコース整備事業(小田原市事業)に対し、財政支援を実施。 ・旧吉田茂邸の保全・活用に向け都市公園化への測量、整備計画策定、建物調査等を実施。都市計画決定に向け手続き開始 ・邸園文化圏再生構想→政策20</p> <p>(3) 今後の予定その他 ・平成22年度(2010年度)を目途に「海岸侵食対策計画」を策定。</p>	<p>(1) 評点 : 2点 / 5点満点 【理由】(加点・減点事項) ・海岸侵食対策はまだ検討段階。 ・旧吉田邸は3月22日に焼失。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 1.5点(侵食対策計画はまだ策定されていないが、茅ヶ崎海岸への養浜を実施) 〃 ②: 1点(旧吉田邸の焼失でふりだしに) *目標の平均点=1.3 方策①: 2点(体制整備とはいえない) 〃 ②: 1.5点(総合対策とはいえない) 〃 ③: 2.5点(キャンペーンの効果は不明) 〃 ④: 2点 方策の平均点=2 *平均点=1.7点 (3) 今後の課題その他 ・旧吉田邸焼失アクシデントで邸園文化構想が遅れないように。</p>

政策別評価表（４－５）

政策 27（丹沢大山の再生と花粉症対策）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県土の4割を占める森林の豊かな恵みを子や孫に手渡すため、森林の再生に向けて水源環境の保全・再生や丹沢大山の自然再生などの取組みと一体となって、「未来につなぐ森づくり～かながわ森林再生50年構想～」を推進します。また、花粉の出ない森づくりを推進します。</p> <p>【目標】 ○人工林面積を50年間で半減し自然の広葉樹林に転換。 ○水源の森林の確保面積を6000ヘクタール増加。 ○丹沢の奥山をシカの採食から守るため植生保護柵を100ヘクタール設置。 ○里山竹林保全再生モデル地区を15地区設定。</p> <p>【具体的方策】 ①水源の森林づくり事業の推進 ②丹沢大山の自然再生 ③天然更新による混交林づくりと広葉樹の植樹 ④花粉の出ない森づくり ⑤森林再生への県民参加促進と「成長の森」の育成 ⑥県産木材の有効活用促進による林業振興</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」、30「丹沢大山の自然再生の推進」、32「水源環境の総合的な保全・再生」）</p> <p>・混交林づくりと広葉樹の植樹（目標、方策③） …戦略プロジェクト32の「めざすがた」の記載「自然力の利用や広葉樹の植栽による混交林づくり」</p> <p>・水源の森林づくり事業の推進（目標、方策①） …戦略プロジェクト32の目標「水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積」（2010年度14,100ha）</p> <p>・植生保護柵（目標）…戦略プロジェクト30の構成事業1「ブナ林の再生と希少動植物の保全」の取組内容「植生保護柵の設置」「土壌保全対策の実施」、構成事業2「人工林と溪流生態系の再生」の取組内容「溪畔林の整備」</p> <p>・ダム湖の環境基準達成（方策①）…主要施策621「水源環境保全・再生を支える取組みの推進」、主要施策622「水源地域の水環境の保全」</p> <p>・丹沢大山の自然再生（方策②）…戦略プロジェクト30、構成事業4「自然公園の適正利用の推進」の取組内容「パークレンジャー制度の導入」</p> <p>・花粉の出ない森づくり（方策④）…戦略プロジェクト32の構成事業1「森林の保全・再生」の説明「花粉の少ない森づくりを進める」</p> <p>・森林再生への県民参加促進（方策⑤）…戦略プロジェクト32の構成事業1の説明「県民と協働した神奈川らしい森林づくり」、主要施策620「県民との協働による水源の森林づくり」</p> <p>・県産木材の有効活用促進（方策⑥）…戦略プロジェクト6の構成事業4「県産木材の有効活用の促進」、構成事業5「森林づくりを支える民間組織の育成・強化」</p> <p>・里山竹林保全再生モデル地区（目標） →政策25</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○混交林づくりと広葉樹の植樹→方策③ ○水源林の確保 H20：1,398ha（見込み）H19：1,382ha ○植生保護柵の設置 H20：25ha（見込み）H19：10.8ha ○里山竹林保全再生モデル地区→政策25</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・水源分取林、水源協定林及び買取りによる整備対象森林の確保を行うとともに、確保した森林の整備、管理を行った。また、協力協約の締結及び整備への補助を行った。 ・相模湖・津久井湖は、水の汚濁状況を示す一般指標となるBOD、については、環境基準を達成している。 ・エアレーション装置の運転によりアオコの異常発生を抑制。 ・津久井湖沼本地区に植物浄化施設が（37,800㎡）が完成。</p> <p>②・「かながわパークレンジャー」を3名で発足（H19.9）し、20年度は巡視・補修作業88回、全登山道を踏破し施設の補修、イベント等実施参加47回（1月末時点）</p> <p>③・水源協定林について、スギ、ヒノキの人工林の間伐等を行い、混交林へ誘導（施策実施H19：609ha・H20：538ha見込み）</p> <p>④・県内生産の苗はすべて花粉の少ないスギで対応、20年春には、東京都の花粉対策事業に2万5千本供給。 ・全国に先駆けて花粉の少ないヒノキを選抜し、20年春に初めて千本供給、21年春出荷予定苗では、生産の約8割が花粉の少ないヒノキを供給できる見込み。また、国内で初めて無花粉スギの実生苗生産と実用化に成功した。</p> <p>⑤・森林再生への県民の理解と協力を得るため、育樹の集い、水源林の集いや街頭キャンペーン、成長の森事業の実施、定着型ボランティアの募集。成長の森事業参加 H19:2,205名、H20：287名、定着型ボランティア参加H19：7団体、H20：4団体（見込み）</p> <p>⑥・県産木材の生産から加工、消費に至る一体的な取組の推進により、県民の県産木材に対する理解が醸成されるとともに、県の成果目標である木材生産量（H20:14,000 m³）の着実な実行が図られる見込み。県産木材の産地認証管理（H19:9,586 m³、H20見込:12,200 m³）、木造公共施設及び学校等における内装木質化等（H19:5箇所、H20:8箇所）、県産木材住宅の普及PR（H19:35棟、H20:45棟）、「森林循環フェア」開催（H19、H20）、県産木材を使用した庁舎木質化（H19:本庁舎1階廊下/腰壁）など。</p>	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】（加点・減点事項） ・継続事業も含めて、事業は進捗している。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3点 // ②：3点（進捗度は46%） // ③：2.5点（進捗度は36%） // ④：2点</p> <p>*目標の平均点＝2.6</p> <p>方策①：3点 // ②：3点 // ③：3点 // ④：3点 // ⑤：2点（参加者激減の為） // ⑥：3点</p> <p>*方策の平均点＝2.8点</p> <p>**全体の平均＝2.7</p> <p>(3)今後の課題その他 ・成長の森事業はもっとPRを。 ・森林再生への県民の理解と協力と得るには、学校教育との連携も重要ではないか。 ・森づくりはすすんでいるように見えるが、今後県産木材の利用促進に向けた効果的な補助などがないと、利用普及は進まないのではないか。</p>

分野別評価表 (PART5・先進のマネジメント)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：3点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの政策の全てで昨年度より着実な進展が見られ、評点が上がった。 ・「部局政策宣言」について、その達成状況を自己評価し報告・公表していることは大きく評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計改革はほとんど進展がみられなかった。複式簿記・発生主義の導入には相応の財源が必要である。財源が確保されなければ導入の具体的なスケジュールを策定することもできない。県として積極的に取り組んで欲しい。 ・政策29のe-かなネットアンケートや政策32のインターネットサイトの両者に共通するのは、魅力的なサイトの充実・維持の必要性である。Webを利用した情報提供には今以上の工夫が望まれる。
政策28 (新たな行財政改革でスマートな県庁)	4点	・職員数・人件費削減、第三セクター削減、県税事務所の事務の外部委託は計画どおり着実に実行されている。	・今後さらに多くの分野で民間委託が検討・導入されることが望まれる。		
政策29 (県民と協働する県政)	3点	・県民公募委員配置の徹底は、現行の懇話会等の委員任期が終了するまで新たな公募委員を設置できないため評価が低くなった。	・財務会計改革に財源確保を含め積極的に取り組む必要がある。 ・e-かなネットアンケート回答数は1回当たり平均300前後と低調である。IT活用を通じた県民とのコミュニケーション充実に向け、PRの拡充等さらなる取組みが必要だろう。		
政策30 (政策主導の組織マネジメント)	4点	・すべての部局長が「部局政策宣言」(部局長マニフェスト)を策定するとともに、その達成状況を自己評価し報告・公表していることは大きく評価できる。	・「部局政策宣言」や戦略プロジェクト以外の多くの事務事業や現場でマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが大きな課題となるだろう。		
政策31 (新時代の人材マネジメント)	3点	・「管理職登用試験」「キャリア開発センター」は検討段階である。	・現在検討中の人事制度改革において、キャリア選択制についても制度の充実・見直しを検討されることが望まれる。		
政策32 (かながわブランド戦略)	3点	・21年度から実施するプロモーション計画が策定された。 ・インターネットサイトが構築された。	・インターネットサイトは構築だけでは効果がない。閲覧者数を増大するための魅力的なコンテンツの充実・維持、アクセスを促すためのサイト周知等の工夫が必要だろう。		
平均点	3.40	—	—		

政策別評価表(5-1)

政策28 (新たな行財政改革でスマートな県庁)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 全国トップクラスの健全財政を堅持し、4年以内にプライマリーバランスの黒字化を実現します。 引き続き、県庁組織の簡素化や職員数の適正な削減など行政改革を着実に進めます。県税事務所の事務の民間委託など、仕事の進め方を全面的に見直し、必要な現場にきちんと職員を配置するとともに県民の暮らしを守る「スマートな県庁」をつくります。</p> <p>【目標】 ○全国トップクラスの財政健全度を堅持し、4年以内にプライマリーバランス黒字化。 ○職員数・人件費は、既に掲げてきた、2010年度までに「知事部局職員(病院事業庁を含む)1,500人削減」・「人件費1,500億円削減」の目標を着実に実現(対2003年度比)。 ○第三セクターを、2010年度までに18団体と半減(対2003年度比)。 ○県税事務所の事務の外部委託を実現。</p> <p>【具体的方策】 ①健全財政の堅持・充実 ②例外なき行政改革 ③県税事務所の事務などの民間委託や業務削減 ④条例サンセットシステムの導入 ⑤水道事業の広域化、経営効率化、民間活力導入への検討</p> <p>【期限】 ○プライマリーバランスの黒字化は4年以内に実現。その他は2010年度までに実現。</p> <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (I-3 多様な公的サービスの担い手の活用、I-4 第三セクター等の活力向上の一層の促進、II-4 職員の効率的な配置、II-6 財政基盤の強化と経費の節減、III-2 県民から信頼される県行政の実現) 総合計画に位置づけて実施〔水道事業の広域化等〕(主要施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全財政の堅持・充実(目標、方策①)…「II-6(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制」の目標「2010(平成22)年度末までに、プライマリーバランスの黒字化を実現します。」 ・職員数の削減等(目標、方策②)…「II-4(2) 職員数削減の継続的取組み」の目標「知事部局(病院事業庁を含む)職員数の1,500人以上削減。(※)」、「II-6(2) 人件費の抑制」の目標「人件費の抑制見込額1,500億円(※)」 ※ 2003(平成15)年度当初比、2010(平成22)年度当初までの目標 ・第三セクターの削減(目標)…「I-4(1) 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進」の目標「県主導第三セクターを16法人に見直し【2011(平成23)年度当初】」 ・県税事務所の事務の外部委託(目標、方策③)…「I-3(1) 民間活力の積極的な活用」の取組項目「県税事務所の民間委託化」 ・事業の棚卸しや積極的な民間委託(方策③)…「III-2(3) 事務事業評価の充実」の取組項目「事業総点検を踏まえた事務事業評価の実施」、I-3(1) 民間活力の積極的な活用」の取組項目「民間活力導入指針の見直し」 ・水道事業の広域化等(方策⑤)…「神奈川力構想・実施計画」の主要施策718「安全で良質な水の安定供給の推進」の記載「水道事業者間の連携による利用者サービスの向上と水道事業の効率化に向けた取組みを進めます。」 ・条例サンセットシステムの導入(方策④)→条例12 	<p>(1) 目標の達成状況 ○健全財政の堅持・充実→方策① ○職員数の削減等→方策② ○平成21年度当初の県主導第三セクターは20法人 ○県税事務所の事務の外部委託→方策③</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・19年度は、県債発行額上限目標1,400億円から200億円以上回る1,178億円まで抑制。20年度は、当初予算編成時に比べ、県税収入が316億円減少し、減収補てん債(特例債)の追加発行を余儀なくされる中、県債発行額を1,317億円にとどめ可能な限りプライマリーバランス赤字幅の縮小。(18年度640億円の赤字、19年度:292億円の赤字、20年度:最終予算:175億円の赤字)</p> <p>②・21年度定数 15,513(部局10,470、他任命5,043) 15年度定数 17,569(部局11,970、他任命5,599) 知事部局削減数▲1,500 ・15年当初比21年度当初までの削減額 ▲1,725億円</p> <p>③・18年度に実施した「県の仕事の総点検」の結果を踏まえ、外部点検及び事務事業評価を実施。20年度は、18~20年度の取組みを踏まえ、21年度からの新たな事務事業評価制度の実施に向けた検討実施。 ・「民間活力導入指針」を全面的に見直し、民間活力の活用を可能な限り推進するための「神奈川県民間活力活用指針」を策定(H19.10)。 ・20年4月から自動車税管理事務所における自動車二税に係る電算入力等事務について、8月から自動車税コールセンターについて民間委託。また、県営住宅の滞納家賃の徴収業務を民間委託</p> <p>④→条例12</p> <p>⑤・「今後の水道事業のあり方を考える懇話会」(H18.1 設置)を開催し答申(H19.11.14)を受けた。 ・20年3月広域的な経営調整機関として5事業者間で「神奈川県内水道事業検討委員会」の設置合意。 ・20年8月に5水道事業者の代表と4名の民間委員で構成される検討委員会を設置し検討開始</p> <p>(3) 今後の予定その他 ・21年4月から自動車税管理事務所の支所業務の民間委託化を川崎支所において実施。川崎支所における実施状況を検証・精査し、22年2月から横浜支所、相模支所及び湘南支所において実施予定。</p>	<p>(1) 評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・職員数・人件費削減、第三セクター削減、県税事務所事務の外部委託は計画どおり着実に実行されている。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(十理由) 目標①: 4点(18年度赤字幅を基準に73%縮小) // ②: 5点 // ③: 4点(2003年度35団体から15削減、達成率88%) // ④: 3点 =目標平均: 4点</p> <p>方策①: 4点(目標①) // ②: 5点(目標②) // ③: 3点(目標④) // ④: 5点(条例12) // ⑤: 3点 =方策平均: 4点 *平均点=4</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・今後さらに多くの分野で民間委託が検討・導入されることが望まれる。</p>

政策別評価表（5-2）

政策29（県民と協働する県政）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「対話からの政策づくり」をすべての県政の現場で徹底します。財務情報や政策情報などを県民に分かりやすく情報提供します。「県民パートナーシップ条例（仮称）」の制定や県民からの政策提案チャレンジ制度の創設により、「県民と協働する県政」をつくります。</p> <p>【目標】 ○すべての懇話会等に「県民公募委員」を配置。 ○県民からの提案事業を4年間で40本実現。</p> <p>【具体的方策】 ① 財務会計改革（複式簿記・発生主義の導入）と財務情報などの「分かる化」の徹底 ② メディアやITの活用を通じて県民とのコミュニケーションを充実 ③ 対話型政策づくりを現場で徹底（懇話会への県民公募委員の配置の徹底と知事等の現地現場主義の徹底） ④ 県民からの「政策提案チャレンジ制度」の創設（後掲） ⑤ 「県民パートナーシップ条例（仮称）」の制定（再掲）</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施（Ⅲ-2 県民から信頼される県行政の実現） 総合計画に位置づけて実施〔県民の政策参加〕（主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県民公募委員の配置（目標、方策③）</u> …「Ⅲ-2 (2) 県民からの意見の反映」の取組項目「懇話会等への県民公募委員の登用の推進」 ・ 「分かる化」の徹底（方策①） …「Ⅲ-2 (1) 県民に開かれた行政」の取組項目「企業会計的手法を導入したわかりやすい財務情報の提供」 ・ <u>県民とのコミュニケーションの充実（方策②）</u> …Ⅲ-2 (1)の取組項目「県民と県が情報共有できるITシステムの構築の推進」、「神奈川力構想・実施計画」の主要施策「539 広報活動の充実」及び「540 県政への県民参加の充実」 ・ <u>県民からの提案事業（目標、方策④）</u> →政策36 <u>県民パートナーシップ条例（仮称）（方策⑤）</u> →条例8 	<p>(1) 目標の達成状況 ○ 県民公募委員の配置→方策③ ○ 県民からの提案事業→政策36</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ① 普通会計、全会計、連結の各バランスシート及び行政コスト計算書を作成・公表：19年度（20年3月28日公表）、20年度（20年12月22日公表） ② テレビ・ラジオ番組について、より幅広い視聴者に対してアピールできるよう総合番組化により、番組リニューアルし、情報提供を実施。（19年度～） ・ e-かなネットアンケートの利用促進のため、キャンペーン活動を実施（19年度・20年度） （回答数、回答数平均：19年度：11,455,294 20年度：14,136,301）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民と県とがより安全にインターネットで情報のやり取りを行うフォームメールシステムの稼働（19年度） ・ 携帯電話向けホームページ「かなぼけっと」の提供情報の充実（20年度） ・ 総合的県政情報を発信するメールマガジン発行（20年度） <p>③ 懇話会等については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」等を改正（H19）し、原則として委員の一部を公募。ただし、委員数の増加を招かないように改選等の時期に合わせて順次行っていく扱いとした。 ・ 懇話会等総数68会議のうち県民公募委員20会議（29.4%）（21.1.1現在） ・ ウィークリー知事現場訪問及びマンズリー知事学校訪問を実施するとともに、19年度から現場訪問・学校訪問の候補地（現場・学校）について県民推薦実施。 ・ ウィークリー知事現場訪問 20年度78か所（20.3.26） ・ マンズリー知事学校訪問 20年度10か所（20.3.26）</p> <p>④→政策36 ⑤→条例8</p>	<p>(1) 評点：3点／5点満点 【理由】 ・ 県民公募委員配置の徹底は、現行の懇話会等の委員任期が終了するまで新たな公募委員を設置できないため評価が低くなった。よって全体として3点とした。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：2点（21年1月の懇話会等数68のうち公募委員を配置している数20、達成率29.4%） 〃 ②：2点（政策36目標①） = 目標平均：2点</p> <p>方策①：0点（複式簿記・発生主義導入の具体的な準備を行っていない。21年度に総務省方式改訂モデルの財務諸表を公表予定） 〃 ②：3点 〃 ③：2.5点（公募委員配置徹底2点、知事等現地現場主義徹底3点） 〃 ④：5点（政策36方策①） 〃 ⑤：2点（条例8） = 方策平均：2.5点 * 平均点 = 2.25</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・ 複式簿記・発生主義の導入には相応の財源が必要だが、現段階で財源は確保されていない。そのため導入の具体的なスケジュールを策定できない。県として制度改革に積極的に取り組む姿勢が感じられないのは大きな問題である。</p> <p>・ e-かなネットアンケートの回答数は1回当たり平均300前後と低調である。IT活用を通じた県民とのコミュニケーション充実に向け、PRの拡充等さらなる取組みが必要だろう。</p>

政策別評価表（5-3）

政策30（政策主導の組織マネジメント）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 知事直轄の政策推進組織や「政策補佐官」などの設置により、知事のリーダーシップを強化します。また、政策主導による組織運営を行い、現場からの政策提案も充実します。「部局長マニフェスト」の導入や組織のフラット化、政策のマネジメント・サイクルの確立により、全国をリードする「先進力のある県庁」をつくりまします。</p> <p>【目標】 ○すべて部局長が「部局長マニフェスト」を提出。 ○政策評価によるマネジメント・サイクルを確立。</p> <p>【具体的方策】 ①知事直轄組織と政策補佐官などの設置 ②政策主導の組織運営 ③「部局長マニフェスト」の導入と組織のフラット化 ④政策評価によるマネジメント・サイクルの確立</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施（Ⅱ-1組織の重点化と効率化、Ⅱ-2迅速に対応できる執行体制の整備、Ⅱ-3業務プロセスの改革、Ⅱ-6財政基盤の強化と経費の節減） 総合計画に位置づけて実施〔マネジメント・サイクル〕</p> <p>・部局長マニフェスト（目標、方策③）…「Ⅱ-3(1)政策マネジメント・サイクルの確立」の取組項目「部局政策宣言制度の導入・推進」 ・マネジメント・サイクルの確立（目標、方策④）…Ⅱ-3(1)の取組項目「政策評価によるマネジメント・サイクルの確立」、「神奈川力構想・実施計画」の第4章「計画の進行管理」 ・知事直轄組織等（方策①）…「Ⅱ-1(1)本庁組織の再編」の説明文「政策立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整備」、「Ⅱ-2(1)新たな行政課題に迅速に対応できる組織運営」の取組項目「政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備」 ・政策主導の組織運営（方策②）…企画部門と財政部門の統合は、Ⅱ-1(1)の説明文「政策立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整備」、Ⅱ-2(1)の取組項目「政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備」、政策枠は「Ⅱ-6(1)財源の効果的・効率的な活用」の取組項目「新規課題に柔軟に対応するための仕組みの導入」、現場からの政策提案等は「Ⅱ-5(2)職員の意欲と能力を生かすしくみの充実」の取組項目「職員提案事業の充実」など</p> <p>・組織のフラット化（方策③）…「Ⅱ-2(2)簡素で効率的な執行体制の整備」の説明文「執行体制の簡素化・フラット化を進め、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化を図ります。」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○部局長マニフェスト→方策③ ○マネジメント・サイクルの確立→方策④</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・知事の指示や職員からの報告等がより迅速・緊密に行われるよう知事室を部の外に置き、知事に直結する組織とするとともに、知事のリーダーシップや政策立案機能を組織的に強化するため、政策補佐官等のスタッフ機能を充実した。(H20.4)。 ・20年6月から特別職の秘書の職の指定等に関する条例に基づき、知事特別秘書を任命 ②・政策と予算の連携を強化するため、総務部と企画部を再編し、政策部を設置(H20.4)。各部局が政策的な諸課題について共有して議論を行う場として「政策企画会議」を設置(H20.5)。 ・知事の指示により政策議論が必要となった課題について、予算調整と並行して庁内論議を行い、方向性が整理された取組みを知事「政策枠」として予算化。(20年度当初予算：4事業183,800千円(試行)、21年度10事業1,661,059千円 ・所属長等の庁内公募、一般職員を対象に特定のポストの募集を行う一般公募、専門人材育成分野の募集を行う業務公募、ポストチャレンジ制度による公募、庁内FA（フリーエージェント）制度を実施。(H19、H20) ③・19年度から知事部局長が「部局政策宣言（部局長マニフェスト）」の知事との合意・決定・公表。あわせて任命権者が知事以外の機関（企業庁、病院事業庁、教育委員会、県警本部）も公表。達成状況（自己評価）の報告を公開で実施、20年度から対象を各地域県政総合センター所長へ拡大。 ・18年度当初から本庁の担当課長や課長代理のスタッフ職ポスト、出先機関の部長や副部長等の中間的な管理職ポストの見直しを進めており、削減数(知事部局)18年度45名、19年度79名、20年度49人計173名。 ④・「政策のマネジメント・サイクル」に沿って、「神奈川力構想・実施計画」の戦略プロジェクトの目標達成状況などを総合的に評価した「神奈川力構想・白書」を作成し、政策の見直し等が必要な課題については、方向性を整理し、21年度予算に反映することにより、評価結果を翌年度の政策運営に反映した。また、白書の評価や戦略プロジェクトの19・20年度の実施状況、計画策定後の政策環境の変化などを踏まえ、21・22年度の実施計画の内容の点検を行い、現行の実施計画と今後取り組む施策の整合性が図れない場合に、戦略プロジェクトの構成事業や取組みなどについて見直しの内容を示し、「神奈川力構想・実施計画」に反映した。</p>	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・すべての部局長が「部局政策宣言」(部局長マニフェスト)を策定するとともに、その達成状況を自己評価し報告・公表していることは大きく評価できる。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5点 " ②：3点 =目標平均：4点</p> <p>方策①：5点 " ②：3点 " ③：5点 " ④：3点 =方策平均：4点 *平均点=4</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「部局政策宣言」(部局長マニフェスト)の策定、戦略プロジェクトにより目標管理型のマネジメント・サイクルは確立したといえる。しかしながら、部局政策宣言やマニフェスト、戦略プロジェクト以外の多くの事務事業や現場でマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが大きな課題となるだろう。また、マネジメント・サイクルについて要綱化するなど明確な制度策定を検討する必要があるだろう。</p>

政策別評価表（5-4）

政策31（新時代の人材マネジメント）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「県民とともに働く職員」を目指し、マネジメント能力の高い幹部職員の養成や職員のキャリア開発を進め、職員の専門性と「協働力」を高めるとともに、「県職員等不正行為防止条例（仮称）」により、信頼性の確保に努めます。また、民間人公募ポストの増設などにより多様な民間人登用を拡大します。</p> <p>【目標】 ○マネジメント能力を身につけた幹部職員を養成するため「管理職登用試験」を導入。 ○課長級以上で10人の民間人登用を実現。 ○2007年度中に「県職員等不正行為防止条例（仮称）」を制定。（再掲）</p> <p>【具体的方策】 ①「マネジメント能力の高い幹部職員の養成（「管理職登用試験」の導入） ②職員のキャリア開発推進と専門性を持った職員づくり（キャリア開発センターの開設とキャリア選択制の導入） ③中途採用の拡充など民間人登用を拡大 ④職員の協働力の向上と信頼性の確保（一部再掲）</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅱ-2迅速に対応できる執行体制の整備、Ⅱ-5職員の意欲や能力を生かす環境づくり）</p> <p>・<u>管理職登用試験の導入（目標、方策①）</u>…「Ⅱ-5(2)職員の意欲と能力を生かす仕組みの充実」の取組項目に、「マネジメント能力を持った職員を管理職に登用するための選考の仕組みの導入」を位置づけ。</p> <p>・<u>民間人登用（目標、方策③）</u>については、「Ⅱ-2(3)民間人材の活用」の説明文「経験者採用の充実や民間人ポストの増設などによる多様な人材活用」、目標「課長級以上に、民間人登用10人【2011(平成23)年度当初】」</p> <p>・<u>職員のキャリア開発推進と専門性を持った職員づくり（方策②）</u>…「Ⅱ-5(1)職員の専門性等を高める能力開発の推進」の取組項目「職員のキャリア開発を推進する取組み」</p> <p>・<u>職員の協働力の向上（方策④）</u>…県として支援に向けた取組みを進める。</p> <p>・<u>県職員等不正行為防止条例（仮称）（目標、方策④）</u> →条例9</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○管理職登用試験の導入→方策① ○民間人登用→方策③ ○県職員等不正行為防止条例（仮称）の制定→条例9</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・部下が上司を評価するマネジメント・サポート・システム導入（H19）。 ・管理職登用試験について、有識者による検討委員会を設置し、人材の選抜や育成方法を検討、報告（H19）。 ・22年度からの管理職試験導入に向け、人事制度改革の推進母体として、公募職員を中心とした「人事制度改革プロジェクトチーム」を設置（H20.10）し、知事と職員との意見交換会や職員フォーラムを開催するなど職員参加の取組みを行うとともに、新たな制度導入に向け検討。 ②・22年度に「キャリア開発支援センター（仮称）」設置、「複線型人事制度」導入に向け、「人事制度改革プロジェクトチーム」などにおいて新たな制度導入に向けた検討を実施。 ・大学院などへの修学支援事業（20年度実施）。 ・キャリア選択制の導入については、庁内公募制度等を活用し、高い意欲と実行力に基づく人事配置を行うとともに、若手職員の長期意向把握の際にも提示し、自らのキャリア選択を考えさせる機会を提供。 ③・H21.2現在7名の民間人登用の幹部職員が在籍し、民間で培った高度な知識・経験や人的ネットワークを十分に活かし県政の主要課題に取り組んでいる。 ・産業技術センター所長（H14.7～当初は産業技術総合研究所副所長） ・商業観光流通課観光室長（H16.9～、当初は観光振興担当課長） ・病院事業庁長（H17.4～） ・中央消費生活センター担当課長（H18.4～） ・産業技術短期大学校長（H18.4～） ・東部総合職業技術校長（H19.11～再掲） ・かながわ農産品販売戦略担当課長（H20.4～再掲） ・20年度、新たに5名の課長級以上で民間人登用を実施。 ・産業技術短期大学校長（H21.4～、予定） ・商業観光流通課観光室長（H21.4～、予定） ・産業技術センター副所長（H21.4～、予定） ・温泉地学研究所長（H21.4～、予定） ・報道担当課長兼広報担当課長（H21.4～、予定） ④・神奈川県職員ボランティアとして、ビーチクリーンアップ、日本大通地区クリーンアップ、緑の再生・森林ボランティアを実施（H19・20）</p>	<p>(1) 評点 : 3点 / 5点満点 【理由】 ・「管理職登用試験」「キャリア開発センター」は検討段階である。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：1点（検討段階） 〃②：4点（新規登用数：19年度2名、20年度5名、達成率70%） 〃③：5点（条例9） ＝目標平均：3.33点</p> <p>方策①：1点（目標①） 〃②：2点（キャリア開発センター開設検討1点、キャリア選択制3点） 〃③：4点 〃④：3点 ＝方策平均：2.5点 *平均点＝2.92</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・課長級以上の民間人登用には具体的な数値目標が示されているが、職員全般についてはそれが無い。優秀な人材の確保と職場全体の活性化のために中途採用の拡大等を積極的に推進すべきであろう。 ・現在検討中の人事制度改革において、キャリア選択制についても制度の充実・見直しを検討されることを望む。 ・具体的方策④職員のボランティア活動の支援は、毎年同程度の取り組み内容・実績では協働力が向上したとはいえない。さらなる拡充を望みたい。</p>

政策別評価表（5-5）

政策32（かながわブランド戦略）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の多彩な地域資源を「かながわブランド」として総合的に発信することにより、神奈川のブランド・イメージを高め、住む人が誇りをもてる地域となり、世界からも選ばれる地域となることを目指して「かながわブランディング戦略」を展開します。</p> <p>【目標】 ○「かながわブランディング戦略」の策定。 ○かながわブランド・プロモーションの展開。</p> <p>【具体的方策】 ①「かながわブランディング戦略」の策定 ②かながわブランド・データベースの構築 ③かながわブランド・プロモーションの展開</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組み替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（主要施策）</p> <p>・主要施策122「かながわブランド戦略の推進」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○ブランディング戦略の策定→方策① ○ブランド・プロモーションの展開→方策③</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・19年度は、有識者を招いた勉強会を開催するとともに、庁内検討会議準備会議において取組みの方向性等について検討を進め、20年3月に、取組みの基本方針を示す「『かながわブランディング』の取組みについて」（かながわブランディング戦略（基本戦略編））を策定。 ・20年度は、「庁内推進会議」及び専門家による「プロモーション検討チーム」を設置し検討を進め、H21年度以降に展開するプロモーション活動の効果的な実施に向けた「プロモーション計画」を策定。 ②・神奈川の個性と魅力を情報提供するためのインターネットサイトを構築する。 ③・21年度からプロモーション活動を実施する。</p> <p>(3) 今後の予定その他 ・「プロモーション計画」に掲げた取組みについて、H21年度以降順次実施。</p>	<p>(1) 評点：3点／5点満点 【理由】 ・21年度から実施する「プロモーション計画」が策定された。 ・インターネットサイトが構築された。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5点（基本戦略編策定） // ②：1点（21年度以降展開） = 目標平均：3点 方策①：5点（目標①） // ②：3点 // ③：1点（目標②） = 方策平均：3点 * 平均点 = 3</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・インターネットサイトは構築しただけでは効果がない。閲覧者数を増大するための魅力的なコンテンツの充実・維持、アクセスを促すためのサイト周知等の工夫が必要だろう。 ・「かながわブランド戦略」は「プロモーション計画」が策定されたところであり、今後の本格稼働を期待したい。</p>

分野別評価表 (PART6・新しい自治)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点： 3点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例宣言の実現に向けた取組みの大幅な進展は特に高く評価される。そのほか、広域的な連携においての先導及び具体的な事業展開、市町村への支援、県民提案制度の継続的实施等の県民協働、自治体外交の展開など、地道な活動がなされている。 ・ ただし、この分野の政策は、多くが継続的な実施となることや、本県の活動のみでは達成できない困難性があるものも少なくなく、ともすると活動の形骸化を招くことも想起される。そうした視点からみると、市町村合併への支援、県民協働の推進、自治体外交などの取組みには、さらに改善の余地があるのではないかな。 ・ おおむね着実な進行が図られていること、県民モニター委員の意見で3分の2が「よい」以上の評価を与えていること、5つの政策すべてで前年度より1ポイントプラスとなったことを考慮し、知事任期の2分の1の段階である現時点においては、平均値といえる本評価が妥当と判断し、各政策の平均点の小数点以下分を切り上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の実現に向けた一層の広域連携が必要である。 ・ 分権改革や道州制の推進は、取組みの成果が反映されにくい分野ではあるが、実効性のある政策推進とその適切な評価により、一步ずつ前進することが肝要である。 ・ 広域行政の立場から、市町村合併の支援についての取組みも一定の評価ができるが、市町村の自主性を尊重しつつ、より実効性のある「支援」策が求められる。 ・ 県民との真の協働社会を実現するためには、協働政策や自治体外交を名実ともに県民主体で進めることが不可欠である。県においては、協働政策の啓発を積極的に行うとともに、県民が活動しやすいよう環境整備するなど、支援策の充実が求められる。
政策33 分権改革と道州制の推進	2点	条例宣言中に掲げられた条例の制定が着実に進んだが、その他国の実施いかんが目標達成状況を左右するものが多く、いまだ実現段階に至っていないため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制推進首長連盟の結成が求められる。 ・ 条例宣言に掲げられた条例のうち、未制定の条例について、さらに取組みを進められたい。 		
政策34 首都圏連合と山静神三県連合の展開	3点	目標、具体的方策とも、継続的に取り組む内容が主で、中間点として、妥当な状況であると考えられるため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両連合の一層の連携強化と成果が期待される。 ・ 富士山火山防災対策に関する協定の早期締結が望まれる。 		
政策35 市町村合併と政令市移行支援	3点	規模、能力の高い市町村が多い本県での市町村合併は困難であるなか、継続的取組みがなされ、相模原市の政令市移行に向けた調整も進んだため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真に合併が望ましい地域に対して、県が具体的な働きかけや議論を展開していくことが必要ではないかな。 ・ 相模原市の政令市移行期間および移行後においても、県民連携して、諸問題に対応されたい。 		
政策36 協働型社会かながわの創造	3点	マニフェストの内容に沿って着実に進行していると思われ、県民提案事業の実施やサポートセンターの再整備構想の策定など、次年度以降の進展が見込まれる部分も少なくないため	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ条例の早期制定が望まれる。 ・ 協働事業を推進するためには、県民への周知を図ることが不可欠である。とりわけ県民政策提案制度が形骸化しないよう、県民へのPRが求められる。 		
政策37 自治体外交の展開	2点	各方面で自治体外交を展開していることは評価でき、外国籍県民への支援策の検討に着手したことも着実な前進と言えるため。ただし、展開された自治体外交は全般的に行政主導の面が否めない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が積極的にかかわることのできる自治体外交、外国籍県民の支援策に取り組む必要がある。 		
平均点	2.60	—	—		

政策別評価表(6-1)

政策33 (分権改革と道州制の推進)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 新しい地方分権改革推進法に基づく「第2次分権改革」が成功するよう、国からの税財源の移譲や法令による義務づけの廃止等について、具体的な提案と要求を行います。また、道州制特区推進法の制定をふまえて、新しい広域自治制度として、現行の都道府県制度から道州制への移行をめざして県としての取組みを着実に進めます。</p> <p>【目標】 ○第2次分権改革において、国税：地方税の割合が5：5になるような税源移譲。 ○国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)。 ○条例制定権を活用した神奈川県らしい政策の実現。 ○道州制実現に向けて、「道州制推進首長連盟(仮称)」を結成し、政治的な提案・要求の活動を展開。 ○道州制実現のための法律(例：道州制推進特別措置法)を制定するよう国に対して提案。</p> <p>【具体的方策】 ①分権改革(特に財源移譲)の推進に向けた要求・提案 ②条例制定権を活用した政策条例の制定 ③道州制実現に関する提言 ④「道州制推進首長連盟(仮称)」の結成 ⑤「モデル道州制事業」の実施</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施(取組施策6「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」、取組施策7「国の政策立案等に関する県の参画の推進」、取組施策8「税財源の移譲実現に向けた取組み」、取組施策10「自治基本条例等の制定に向けた取組み」、取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」、取組施策12「真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み」)</p> <p>・分権改革の推進に向けた要求・提案(方策①)…取組施策6の記載「他の自治体と連携して、地方への権限や事務・事業の移譲、国の関与の見直しなどを国に対して働きかける」、取組施策7の記載「国に対して様々な政策提言等を行っていく」</p> <p>・税源移譲及び国庫負担補助金改革(目標、方策①)…取組施策8の記載「国から地方へのさらなる税財源の移譲に向け、地方六団体…とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対して強く働きかけを行う」</p> <p>・条例制定権の活用(目標、方策②)…取組施策10の記載「条例制定権を活用し、広域自治体としての課題等の解決に取り組みます」(個別の条例については、条例の項目で別途整理)。</p> <p>・道州制実現のための法律の提案(目標、方策③)、モデル道州制事業(方策⑤)…取組施策11の記載「八都府市首脳会議…など、近隣自治体との協調・連携を強化します」、取組施策12の記載「全国的な道州制の議論や広域連携の実績等を踏まえ、…他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して強く働きかけていきます」</p> <p>・道州制推進首長連盟(目標、方策④)…知事の取組みとして整理</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○税源移譲→方策① ○国庫負担補助金改革→方策① ○条例制定権の活用→方策② ○道州制推進首長連盟(仮称)の結成：現時点では結成されていない。 ○道州制実現のための法律の提案→方策③</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・真の地方分権改革を実現するため、神奈川県地方分権改革推進会議や八都府市首脳会議、全国知事会、神奈川県・愛知・大阪三府県など様々な連携により、国に提言等を行ったほか、地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」を踏まえた影響調査等を実施し、20年11月本県の「勧告への緊急提言」としてとりまとめ、国に提出するなど、積極的な働きかけを行った。 ・地方分権に逆行する地方法人二税の見直しについては、県市長会、町村会とともに総務大臣等に緊急要望を実施(H19.11)。 ・全国知事会で地方消費税の充実を図るための課題及び対応策等についての検討を行い、その実現に向けての対策の実施を推進するために「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」が設置され、20年7月に開催された全国知事会において、地方消費税の充実や地方法人特別税の地方税への復元を内容とする中間報告書が提出された</p> <p>②・地方の自主性、自立性を確立する観点から、条例制定権の拡大などを国へ提言(H20.1等)。地方分権改革推進委員会第2次勧告で条例制定権の拡充が盛り込まれる。(個別の条例→条例1～11)</p> <p>③・道州制について、地方における検討や広域連携の実績を反映する仕組みの構築等の法制化等を国へ提案。(H19・20) ・道州制特区推進法の改正について国へ提案。(H20.5) ・情報提供や地方分権フォーラム(H19.5、H19.8)、出前講座等を開催し、経済団体や県民との意見交換を実施。 ・全国知事会道州制特別委員会の検討に参画。(H19.4～) ・八都府市首脳会議担当国会議で、道州制等広域行政のあり方について研究を実施中。(H20.5～) ・第54回八都府市首脳会議で道州制のあり方について首都圏連合フォーラムで議論することを提案し、合意。(H20.11)</p> <p>④→目標</p> <p>⑤・八都府市首脳会議において、花粉発生源対策の検討、青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会の設置、21世紀の船出プロジェクトの実施。道州制について、地方における検討や広域連携の実績を反映する仕組みの構築を国へ提案。(H19・20) ・道州制特区推進法の改正について国へ提案(H20.5)</p>	<p>(1)評点 : 2点/5点満点 【理由】 ・ 条例宣言中に掲げられた条例の制定が着実に進んだが、その他国の実施いかんが目標達成状況を左右するものが多く、いまだ実現段階に至っていないため、平均して評点のおりとした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①：1点 国等へ働きかけを行っているが、税源移譲は未実施である。 〃 ②：1点 国等へ働きかけを行っているが、国は検討段階にとどまる。 〃 ③：4点 条例宣言11件中、8条例制定。うち3条例施行。 〃 ④：0点 首長連盟が未結成である。 〃 ⑤：3点 継続実施 =目標平均：1.8点 方策①：3点 継続実施 〃 ②：4点 目標③ 〃 ③：3点 実施済み 〃 ④：0点 取り組んでいない。 〃 ⑤：3点 継続実施 =方策平均：2.6点 *平均点=2.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・ 税財源移譲や道州制の推進に向けては、全国及び近隣の自治体と連携して継続的に活動し、機運を高めていくことが必要ではないか。そのためにも、道州制推進首長連盟の結成が求められる。 ・ 条例宣言に掲げられた条例のうち、未制定のものについてさらに取組みを進めるとともに、制定済み条例の施行に向けた準備、施行済み条例の的確な運用を確保するよう努められたい。</p>

政策別評価表(6-2)

政策34 (首都圏連合と山静神三県連合の展開)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「首都圏連合」を具体化するために、八都府市首脳会議を核として超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」構想などの共同プロジェクトを推進します。また、山梨・静岡両県との山静神知事会議を核として観光、防災等の連携を強化し、広域課題の解決に取り組みます。</p> <p>【目標】 ○首都圏における共通政策・共同プロジェクトを3つ以上実施。 ○「首都圏連合フォーラム」を毎年度開催し、提言をとりまとめ、各都府市の政策に反映させるとともに、国の改革を先導。 ○「山静神三県連合(仮称)」において、観光戦略の策定、防災協定の締結などの広域連携を強化。</p> <p>【具体的方策】 ①首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施 ②「山静神三県連合(仮称)」における共同プロジェクト・連携の推進</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実施</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施</p> <p>・首都圏連合フォーラムの開催(目標)、首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施(目標、方策①)、「山静神三県連合(仮称)」における連携の推進(目標・方策②)…取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」(個別の政策課題については、総合計画の取組みに位置づけ。</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施→方策① ○首都圏連合フォーラムの開催 ・第2回首都圏連合フォーラムを開催(H19.11)し、宣言を採択。北海道・洞爺湖サミットに向けた環境問題への取組、首都圏における広域連携をより一層推進することの重要性を確認。 ・第3回首都圏連合フォーラムを開催(H20.4)し、環境行動宣言を採択。地球温暖化に立ち向かうため、各々の先進事例を学び、共有し、連携して具体的な行動を起こすことを確認。 ○「山静神三県連合(仮称)」における連携の推進→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」の提案→政策18 ・花粉発生源対策の推進について、本県からの提案(H19.5)に基づき、首都圏連合協議会に「花粉発生源対策推進検討会」を設置し、共同の取組を検討。「八都府市花粉発生源対策10カ年計画」を策定し(H20.4)、進行管理を行うため「八都府市花粉発生源対策推進連絡会」を設置(H20.5)。 ・東京ベイツーリズムについては、「21世紀の船出プロジェクト」として、「東京湾における旅客船運航実験」や「首都圏広域周遊の促進」などのプロジェクトを推進(H19・H20) ・県・横浜・川崎三首長懇談会においてアマモ場造成活動について、連携して取り組んでいくことを確認(H19.10)。全国からアマモ場などの再生・保全活動に取り組んでいる団体が集まり、全国アマモサミット2008を横浜市で開催(H20.12)。 ②・観光について、三県知事が中国・上海市を訪問し、観光トップセールスを実施(H20.4)、第3回山静神サミットにおいて、「三県と上海市との相互交流並びに協力促進に関する覚書(20.4)」に基づき、三県の連携方策に取り組むことで合意(20.10)。 ・防災について、三県で富士山火山防災対策に関する協定の締結に向けた検討・調整(20.10～)。 ・交通について、「山梨・静岡・神奈川三県広域問題協議会道路検討会」や「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」と意見交換。 ・上記を始めとする県域を越えた課題の解決に向けた取組みを一層推進するために、三県共同で国が進める首都圏及び中部圏の広域地方計画への位置付けに向けた提案(「富士箱根伊豆交流圏プロジェクト」)を行った。富士箱根伊豆地域の将来像及びその実現に向けた連携施策を盛り込んだ「富士箱根伊豆交流圏構想(仮称)」の策定に取り組むことで合意した(20.10)。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・目標、具体的方策とも、継続的に取り組む内容が主で、中間点として、妥当な状況であると考えられる。なお、首都圏連合や山静神連合の連携に本県が貢献していることは評価に値する。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 3点 継続実施 〃 ②: 3点 継続実施、 〃 ③: 3点 継続実施 =目標平均: 3点 方策①: 3点 継続実施 〃 ②: 3点 継続実施 =方策平均: 3点 *平均点=3点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・両連合において一層の連携強化と成果を上げることが望まれる。 ・これらの取組みを拡大していくことで、国の改革への取組みを促し、更なる地方分権の進展、道州制の実現につながるが期待される。 ・広域防災の観点から、富士山火山防災対策に関する協定の締結を早期に実現するとともに、包括的な防災協定の締結の検討も必要ではないか。</p>

政策別評価表(6-3)

政策35 (市町村合併と政令市移行支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 市町村の機能を強化し、東西バランスのとれた地域主権型の県土づくりを進めるため、自主的な市町村合併の推進について構想を策定し、積極的に支援します。また、新たに政令指定都市と中核市が円滑に誕生できるように、権限移譲、情報提供その他の支援を行います。</p> <p>【目標】 ○「市町村の合併の推進に関する構想」を2007年度に策定し、これに基づき少なくとも2地域以上で、市町村の意向を聴きながら、合併の具体的検討を行うよう助言、支援。 ○1)相模原市の政令指定都市移行を支援 2)県西部等における新たな中核市(1市以上)の誕生を支援。</p> <p>【具体的施策】 ①相模原市の政令市移行への支援 ②県西部における自主的な市町村合併の検討の支援 ③市町村への権限移譲 ④コミュニティ自治への支援</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけ実施 (取組施策4「自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み」、取組施策5「市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減」)</p> <p>・市町村合併の検討の支援(目標、方策②)、政令市移行への支援(目標、方策①)、コミュニティ自治への支援(方策④)…取組施策4</p> <p>・市町村への権限移譲(方策③)…取組施策5</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○市町村合併の検討の支援→方策② ○政令市移行への支援→方策①、中核市の誕生を支援→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・相模原市からの要請を踏まえ、「神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議」を設置(H19.7) ・全庁的な「事務事業基礎調査」を実施(H19.8～) ・県市連絡会議で事務移譲等に関する基本的な合意(H20.9) ・知事と市長が「相模原市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する基本協定」を締結(H20.11.18) ②・「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定(H19.10.31)、同構想において県西圏域の2市8町を構想対象市町村として位置づけ。 ・市町村合併出前講座の実施22回、市町村合併フォーラムの開催6回、市町村職員・議会議員を対象とした研修会22回、県西地域合併検討会(2市8町の首長)にオブザーバー参加(H19・20) ③・「チャレンジ市町村制度」については、庁内や市町村の意見を聞きながら「リスト」(移譲の検討対象とする項目)を更新するとともに、県の事務所管課との調整を経て「メニュー」(「リスト」のうち翌年度からの移譲に向けた協議が可能な項目)を更新。 ・制度創設後、「リスト」については11項目を追加し計43項目とするとともに、「メニュー」については11項目を追加し計29項目とし、移譲対象権限を拡充。制度創設後、31市町村に13項目を移譲した。 ④・市町村合併の議論を喚起する取組みとして実施している出前講座、フォーラム、研修会で小冊子「これからのまちづくりと市町村合併」を活用して、地域自治組織の説明や相模原市の取組事例を紹介。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・市町村のニーズを踏まえ、引き続き、移譲対象権限の追加・拡充を図る。 ・20年5月の地方分権改革推進委員会第1次勧告で、基礎自治体への権限移譲について法制化の方向が示されたため、本県としての対応や包括的権限移譲の推進方策等について、検討を進める。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・規模、能力の高い市町村が多い本県においては、市町村合併は困難である。このような条件下で継続的取組みがなされていること、相模原市の政令市移行に向けた調整が順調に進んだことなどから、小数点以下分を加点した。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 3点 「構想」策定済み・フォーラム、研修会等を実施 〃 ②: 2.5点 1) 4点 相模原市と基本協定締結。県議会決議を得、国との協議の前提が整う。 2) 1点 具体的な支援は必ずしも十分とはいえない。 =目標平均: 2.75点 方策①: 4点 政令市移行へ目処 〃 ②: 2点 前年度と同様の状況 〃 ③: 3点 市町村協議に基づき着実に推進 〃 ④: 2点 合併支援と並行した取組み =方策平均: 2.75点 *平均点=2.75点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・市町村合併の機運を高めるための住民向けのフォーラム、市町村職員の研修会や、個々の市町村の要望に応じた相談対応など側面的・間接的な事業を鋭意実施していることは評価できる。これらに加えて、真に合併が望ましい地域に対しては、県が具体的な働きかけや議論を展開していくことも必要ではないか。 ・相模原市の政令市移行期間および移行後においても、県市連携して、諸問題に対応されたい。</p>

政策別評価表(6-4)

政策36 (協働型社会かながわの創造)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県民・NPOと県との協働をより一層推進して「新しい公共」の創造に取り組んでいきます。このため協働事業に加え、「県民からの政策提案チャレンジ制度」を創設します。また、「協働型社会かながわ」を実現に向けて、コミュニティカレッジの本格開設、男女共同参画社会の実現を図ります。また、協働の原則、県とNPOの協約、NPO等への支援などを定める「県民パートナーシップ条例(仮称)」を制定します。さらに、かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルを行います。</p> <p>【目標】 ○「県民からの政策提案チャレンジ制度」による政策提案40本の実現。 ○「協働型社会かながわ」を実現するための「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定。(再掲)</p> <p>【具体的方策】 ①「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設 ②コミュニティカレッジの本格開設 ③男女共同参画社会の推進とDV被害者支援 ④「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定(再掲) ⑤かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルと機能強化の検討</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○政策提案の実現のために年1億円。 ○その他は既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○施設整備に関しては民間活力なども活用</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」、24「男女共同参画社会の実現」)</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 [NPO等との協働] (I-2「企業、NPOなどとの協働と連携」)</p> <p>・<u>県民からの政策提案チャレンジ制度(目標、方策①)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業2「県民からの政策提案制度の創設」 ・<u>NPO等との協働事業提案等の充実(方策①)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業1の取組内容「『かながわボランティア活動推進基金21』事業の実施」「県提案型協働事業」、基本方針の「I-2(1)企業、NPOなどとの協働・連携の推進」の取組項目「NPO等との協働事業提案、政策協働のための仕組みの充実」 ・<u>コミュニティカレッジ(方策②)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業4「地域人材の育成」、基本方針のI-2(1)の取組項目「『かながわコミュニティカレッジ』の本格開設に向けた取組み」 ・<u>男女共同参画の推進とDV被害者支援(方策③)</u>…戦略プロジェクト24 ・<u>サポートセンターのリニューアル(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業3の取組内容「かながわ県民センターの再整備」、運営形態や女性センターなど他の機関との連携を含めた機能強化の検討については、基本方針のI-2(1)の取組項目「かながわ県民センターの再整備とかながわ県民活動サポートセンターの機能強化の検討」、主要施策519「ボランティア活動の推進と県民サービス提供の拠点の充実」の記載「かながわ県民活動サポートセンターの運営や機能強化の検討について、県民・NPOとの協働により検討を進める」 ・<u>県民パートナーシップ条例(目標、方策④)</u>→条例8</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○県民からの政策提案チャレンジ制度→方策① ○県民パートナーシップ条例(仮称)の制定→条例8</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県民から政策提案及び公募審査委員を募集し、提案者がプレゼンテーションを行う審査等を有識者審査委員、公募審査委員の参加も得て実施。事業実施予定部局と提案者による共同プレゼンテーションを実施する知事審査を報道機関に公開して実施。採択結果を公表。(H19:4件、H20:3件採択) ・県の仕事の総点検の外部点検において、県民やNPO等で構成する外部点検チームにより事務事業を点検(H19・20とも各県民代表延べ27人、NPO延べ9人)。 ・ボランティア活動推進基金21実施状況(協働事業負担金H19:13件、H20:13件、県提案型協働事業H19:9件、H20:15件) ②・一般講座の開催。(H19:14講座、H20:19講座) ・かながわコミュニティカレッジの魅力等について広く県民に周知を図るため、特別講座を実施。(H19・20) ・「(仮称)かながわコミュニティカレッジ開設基本計画」を策定。(H20.3) ・「かながわコミュニティカレッジ運営検討委員会」を開催し、21年度本格開催に向けた検討を実施。(H19年度及びH20年度とも年6回開催) ③・かながわ男女共同参画推進プラン改定(H19)・推進(H20) ・かながわDV被害者支援プランの改定(H20) ・女性の起業を支援、就業やキャリアアップ、子育て後の再就業へのチャレンジ支援 ・男女共同参画推進条例に基づく届出調査の実施、企業訪問、シンポジウム等普及啓発の推進 ・配偶者などからの暴力の根絶と被害者の自立支援として、住まい(ステップハウス)の確保 ④→条例8 ⑤・老朽化が著しいかながわ県民センターのエレベーターの緊急改修を20、21年度で実施。 ・20年度に「かながわ県民センター再整備基本構想」を策定し、今後運営の効率化や事業の充実について検討。</p> <p>(3)今後の予定その他 ・「(仮称)かながわコミュニティカレッジ開設基本計画」に基づき、H21年度本格開設。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・マニフェストの内容に沿って着実に進行していると思われる。県民提案事業の実施や、サポートセンターの再整備構想の策定など、次年度以降の進展が見込まれる部分も少なくないことなどから、小数点以下分を加点了。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①: 2点 前年度4件、本年度3年の提案採択 〃 ②: 2点 条例宣言の評点 = 目標平均: 2点 方策①: 5点 制度創設済み 〃 ②: 4点 試行最終年度としての一般講座等の拡充、本格開設に向けた検討の継続 〃 ③: 3点 着実な進行(継続) 〃 ④: 2点 条例宣言の評点 〃 ⑤: 2点 基本構想策定、一部緊急改修実施 = 方策平均: 3.2点 *平均点=2.6点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・協働型社会を創造するための基盤となるパートナーシップ条例の早期制定が望まれる。 ・協働事業を推進するためには、県民への周知を図ることが不可欠である。とりわけ県民政策提案制度が形骸化しないよう、県民へのPRが求められる。 ・協働政策は、住民に身近な市町村が中心となって行うべきであり、県が協働型社会を創造していくためには、市町村と連携することが重要である。</p>

政策別評価表（6-5）

政策37（自治体外交の展開）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 経済・観光・環境・民主政治などのテーマで、県民・企業と共に、具体的な成果を引き出す先進的な「自治体外交」を展開し、海外とのグローバルな協働を実現します。また、外国籍県民への対応など「内なる国際化」を徹底します。</p> <p>【目標】 ○自治体外交として次のようなテーマを設定し、県民や企業などとも協働し、具体的な成果を引き出す外交を展開します。 ・経済外交 ・観光外交 ・環境外交 ・民主政治外交 ○外国籍県民への支援を行うNGOに対して資金を含めたサポートを充実。</p> <p>【具体的方策】 ①県民協働型の自治体外交の展開 ②「外国籍県民」との共生支援</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト23「多文化共生の地域社会づくり」、自治体外交は主要施策に位置づけ）</p> <p>・自治体外交（目標、方策①） …主要施策507「自治体外交の展開」の記述「県民や企業などとも協働し、経済、観光、環境などの分野において、企業誘致、観光客の誘致、環境、学術会議など、具体的な成果を引き出す外交を展開」 経済外交は戦略プロジェクト3「産業集積と海外との経済交流の推進」に、観光外交は戦略プロジェクト4「かながわツーリズムの推進」に、環境外交は主要施策603「環境分野における世界の地域・人との交流の推進」に多様な交流の推進に向けた取組みを位置づけ。</p> <p>・「外国籍県民」との共生支援（目標、方策②）…戦略プロジェクト23の構成事業3「くらしやすい環境づくりの推進」の取組内容「日本語学習・就労支援などを担うNGO・NPOに対する支援の充実」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○自治体外交の展開→方策① ○外国籍県民への支援を行うNGOのサポート→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・経済外交については、インベスト神奈川に基づき、外国企業の誘致に取り組んだ結果、19年度12社、20年度7社の誘致が図られた。また、国内外の経済団体等との連携を通じて経済交流を推進し外国企業のビジネス環境の整備を図った。 ・観光外交については、19年7月に中国・上海において知事のトップセールスを実施し、観光客誘致への協力依頼、魅力ある神奈川の観光スポットをPRした。20年4月には、山梨・静岡・神奈川県知事が、富士箱根伊豆地域への観光客誘致に向けた効果的な観光プロモーションを行うため、上海においてトップセールスを行った。 ・民主政治外交については、韓国・ソウル特別市で開催された「2007国際学術大会」（H19.6.8）に知事が招聘され、基調講演を行うとともに、京畿道知事との懇談等を実施（H19.6.7～6.9）。 ・学術・政策外交については、21年1月、本県において「日韓交流国際学術大会」を開催した。 ・環境外交については、「国際環境自治体協議会（ICLEI）」や「神奈川宣言ネットワーク」を活用して国内外の先進事例等の情報収集、情報提供を実施。行政と企業等が連携して設立した「神奈川国際環境協力協議会」による国際環境協力プロジェクトの成果を「地球環境イベント・アジェンダの日」などを通じてPRを実施。インドのエネルギー資源研究所が進める、無電化村に太陽光発電により充電するソーラーランタンを贈るプロジェクトを支援した。</p> <p>②・19年度は、日本語学習・就労支援などを担うNGO・NPOに対する支援方策の検討に当たって、先行実施事例の調査を行うとともに、NPOや外国籍県民へのアンケート調査による基礎的情報の収集などを行った。 ・20年度は、日本語学習支援団体への支援事業として、先導的な取組により日本語学習支援活動のレベルアップを図るとともに、他の団体に良い影響を与えることが見込まれる事業を公募の上、選考会で選考し、1団体へ事業費の補助を行った。また、就労等支援団体への支援方策について、有識者や関係者で構成された検討会を設置して検討を行った。</p> <p>(3)今後の予定 日本語学習支援について、21年度は就労支援の視点を加え対象事業を拡充して公募の上、事業費の補助を行う。</p>	<p>(1)評点： 2点/5点満点 【理由】 ・各方面で自治体外交を展開していることは評価できる。外国籍県民への支援策の検討に着手したことも着実な前進と言える。 ただし、展開された自治体外交は全般的に行政主導の面が否めない。「県民協働型」を標榜する以上、県民が積極的にかかわる自治体外交を目指す必要があると考えられる。これらを踏まえ、小数点以下を減点した。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①：3点 各外交分野で積極的展開を図っている（継続）。 〃 ②：2点 一部取組みの実施、NGO・NPOが担うことができる就労支援策の検討実施。 =目標平均：2.5点 方策①：2点 県民協働型の自治体外交の展開が必ずしも図られているとは言えない面もある。 〃 ②：2点 目標②と同じ =方策平均：2点 *平均点=2.25点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・県民が積極的にかかわることのできる自治体外交、外国籍県民の支援策に取り組む必要がある（前回と同じ）。</p>

政策別評価表（運動 1）

運動1（あいさつ一新運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>平成18年5月1日から「神奈川あいさつ一新運動」を推進しています。</p> <p>この運動は、教育委員会や警察と連携し、県を挙げて取り組んでいるものです。</p> <p>あいさつは社会におけるコミュニケーションの基本です。家庭、学校、職場、地域社会で積極的にあいさつを交わし、そして子どもたちの元気なあいさつをほめてあげましょう。</p> <p>社会の変革は、私たち一人ひとりの小さな実践から始まります。明るく安心な地域社会の実現に向け「かながわあいさつ一新運動」の輪を広げていきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策 517「あいさつ一新運動の推進」 ・学校現場の取組みは、戦略プロジェクト19「不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応」の構成事業1「豊かな人間性や社会性をはくくむ教育の推進」の取組内容「学校を中心に進めるあいさつ一新運動の推進」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化月間である7月を中心に、県のたより、テレビ番組等各種の広報媒体を活用して周知啓発を実施 ・県及び市町村で実施する各種イベント等の機会を活用して、県職員が率先してあいさつの声かけを行うとともに、のぼりを設置して運動の周知・普及を実施（声かけ実施11回、のぼり設置のみ6回） ・文化課所管「紙芝居コンテスト」の平成20年度のテーマとして「神奈川あいさつ一新運動」を選定し、コンテストを実施 ・毎月1日を「神奈川あいさつ一新運動推進日」とし、庁舎内にのぼりを設置するとともに、庁内放送で職員及び来庁者に運動への参加を呼びかけ ・くらし安全指導員による防犯教室及び防犯パトロール等での意識啓発などを実施 ・県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」に、心ふれあう3つの運動の一として、あいさつ一新運動を位置づけ ・全県立学校177校（分校含む）に対して、運動のシンボル旗を授与する式典を開催（H19.7.23） ・各県立学校を核として、近隣の小・中学校や自治会などとも連携を図りながら地域にねざしたあいさつ運動を展開 ・県内10地区に「あいさつ一新運動推進協議会」を設置し、それぞれでのぼりや横断幕を活用した取組みを実施 ・県内全市町村教育委員会と今後の運動展開について個々に協議 ・湯河原町（H20.10.1）、小田原市（H20.11.4）のあいさつ運動に参加 ・県立高校生により構成された実行委員会の主催により、神奈川ハローサミットを開催し、10地区13校の児童・生徒が、取組み事例を発表（H20.1.20、H21.1.18） <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居コンテストの入賞作品を活用した運動の周知・普及を行う。 ・各学校等の取組みのうち、特徴的な取組みをHPで紹介 	<p>(1)評点【課題がある】 【理由】（加点・減点事項） シチズンシップ教育の推進に繋がる非常に大事な運動と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居コンテストの機会を利用するなど、新しい取組みを行い、あいさつ一新運動の啓蒙に取り組んでいる点は評価できる。 <p>高校生がハローサミットを開催しそれぞれの取組み事例の発表することは、運動を広げる手段としてはとても有効である。</p> <p>また、市町村にあいさつ運動の輪が広がりつつ有る点も評価できる。</p> <p>しかし、あいさつ一新運動の推進は、まず庁内から、職員から積極的に実践していく必要がある。現在は、来庁される人に対するの挨拶は不十分な状態である。</p> <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員・教員・地域など、まず大人から積極的にこの運動に取組み、その行動を、子ども達に見せ伝えて行くことが必要である。取組む側の熱意が非常に大切である。 → 大人が背中を見せる。

政策別評価表（運動 2）

運動2（コミュニティ体操推進運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>高齢化社会や子どもたちの体力低下が進行する中、ますます健康づくりへの関心が高まっています。健康は、自らの幸せとともに、家族の願いでもあります。病気になったり体力が低下しないよう、体を動かす習慣をつけることが大切です。これまで、県民が健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化することを目指す「3033運動」を進めてきています。</p> <p>今後、県民の健康づくりのために、身近な地域や学校、職場などで、気軽にできる体操の輪を自発的に広げていただく「コミュニティ体操推進運動」を提唱します。</p> <p>体操で、自らの健康づくりと明るいコミュニティづくりを進めていきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策 209「健康づくりに向けた体操推進運動の展開」 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内会議として、「健康づくりに向けた体操推進本部」を設置（H19.10.30）。（本部会議1回、幹事会2回開催） ・知事が「健康づくりに向けた体操推進運動」を宣言（H19.11.7）。 ・県民会議として、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置（H19.12.25）。 ・すこやかかながわ1万人ウォーク（H19.11.10）、ゆめかながわスポーツ健康シニアフェスタ（H19.11.18）、神奈川県体育指導委員大会（H20.2.3）において、知事の宣言・県民へのアピールを実施。 ・県ホームページによる情報提供開始（H20.3.26）、体操を普及するための体操指導人材の育成、目的別・年代別等の体操メニューの作成、グッズ、広報媒体を活用した県民への普及啓発（H20度～） ・標語等の設定による県民への普及啓発、意識醸成（標語募集期間 H20.11.8～H20.12.16、標語決定 H21.3） ・健康体操バンク（ホームページ）への登録を希望する体操実施団体の募集開始（H20.11.8）、市町村オリジナル体操等の情報提供開始（H20.12.3） ・3033運動として、キャンペーンを展開（19年度：県内12のイベント、参加者総数 約14,000名、20年度：県内9のイベント、参加者総数 約10,000名）したほか、3033運動普及員を養成し、関係団体等での普及活動を推進 ・行政、関係団体、民間等を構成員とした3033生涯スポーツ推進委員会を新たに設置し、連携方策について検討 ・マスメディア及び広報誌等を通じた広報の実施 ・3033運動を県民に広く周知し、運動の実践を呼びかけるための普及・啓発品を作製、配布（運動モデル、クリアファイル、ミニハンカチ、運動ノート、チャレンジカード等）。 <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制を活用し、庁内および県民運動として展開。各種イベント、グッズ、広報媒体、標語を活用した普及啓発を実施 ・3033生涯スポーツ推進委員会構成団体と連携した広報活動の充実。運動普及員の養成・活用 	<p>(1) 評点【概ね良好】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標語の募集など、あらゆる機会を使ってPRを行っているものの、まだまだ県民への浸透が足りないように思う。しかし、取組みの方向としては概ね良いと思われる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携を更に進め、PRの機会と実践の場を増やしていくことが必要。 ・庁内、学校などから率先して、コミュニティ体操を行える仕組みを作る。

政策別評価表（運動 3）

運動3（もったいない実践運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>平成17年6月から、身近な暮らしから地球環境問題を考える「もったいない運動」の一環として「マイアジェンダ登録“もったいない”バージョン」を掲げ、「マイアジェンダ登録」を進め、多くの県民や企業の協力をいただきました。</p> <p>次のステップとして、マイアジェンダ登録数を平成22年度末に10万人に倍増することなどを目標に、家庭や職場、地域でできる地球環境にやさしい行動を実践する「もったいない実践運動」を展開していきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)</p> <p>・構成事業1「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」の説明『『もったいない』の実践などテーマを絞ったキャンペーンなどの運動を展開」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境イベント・アジェンダの日 2007」では、“小さなことも今すぐ行動へ”をメインテーマとし、環境活動を行っている企業・団体の取組を紹介した他、マイアジェンダ登録の呼びかけを実施。(来場者 4,200人) (H19.10.20~21) ・個人のマイアジェンダ登録を促進し、また登録後の環境配慮活動をサポートするため、ホームページ「かながわの環境」の中に、インターネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設した。(H20.1.18) ・「神奈川版もったいない紙芝居コンテスト」を開催(H20.1.15~31) ・20年度は19年度の取組を継続して実施するとともに、「クールネッサンス宣言」の普及啓発を、市町村、企業等と連携し実施し、「まず、できること」としてマイアジェンダ登録の呼びかけを行った。 ・平成20年度(H21.2月末現在) 65,823人 ・「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトである「“NO”白熱球プロジェクト」の一環として、環境月間(6月)や温暖化防止月間(12月)などに、「街頭キャンペーン」を実施し、家庭で出来る身近な温暖化対策として、「白熱球から電球形蛍光灯への交換」を呼びかけた。(H20.6.5~8、H20.6.14~15、H20.11.1~2、H20.12.21 ※H20.6.14、H20.12.21は知事現場訪問に位置づけ、知事もキャンペーンに参加) 	<p>(1) 評価結果【課題がある】 【理由】(加点・減点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居コンテストを開催するなど、新たな啓蒙活動を行っている点は評価できる。しかし、アジェンダ登録した6万6千人の人が、どのような「もったいない」の実践をしていくのかが見えない。また、環境家計簿エコボがもっと普及できるような工夫が必要である。 <p>(2) 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地の市町村や企業と連携をとり、同じテーマの「もったいない運動」(例えば、マイ箸運動、白熱球から電球形蛍光灯への交換)が行われる仕組みづくりをすることにより多くの人にこの運動が伝わるのではないかと。 ・マイアジェンダ登録をしている人の「もったいない」の実践を集め、発表する場を作る事により、運動に対する意識の醸成をはかる。

政策別評価表（行動 1）

行動1（ウイークリー知事現場訪問）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】200カ所／4年間</p> <p>知事自身がさまざまな課題を把握するために、県内の現場を直接訪問し、現場を自らの目で確かめ、対話を通して県民の皆様から生の声をうかがい、情報収集と意見交換を行います。</p>	<p>（知事の行動であり、計画上の位置づけはない）</p>	<p>（1）目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度 52箇所訪問 ・20年度 78箇所訪問（平成21年3月26日現在） 	<p>（1）評点：【概ね良好】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に向かって順調に進んでいる。 <p>（2）今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの県民の皆様と交流が図れるような現場訪問を願う。

政策別評価表（行動 2）

行動 2（マンスリー知事学校訪問）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】 50カ所／4年間</p> <p>知事自身が学校の課題を把握するため、県内の小中高校・大学等あらゆる学校の現場を訪問し、現場の実情をしっかりと把握し、児童・生徒・学生や教員、保護者などの皆様から情報収集と意見交換を行います。</p>	<p>（知事の行動であり、計画上の位置づけはない）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度 13箇所 ・ 20年度 10箇所（平成21年3月26日現在） 	<p>(1) 評点 : 【概ね良好】 【理由】（加点・減点事項） ・ 目標に向かって順調に進んでいる。</p> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更に、多くの生徒と交流が図れるような学校訪問を願う。

政策別評価表（行動 3）

行動3（県民との対話ミーティング）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】40回／4年間</p> <p>「知事と語ろう！ふれあいミーティング」やさまざまな団体などとの対話の場に、知事自身が参加し、県政の課題について説明するとともに、県民の皆様からのご意見をいただき、意見交換を行います。</p>	<p>（知事の行動であり、計画上の位置づけはない）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 11回実施 ・「公共的施設禁煙条例で考える健康と喫煙－神奈川から発信！先進ローカル・ルールー」をテーマに「知事と語ろう！ふれあいミーティング」を県内8地域で実施。 ・「神奈川力構想について～11の先進条例の制定を目指して～」をテーマに、県内で指導的役割を果たしている生活環境、産業経済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題について意見交換を行う「県政トーク」を実施（3回）。 ・平成20年度 12回実施 ・「神奈川から『地球復興』を！－地球温暖化防止に向けて、今、できること－」をテーマに「知事と語ろう！ふれあいミーティング」を県内8地域で実施。 ・「最近の県政課題について（県の受動喫煙防止の取組み、地球温暖化対策の推進など）」をテーマに、県内で指導的役割を果たしているくらし、産業経済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題について意見交換を行う「県政トーク」を実施（3回）。 ・「たばこ対策と受動喫煙防止条例」をテーマに、神奈川県民ホールで「県民タウンミーティング」を開催（1回）。 	<p>(1)評点：【概ね良好】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に向かって順調に進んでいる。 ・「たばこ対策と受動喫煙防止条例」をテーマで開催した「県民タウンミーティング」は、県民の関心が高くとても意義があるものであった。 <p>(2)今後の課題その他</p> <p>多くの県民が、このような機会を認知する様な努力は必要。そして、多くの県民と交流が図れるような対話ミーティングを願う。</p>

資料編

目次

1. 松沢マニフェストの進捗評価の方法について	…… 74
2. 松沢マニフェストの取組みへの私の評価 (県民モニター委員意見票のまとめ)	…… 78
3. 松沢マニフェスト評価委員会設置要綱	…… 82
4. 松沢マニフェスト評価委員会委員一覧	…… 84
5. 平成20年度末の評価作業の経過	…… 85

資料 1 松沢マニフェストの進捗評価の方法について

－平成20年度末（2年目）の評価－

平成21年3月28日決定

1 基本的方針

- (1) マニフェスト進捗の評価は、「神奈川県全開宣言・マニフェスト2007」の「条例宣言」及び「政策宣言」を対象として行うものとする。ただし、「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」についても、必要な範囲で点検・評価を行い、その結果を報告書に付記するものとする。
- (2) 評価にあたっては、政策別（条例宣言11本、政策宣言37本）の評価を基本とし、これを総合して、分野別及び全体の評価を行うものとする。
- (3) 政策別の評価にあたっては、記載された政策・施策をどこまで実現したかという「政策実現状況」（4年間の目標に対する達成度合い）によるものとする。最終的な成果が出ていない場合であっても、その準備・検討の状況の評価する。
- (4) 評価結果については、県民にわかりやすいものとなるよう、数値による評点等の工夫を行う。

2 評価の材料

評価にあたっては、次の資料、材料をもとに行うものとする。

(1) 関係資料

- ・ 県知事室からの提供資料（総括的資料）
- ・ 県担当部局からの提供資料（政策別資料）
- ・ 公刊された社会統計資料（数値目標に関するデータ）
- ・ 予算への反映状況に関する資料
- ・ 総合計画等への反映状況に関する資料

(2) 追加ヒアリング、質疑応答

- ・ 分野別のヒアリング調査
- ・ 文書（メール）による照会

3 評価の方法・手順

(1) 条例宣言の評価

- ① 条例宣言については、各条例（11本）の制定、施行等の段階を基本として評価する。
- ② 評価については、概ね表1の基準により5点満点（6段階）で評価するものとする。
- ③ 次の事情がある場合は、加点事項として考慮する（原則として+1点）。
 - 1) 条例制定の作業が進んでいないが、それがやむを得ない事情によるものであり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
 - 2) 条例または条例案（骨子案を含む）の内容がマニフェストの内容に沿っていないが、県民の意見によって変更した場合、より適切な内容に変更した場合など、合理的な理由がある場合
 - 3) 条例制定の作業または内容は良好でないが、その実施方法等が特にすぐれている

場合（積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど）

- 4) その他特に評価すべき事情がある場合
- ④ 次の事情がある場合は、減点事項として考慮する（原則として－1点）。
- 1) 条例制定の作業または内容は良好だが、その実施方法等に問題がある場合（情報公開が不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど）
- 2) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑤ 評価結果として、上記の点数評価に加えて、その理由（実現の状況）、今後の課題等を文章で記載する。
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して（平均点を参考にして）、条例宣言全体の評価結果を5点満点（6段階）で評価する。あわせて、その理由、実現の状況、今後の課題等を文章で記載する。
- ⑦ なお、「条例サンセットシステムの導入」については、点検・評価は行うが、評点には算入しない。

表1 条例宣言に関する評価基準（概ねの基準）

評点	基準
0点	全く検討していない段階
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む。）
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）
5点	条例が施行された段階

※条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

(2) 政策宣言の評価

- ① 政策宣言については、各政策（37本）の記載事項のうち、評価対象とする部分を抽出して明確にする。評価対象とするのは、原則として「目標」及び「具体的方策」とし、これに「要約」（冒頭の四角囲み部分）及び「期限」（を加味して評価するものとする。また、「財源」については、大幅な変更があった場合に減点要素として考慮する。
- ② 評価については、各目標及び方策ごとに、概ね表2の基準により5点満点（6段階）で評価する。
- ③ 評価については、目標と方策それぞれについて平均点を算出するとともに、さらにその両者の平均点を算出して、これを基本として政策の評点を算出する。あわせて、その理由（実現の状況、下記の加点・減点を含む）、今後の課題等を文章で記載する。
- ④ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、加点事項として考慮する。
- 1) 数値目標を掲げた目標・方策が含まれている場合において、統計データ（代替指標等に関するものを含む）の未収集等によりその達成状況は把握できないが、施策事業の実施により相当の成果が現れていると推認できるとき
- 2) 各目標・方策の実現状況は良好でないが、それがやむを得ない理由によるもので

- あり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
- 3) 各目標・方策の実現状況は良好ではないが、その実施方法等が特にすぐれている場合（積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど）
 - 4) 各目標・方策はそのままの形では実施されていないが、内容を変更し、またはこれに代わる目標・方策を実施している場合
 - 5) その他特に評価すべき事情がある場合
- ⑤ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、減点事項として考慮する。
- 1) 「期限」（任期途中の期限を掲げている場合）を遵守できていない場合
 - 2) 「財源」の面で大幅な変更があり、その内容が望ましくない場合（ただし、事業実施の工夫により費用を削減した場合はこの限りでない）
 - 3) 各目標・方策は実現しているが、政策全体の目的や趣旨を達成できていない場合
 - 4) 各目標や方策は実現しているが、その実施方法等に問題がある場合（情報公開が不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど）
 - 5) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して（平均点を参考にして）、分野別（6分野）に評価結果を5点満点（6段階）で評価する。あわせて、その理由（実現の状況）、今後の課題等を文章で記載する。

表2 政策宣言（各目標・方策）に関する評価基準（概ねの基準）

評点	基準
0点	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	数値目標※1または期待される施策事業※2について概ね1/4以上を実現した場合※3
3点	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。

※2 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

※3 数値目標について当初値（例：18年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件＝6割達成）。

(3) 「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」の評価

① 上記の評価については、その性格上、評点を算出せず、「大変良好、概ね良好、課題がある」等の記述により状況を表現するとともに、その理由、今後の課題等を簡潔に記載する。

② 上記の結果については、報告書の中で項目を設定して記載する（全体の評点には含め

ない)。

(4) 全体の評価

- ① マニフェスト全体の評価については、各政策（48本）の評点の合計をもとに100満点（5点刻み）で評点を算出し、必要な加点・減点を行って評点を確定する。

【算出方法】

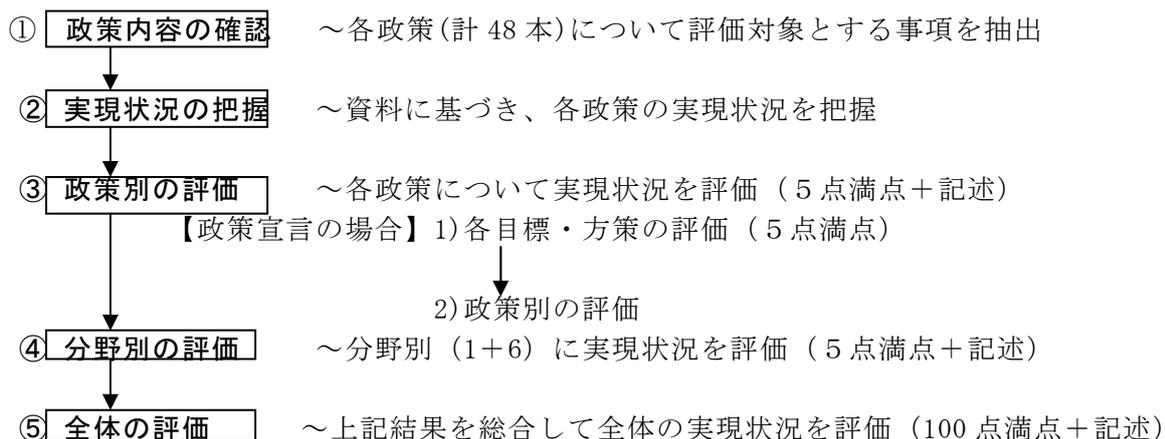
各政策の評点の合計 ÷ 240（満点） × 100 = 全体の評点
+ 必要な加点・減点 → 評点の確定

- ② 評価にあたっては、上記の評点、その理由、全体の実現状況、今後の課題を記載するものとする。あわせて、必要により委員会の提言等を記載する。

(5) その他

政策別の評価及び分野別の評価については、項目、方法等の共通化を図るため、別に定める様式（評価表）を定めて、これに必要事項を記入する形で行う。

【評価作業の流れ（まとめ）】



4 評価結果の活用について

評価結果や今後の取り組みに関する県民に関心を持ってもらうため、評価結果のHP掲載、記者発表等のほか、シンポジウム等における発表等を行うよう努めるものとする。

以上

県民モニター委員意見書
松沢マニフェストの取組みへの私の評価 (2009.4.21)

モニター委員49名(内回答30名) 2009.4.21現在

1. 松沢知事のマニフェストの取組み(2期目、平成19～20年度)に、あなたは何点をつけますか(100点満点)		
選択肢	票数	理由
a. 80点以上	13 (43.3%)	知事がリーダーシップを発揮し、マニフェストに基づいて着実に政策を実行している (a)
b. 60～80点	14 (46.7%)	マニフェストの具現化に向けた具体策が講じられ、議会との関係も以前より改善されて、着実な進歩を遂げている (b)
c. 40～60点	3 (10.0%)	テレビでの定例会見などで見る限り、マニフェストの分野間での達成度にかなりバラツキがあるように感じる (c)
d. 20～40点	0	
e. 20点未満	0	
f. わからない	0	

2. 松沢知事のマニフェストの取組み(2期目、平成19～20年度)を分野別にみてどう評価しますか。		
選択肢	票数	理由
(1) 先進条例の制定 (11本の先進条例の制定＝「条例宣言」)		
a. とてもよい (5点)	12 (40.0%)	受動喫煙防止条例・多選禁止条例など先進的な条例を制定したことを大いに評価する (a)
b. よい (4点)	15 (50.0%)	受動喫煙防止条例は県外からの関心も高く、神奈川から地方や中央に手本を示している感じがして良いと思う (b)
c. 普通だ (3点)	3 (10.0%)	この不況のなかでの中小企業活性化条例は大いに期待する (b)
d. 不十分だ (2点)	0	不必要と思われる条例はいかがなものか (c)
e. まったく不十分だ (1点)	0	
f. わからない	0	
(2) 未来への人づくり (教育、子育て＝「政策宣言」I章)		
a. とてもよい (5点)	7 (23.3%)	県立高校において日本史を必修にした評価 (a)
b. よい (4点)	16 (53.3%)	子育てを地域の行政やNPOとの連携でサポートしようとしているから (b)
c. 普通だ (3点)	5 (16.7%)	学校の耐震化とティーチャーズアカデミーの取組みが良い (b)
d. 不十分だ (2点)	2 (6.7%)	いじめ問題にも取り組んでおり、神奈川では一定の成果がある (b)
e. まったく不十分だ (1点)	0	部活動エキスパート指導者派遣事業を創設したので (c)
f. わからない	0	乳幼児の保育施設などの不足はまだ改善されていない (d)
(3) 安心な暮らし (防犯、福祉、医療＝「政策宣言」II章)		
a. とてもよい (5点)	5 (16.7%)	地域の自治会と警察が連携して自主防犯活動を積極的に推進している (a)
b. よい (4点)	16 (53.3%)	以前に比べて体感的な治安が良くなった (b)
c. 普通だ (3点)	9 (30.0%)	介護人材の不足問題にもっと取り組んで欲しい (c)
d. 不十分だ (2点)	0	知的障害者職場指導員設置費補助の対象を精神障害者を雇用する企業にも拡大したことを評価 (c)
e. まったく不十分だ (1点)	0	収税減に伴い、高齢者への行政サービスが低下 (c)
f. わからない	0	
(4) 強い経済 (産業政策、観光、交通政策＝「政策宣言」III章)		
a. とてもよい (5点)	5 (16.7%)	知事は神奈川県のスポークスマンとしてセールス効果を生んでいる。横浜開港150周年をうまく利用している (a)
b. よい (4点)	17 (56.7%)	羽田空港の国際化や神奈川口構想の早期実現に向けて積極的に取り組んでいる (b)
c. 普通だ (3点)	7 (23.3%)	中小企業支援策をしっかりと行っている (b)
d. 不十分だ (2点)	1 (3.3%)	観光地の活性化にもっと力をいれてほしい (c)
e. まったく不十分だ (1点)	0	
f. わからない	0	
(5) 豊かな環境 (環境政策、県土整備＝「政策宣言」IV章)		
a. とてもよい (5点)	6 (20.0%)	温暖化防止対策を評価する (b)
b. よい (4点)	12 (40.0%)	電気自動車の先駆けとして県の取組みを評価 (b)
c. 普通だ (3点)	8 (26.7%)	マイアジェンダ登録者数を県は増やしている (c)
d. 不十分だ (2点)	3 (10.0%)	県土整備をもっと進めて欲しい (c)
e. まったく不十分だ (1点)	1 (3.3%)	都市部にはまだまだ緑が少ないのに緑地が増加している。現存している森林保全にもっと力をいれてほしい (d)
f. わからない	0	
(6) 先進のマネジメント (行財政改革、人事政策＝「政策宣言」V章)		
a. とてもよい (5点)	6 (20.0%)	議会改革を聖域とせず、知事が議会と関わる姿勢が素晴らしい (a)
b. よい (4点)	15 (50.0%)	県行政の効率化や職員の意識改革等への取組みをしっかりと実践中 (b)
c. 普通だ (3点)	6 (20.0%)	県職員08の天下り、減りをもっと減らしてほしい (b)
d. 不十分だ (2点)	2 (6.7%)	かながわブランドの推進がよい (b)
e. まったく不十分だ (1点)	1 (3.3%)	的確な人事をしていると感じる (c)
f. わからない	0	
(7) 新しい自治 (地方分権、広域政策、県民との協働＝「政策宣言」VI章)		
a. とてもよい (5点)	8 (26.7%)	道州制の実現にむけてしっかりと取り組んでいる (a)
b. よい (4点)	12 (40.0%)	地方分権についての知事の発言を評価 (b)
c. 普通だ (3点)	7 (23.4%)	東京・埼玉・千葉などの近隣県と積極的に連携して、様々な政策実現に取り組んでいるので (b)
d. 不十分だ (2点)	1 (3.3%)	現状では財源権限委譲されても今の県の業務体制では受皿は無理 (d)
e. まったく不十分だ (1点)	1 (3.3%)	具体的な取組みが分からない (f)
f. わからない	1 (3.3%)	

3. 今後、松沢知事はどのような分野・政策に力を入れるべきだと思いますか。また、どのような取組みを行うべきでしょうか、ご意見・提言を記載してください。

(1) 力を入れるべき分野・政策 (3つ選択)	
a. 教育・子育て支援	18 (21.1%)
b. 防犯・防災対策	2 (2.4%)
c. 福祉・医療政策	20 (23.5%)
d. 経済・産業政策	14 (16.4%)
e. 交通政策・道路網整備	1 (1.2%)
f. 環境政策	13 (15.3%)
g. 交通政策・県土整備	1 (1.2%)
h. 行財政改革	5 (5.9%)
i. 地方分権	7 (8.2%)
j. 広域行政(首都圏政策)	2 (2.4%)
k. NPO・県民協働	2 (2.4%)
l. その他	0

(2) 今後の取組みへの提言

●先進条例マニフェストの実行を望む●社会的弱者対策への一層の強化を望みます●医療や福祉など県民が安心して暮らせる基盤の拡充を図って下さい。●人口の多い神奈川県防犯・防をもち増進して欲しい●経済基盤の回復と安定が基幹であり、企業活力の向上、充実策が更に必要だ●医療の不採算部門(救急救命、小児科、産婦人科、NICUなど)のサポート●受動喫煙防止条例は先ず一步スタートは評価するが、本当の成果が問われるのは今後の取組み次第●森林再生を公共事業として取り組むことにより新たな雇用を創出してほしい●県民が主役になれるような取り組みをNPOなどと共同で行って欲しい。●教育改革、小中高生の家庭内教育が重要●どの分野、政策も重要だが、未曾有の財政危機のなかで最優先され命に関わる政策対応だと思います。●企業誘致の一層の促進して下さい●神奈川県と国との関係、神奈川県と各市区町村との関係を含めた相互協力が必要●マニフェストに添った政策提言実施も大事だが、実施後の社会を検証することも大切だと思ふ。実施したから良いでは困る●目先のことだけに囚われずに長い眼で5年後・10年後を見据えたビジョンで明解披露して欲しい●神奈川県に3つめの政令市が必要なのは、横浜市と相模原市が同じ行政運営が当てはまると思えないので知事に明確な所信を示して欲しい。●地域主権・住民主権の観点からも道州制や自治基本条例を具現化していることは評価に値する。

4. 政策(条例)別の取組みについて、どのように評価しますか。関心のある政策についてのみ評価していただければ結構です。		
政策または条例	評価	コメント(意見・感想)
条例宣言		
1 公共施設禁煙条例	とてもよい13 よい4 普通1 不十分0 まったく不十分1	神奈川県から国や地方へ働きかけて欲しい。 妥協しないで更なる進展を期待。 喫煙家への配慮も忘れずに。
2 地球温暖化対策条例	とてもよい3 よい8 普通3 不十分2 まったく不十分1	民間企業タイアップが良い。 電気自動車への更なる支援を。 グリーン電力の活用と設置基準の明確化必要 意識付けの面で不十分。
3 遺伝子組換え規制条例	とてもよい0 よい8 普通3 不十分1 まったく不十分0	十分な調査を行って欲しい。
4 犯罪被害者支援条例	とてもよい4 よい7 普通0 不十分1 まったく不十分0	更なる支援を望む。 金銭面だけでなく、精神面のサポートが重要。
5 中小企業活性化条例	とてもよい2 よい8 普通1 不十分1 まったく不十分1	下請けからの独立支援の拡充を。 補助金行政では何も変わらない。
6 文化芸術振興条例	とてもよい1 よい3 普通4 不十分1 まったく不十分0	
7 バリアフリー推進条例	とてもよい2 よい5 普通2 不十分2 まったく不十分1	障害者目線に立った施策に期待。 素晴らしい条例なので全国へ広げよう。 車椅子だけでなく幅広い考えで実行を。
8 パートナリシップ条例	とてもよい0 よい5 普通1 不十分1 まったく不十分1	全国的に行って欲しい。 こんな細部についての条例の必要性に疑問。
9 職員不正行為防止条例	とてもよい3 よい6 普通0 不十分1 まったく不十分0	県職員の新人研修の強化を。 県職員の勤務状態についての監視強化を。
10 多選禁止条例	とてもよい9 よい8 普通0 不十分0 まったく不十分0	マンネリを防ぐ最高の条例だと思います。 日本の全ての自治体で取り入れるべき。 世襲禁止の方が大事だと思う。
11 自治基本条例	とてもよい1 よい7 普通3 不十分0 まったく不十分0	県政重要課題に県民参加を評価。 まだ検討不足に感じる。 具体的なスケジュールが見えないのでは。
I 未来への人づくり		
1 県立学校の施設再整備	とてもよい5 よい7 普通3 不十分0 まったく不十分0	整備テーマの再検討を。
2 教育行政のシステム改革	とてもよい2 よい8 普通3 不十分1 まったく不十分1	強かに推進すべき。
3 新しい県立学校づくり	とてもよい1 よい3 普通5 不十分1 まったく不十分0	小中高それぞれで検討して欲しい。
4 教員の人材確保と育成	とてもよい0 よい9 普通2 不十分1 まったく不十分0	無能な教員をカットせよ。 教員より校長が問題あるのでは。
5 良き市民となるための教育	とてもよい2 よい6 普通4 不十分0 まったく不十分0	子供を通して親を教育した方がよい。 今は常識を教育ですべきだ。
6 スポーツ振興と部活動活性化	とてもよい2 よい7 普通4 不十分1 まったく不十分0	部活動ではなく地域のクラブ等の充実を。 活動をする機会と場所が少ない。 全国水準と協調性を持って望んで欲しい。
7 地域ぐるみで子育て支援	とてもよい4 よい8 普通2 不十分1 まったく不十分0	寺子屋制度の実現を。 子供好きの高齢者を積極的に登用しては。
8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対	とてもよい0 よい6 普通4 不十分1 まったく不十分1	教育委員会への働きかけが大事。 小学校からの教育を強化すべき。 親に厳しく教育を。

II 安心を暮らし		
9 日本一の治安の実現	とてもよい4	安心安全にむけた警察力の充実を。 地域も巻き込んだ取組みに期待。 “日本一”とかの表現はらしくない。
	よい7	
	普通1	
	不十分1	
	まったく不十分0	
10 基地対策の着実な推進	とてもよい1	県民目線でのしっかりとした対応を望む。 米軍と仲良く、時には厳しく前向きな態度を示したい。
	よい8	
	普通1	
	不十分0	
	まったく不十分1	
11 がんに負けない神奈川づくり	とてもよい3	更なる具体策を見せて欲しい。 小児ガン対策に力を入れて。 腫瘍内科医数の増加を。
	よい7	
	普通3	
	不十分2	
	まったく不十分0	
12 県立病院改革で医療向上	とてもよい6	独立法人化が先送りになった事が不満。 不採算部門には県が積極的に支援を。
	よい2	
	普通5	
	不十分4	
	まったく不十分0	
13 介護人材育成と産科医療充実	とてもよい4	産科の充実が診療報酬が上がらないと無理。 早急な介護人材育成への取組みを。
	よい3	
	普通5	
	不十分2	
	まったく不十分0	
14 高齢者の介護充実と虐待防止	とてもよい2	カウンセリング制度の拡充を期待する。
	よい3	
	普通3	
	不十分4	
	まったく不十分0	
15 障害者の地域生活支援	とてもよい1	民間企業の協力と税制の整備を。
	よい3	
	普通4	
	不十分3	
	まったく不十分0	
III 強い経済		
16 インベスト神奈川で産業競争力	とてもよい6	研究開発企業誘致を評価。
	よい5	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
17 羽田空港国際化と京浜臨海部	とてもよい5	早期実現に向けた知事のリーダーシップに期待。 東京、千葉とも密な連携でじっくり取組んで欲しい。
	よい8	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
18 高速交通ネットワークの整備	とてもよい2	綾瀬インターチェンジはどうなったのか分からない。 まさに近未来の夢都市を早く見てみたい。
	よい6	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
19 中小企業の支援強化と活性化	とてもよい3	県の中小企業支援策は完全ではないが今後に期待。
	よい5	
	普通5	
	不十分1	
	まったく不十分0	
20 かながわツーリズムの展開	とてもよい1	知事の精力的なトップセールスの成果が出ている。 箱根の観光客数が上昇しており成果が上がっている。
	よい4	
	普通7	
	不十分0	
	まったく不十分0	
21 地産地消とブランド化で農水産	とてもよい2	食の安全安心を県民へしっかりと提供している。 遊休農耕地の活力策に注力。 更なるJAとの連携が必要。
	よい10	
	普通2	
	不十分2	
	まったく不十分0	
22 産業人材育成と就職支援	とてもよい2	県民が自分は何をするべきかの意識付けも大切。
	よい4	
	普通4	
	不十分1	
	まったく不十分0	
IV 美しい環境		
23 神奈川発・地球温暖化対策	とてもよい3	マイアジェンダ登録者増加で意識付けに成功。 もっとグローバルな取組みでないと無意味では。
	よい9	
	普通2	
	不十分1	
	まったく不十分1	
24 究極のエコカー電気自動車の開発	とてもよい5	神奈川がリードして世界へ波及して欲しい。 普及のための電気自動車優遇措置は良いと思う。 現状では電気自動車よりハイブリッドの方が進めやすいのでは。
	よい8	
	普通2	
	不十分1	
	まったく不十分0	
25 環境共生の都市づくり	とてもよい1	里山竹林保全再生モデル地区の取組みを継続して欲しい。
	よい5	
	普通4	
	不十分2	
	まったく不十分0	
26 なぎさど川の保全・再生	とてもよい1	継続的な海岸侵食対策を。 神奈川県の財産でもある海岸美化の取組みはもっと力を入れるべき。
	よい9	
	普通4	
	不十分1	
	まったく不十分0	
27 丹沢大山の再生と花粉症対策	とてもよい3	花粉量を減らす努力（木材・苗）を評価する。 県民と森林との共生啓発活動を積極的に行ったのは良い。 対策は認めるが、実際花粉飛散量は減ったのか。
	よい7	
	普通5	
	不十分1	
	まったく不十分1	

V 先進のマネジメント		
28 新たな行財政改革でスマートな	とてもよい2	職員数の削減など実績が認められる。 今の経済環境で県債削減は意味がある。 まだまだ無駄な予算削減はできるはずである。
	よい7	
	普通4	
	不十分2	
	まったく不十分0	
29 県民と協働する県政	とてもよい3	地域の様々な力と県政の協働作業は相乗効果大。 展望だけで具体的には進展がみられない。
	よい6	
	普通2	
	不十分3	
	まったく不十分0	
30 政策主導の組織マネジメント	とてもよい3	部局長マニフェストの意義は絶大。さらなる進展を。 庁内改革により政策実現力が上昇したことが認められる。 現状が先進的な県組織としては当然。
	よい7	
	普通3	
	不十分1	
	まったく不十分0	
31 新時代の人材マネジメント	とてもよい1	民間人の登用は大いに賛成。 閉塞感が漂う県庁内において様々な新しい試みに期待が持てる。 県職員の意識改革をしなければ何も変わらない。
	よい6	
	普通4	
	不十分2	
	まったく不十分0	
32 かながわブランド戦略	とてもよい3	薄れている地域への愛着や誇りを回復できる。 もっと神奈川ブランドのイメージアップ戦略を。
	よい6	
	普通7	
	不十分1	
	まったく不十分0	
VI 新しい自治		
33 分権改革と道州制の推進	とてもよい3	数々の知事の道州制への発言を評価する。 地方分権の風潮が高まっており、神奈川ももっと推進すべき。 結局のところ何も進んでいるとは感じられない。
	よい10	
	普通2	
	不十分1	
	まったく不十分1	
34 首都圏連合と山静神三県連合	とてもよい1	羽田成田間リニア新線構想をしっかりと進めて欲しい。
	よい7	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分1	
35 市町村合併と政令市移行支援	とてもよい1	市町村合併を進めてスリムな行政組織を目指して欲しい。 相模原市の政令市移行支援は一定の評価を与えられる。 全く何をやっているのか分からない。
	よい6	
	普通3	
	不十分1	
	まったく不十分1	
36 協働型社会かながわの創造	とてもよい0	県はもっと多くのNPOとの連携が今後必要である。 県民に数々の制度の意図が伝わっていない。
	よい7	
	普通1	
	不十分2	
	まったく不十分0	
37 自治体外交の展開	とてもよい3	知事が精力的に出かけて交流する姿はメディアでよく見かける。 神奈川のことを日本のみならず海外へも更にアピールして下さい。 意味のある外交にもっと的を絞るべきだ。
	よい9	
	普通1	
	不十分1	
	まったく不十分1	

資料 3

松沢マニフェスト進捗評価委員会運営要綱

平成 20 年 3 月 8 日決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松沢マニフェスト進捗評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この委員会は、松沢成文神奈川県知事（以下「知事」という。）の委嘱に基づき、次の事項を目的として運営するものとする。

- ① 松沢知事が選挙時に掲げたマニフェスト（政権公約）の進捗状況を点検・評価し、今後の県政運営に反映させること。
- ② 評価結果及び基礎とした情報を全面的に公開することにより、県政に対する県民自身の評価や参加をサポートすること。
- ③ 以上の取組みを通じて、マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること。

(設置期間)

第 3 条 委員会の設置期間は、平成 20 年 3 月 8 日から平成 23 年 4 月 22 日までとする。

(委員)

第 4 条 委員会は、知事が委嘱した学識委員（概ね 5 名）、県民委員（概ね 6 名）によって構成する。

- (2) 学識委員は学識者をもって充て、県民委員は県民からの公募によって選考された者をもって充てる。
- (3) 県民委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が多数にのぼった場合は、知事及び学識委員が協議して選考する。
- (4) 学識委員及び県民委員は、委員会の運営及び審議に参加し、かつ議決に加わる。
- (5) 学識委員は報酬及び費用弁償を受け、県民委員は費用弁償を受けるものとする。
- (6) 学識委員及び県民委員の任期は 2 か年度とし、委嘱のつどその範囲内で知事が定める。

(県民モニター委員)

第 5 条 点検・評価に広く県民の意見を反映させるため、委員会に県民モニター委員を置くことができる。

- (2) 県民モニター委員は、県民からの公募に基づいて知事が委嘱する。
- (3) 県民モニター委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が特に多数にのぼった場合その他知事が特に支障があると認める場合を除いて、応募者全員に委嘱するものとする。
- (4) 県民モニター委員は、委員会に対して文書により意見を提出し、委員会はその内容を審議に反映させるよう努めるものとする。
- (5) 県民モニター委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

(特別委員)

第6条 マニフェストの研究交流その他必要があると認める場合は、委員会に特別委員を置くことができる。

- (2) 特別委員は、委員の意見を聴いて知事が委嘱する。
- (3) 特別委員は、委員会の審議に参加し、意見を述べることができる。
- (4) 特別委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

(組織)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (2) 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(運営)

第8条 委員会は、知事等からの説明と資料提出を受け、これに基づいてマニフェストの進捗に関して点検・評価を行う。

- (2) 委員会は、点検・評価に当たっては、広く県民の意見を募集し、これを参考にすることができる。
- (3) 委員会は、毎年度末から新年度6月までに報告書を取りまとめ、知事に提出するとともに、県民に公表するものとする。
- (4) 委員会の審議は公開とし、報道機関の傍聴を認めるものとする。なお、委員会が特に必要があると認める場合は、その他の者の傍聴を認めるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認める場合は、県職員その他の関係者に出席を要請するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成20年3月8日から施行する。

資料 4 松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員一覧

学識委員

(50音順、敬称略)

氏名	所属・肩書	専門分野
石田 晴美	文教大学准教授	会計学・公会計
出石 稔	関東学院大学教授	地方自治論・政策法務論
小池 治	横浜国立大学院教授	政治学・行政学
柴田 直子	神奈川大学准教授	英米法・地方自治論
前田 成東	東海大学教授	行政学

県民委員

(50音順、敬称略)

氏名	住所	職業等
甘粕 美千男	藤沢市	自営業
大塚 敬	横浜市	会社員
大八木 優人	横浜市	大学院生
久保田 英賢	海老名市	会社役員
斉藤 奈美	相模原市	団体勤務
島岡 稔	鎌倉市	元会社員
矢田 純登	横浜市	大学生

県民モニター委員

(順不同、敬称略)

立岩 寛吾 (会社員)	菊岡 正和 (医師)	大滝 忠弘 (税理士)
野村 恭子 (会社員)	塚本昭二郎 (無職)	谷亀 貞雄 (無職)
竹内 隆 (会社員)	岩元 博 (会社員)	赤倉 昭男 (無職)
榎田あずみ (会社員)	荒新 則彦 (会社員)	石渡 宏道 (税理士)
鈴木子守氏 (会社経営)	相原 和彦 (会社員)	長谷部正孝 (学校法人職員)
桜井 淳 (会社経営)	木島 賢 (団体役員)	鈴木 勉 (学校法人職員)
馬場 紀彦 (会社員)	赤津 伸一 (会社員)	五十嵐文明 (会社役員)
白井 康雄 (会社役員)	山崎健二郎 (会社員)	加藤 千尋 (会社員)
加藤 政徳 (会社経営)	狭間 克樹 (会社員)	中野 徹夫 (無職)
守本 勝夫 (会社役員)	梅澤 廣 (無職)	内藤千夏子 (学生)
東塚 治 (会社員)	清水 大樹 (会社員)	高橋 謙二 (会社員)
窪田 晴夫 (会社員)	峰尾 芳男 (税理士)	すくむ田 成美 (会社員)
兒玉 康資 (会社経営)	松崎 信彦 (司法書士)	藤原 奈々 (会社員)
辻本 清視 (会社役員)	重田 博章 (会社員)	渡辺 政彦 (大学院生)
熊谷 勝 (医師)	古田 美里 (会社員)	井上 佳子 (弁護士)
桜谷 克一 (無職)	小島 真紀 (会社員)	
佐野 嘉宏 (無職)	高橋 純子 (会社員)	

計 49名 (2009.5.18 現在)

資料 5

平成 20 年度末の評価作業の方法

1. 委員の担当分野等について

- ①評価案の作成は、学識委員が分野別に担当する。
- ②県民委員は、担当分野についてもう一つの評価案（評点を含む）を作成する。ただし、希望等に応じて弾力的に扱う（担当分野の全政策を取り上げる必要はないし、他の分野の政策について意見を述べてもよい。また評点は記載しなくてもよい）。

【委員の分担】※19 年度末と同一の担当とする。

分野区分	本数	評価案作成	意見の提出（主な担当）
全体評価	—	小池委員長	全員
条例宣言	11 本	出石委員	大八木委員
政 策 宣 言	I 人づくり	8 本	石田委員
	II 暮らし	7 本	柴田委員
	III 経済	7 本	前田委員
	IV 環境	5 本	小池委員
	V マネジメント	5 本	石田委員
	VI 自治	5 本	出石委員
県民運動の提唱等	6 本	久保田委員、斉藤委員	—

※県民委員は、他の分野・政策についても意見を提出することができる。

2. 評価作業のスケジュール

月 日	作 業
*3 月 28 日(土)	第 1 回委員会（進捗状況の報告、評価方法の協議等） + 県からの資料提供（後日、修正の可能性あり）
4 月 6 日(月)まで	質問票の提出 → 回答を記載して返却（遅くともヒアリング時まで）
4 月 13～17 日	県（知事室）へのヒアリング（分野別、半日×7 回）
4 月 21 日(火)まで	（県民委員）意見の提出 →（担当委員）政策別評価表の作成
*4 月 26 日(日)	第 2 回委員会（政策別評価案の説明、検討）
—この間—	政策別評価表の修正、分野別評価表の作成、全体評価案の作成
*5 月 17 日(日)	第 3 回委員会（政策別評価結果の確定、全体評価の検討・決定）
—この間—	政策別評価表・分野別評価表の確定、全体評価の確定
6 月 1 日	知事への評価報告書の提出、記者等への発表、HP への掲載
※6 月 9 日	松沢知事シンポジウム（マニフェスト自己評価の発表）